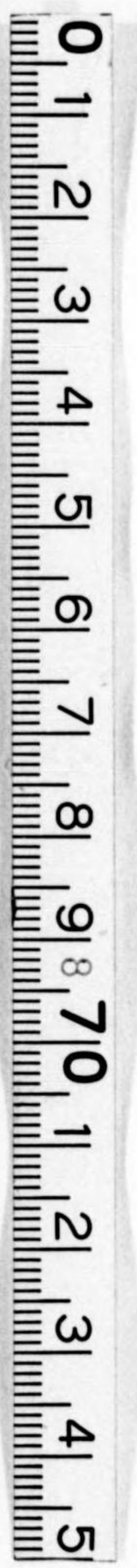


63-51ハ

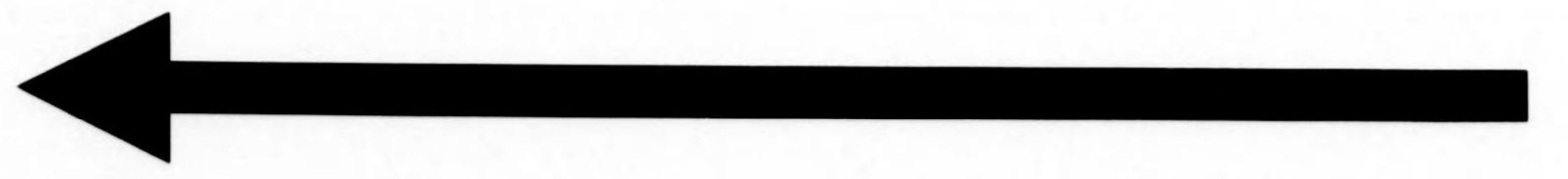


1200501276920

63
ハ



始



ト工13A-2



訂史
國史研究
総説



小引

一 小著「國史の研究」は初版を明治四十一年に、改補再版を大正二年に刊行したのであるが、その後早くも十八年の歲月夢の如くに過ぎてしまつた。こゝに更訂第三版纔に成り、總說一卷各說二卷としてこれを公にするに當り、幾たびか改刪補訂の筆を加へて、しかも意に満たないもの多く、たゞ自ら忸怩たるばかりである。

一 本書編著の主意は第一章に述べて置いた通りである。國史研究の手引ともなり、また一般史として國史の大體を知らしめると同時に、これまで國史學界に於いて發表せ

られた研究の主なるものを紹介するなど、本書の目的が多岐に涉つて居るため、叙述に統一なく、體例に整はないところあるのみならず、或は餘りに枝葉に走つて累屋重架の感あらしむるものがあり、或は餘りに簡単に過ぎて説くところ詳ならぬものがあることは、博雅諸賢の叱正を請ふ外ないのである。

一 更訂版は初版及び改補再版に述べたところをまた訂正増補を加へたものが多い、寧ろ全部書き改めたといつてよい程、内容が異なつてしまつたので、こゝに更訂の二字を冠して新に書名とする。中には舊説を根本から覆へしたものが少くないが、それは一面に於いて、輓近の國史學

界進展のためであり、一面に於いて十八年の歲月が余の研究態度を一變せしめたためでもある。併し我が國史には猶ほ考察せねばならない大小の問題が多い。もし機會を得たら更に改訂第四版を出す日があるであらう。

一 先輩并に友人諸氏の論文等に對し、紹介の文詳悉ならざるものが少くないのみならず、或は餘りに率直に之を批評して敬意を失つたものがあるかも知れない、こゝに先づ御わびする。また紹介批評が前出の論文のみに據つて居り、偶、後出のものを見落したものがあつてあらう。或はまた現在どんな意見を抱かれてゐるか分らないのに、十數年前の論文を紹介批評し、的のないところに矢を放

つてゐるものもあらう。それらに對しては特に宥恕を乞はねばならない。

一 更訂版に記載してある参考書及び論文等は昭和五年までに公にされたものに限定し、本年に入つて學界に提供されたものは大抵省略に従つた。

一 更訂版に收めてゐるいろいろの表、圖、及び目錄の類は、多く友人諸氏の特に調査せられたものである。少くもこれだけは本書をして前版よりも更に價值あらしめたことを疑はぬ、余は心から感謝の意を表す。それに岩波書店主人が時に十數校に及んだ活版校正に、何等不平をいはれなかつたことが、またこの更訂版を多少ともより善く

ならしめた所以であることを特記し、この小引の筆を描く。

昭和六年六月

黑板勝美識

初緒言

一本書は國史に興味を有し、少し研究でも仕やうといふ人の便宜に供せんがために著したもので、専門家から見たら、繁簡取捨宜しきを得ず、重複誤脱の少くないことは固よりのことである。自分ながらも一度之を反讀して其甚しきに驚かれるが、たゞ從來國史の研究に於ける多少の闕陥を補ふことが出来れば、それで満足するわけである。

一引用參考書などの中には、眞の書名と相違のものもあるが、其等は多く普通の名稱に従つて置いたのである。

一本書の編纂に當つて、先輩並に友人諸氏の論文著述を參考したところの多いのは、深く其等の諸氏に謝するところである。殊に村上直次郎、喜田貞吉、櫻木章、上村觀光等の諸氏が調査の結果を本書に載するを快諾されたこと及び、東京帝國大學史料編纂掛や友人諸氏より、貴重なる寫眞を貸されたことは多大の感謝を表せねばならぬ。又成るべく讀者の便宜のために、其等の發

行出版者の名前や、木版本、活版本の別なども載せて置くことにした。
一本書は予が口述を速記せしめたるを訂正したもので、平生多忙ではあるし、ゆつくり不備の點を改むることが出来なかつた上に、校正に至つては至つて無茶で、其責任は十分自ら認めて居るが、何分歳末年始に掛けての事故、書肆に於ても非常にとり急いだため、印刷所の粗漏は大に恕してやらねばならぬ。尤も此等の誤謬脱漏は、なほ改版の折に十分訂正を怠らない積りである。

明治四十一年二月二十六日渡歐の日

著者識

再小叙

一余がさきに「國史の研究」と題してこの小著を公にせしや、幸に江湖の歡迎するところとなりしも、瑕疵滿編、自ら顧みて忸怩たるもの多く、爾來幾たびか改削の筆を執らんと欲して果さず、既に六星霜を過ぎぬ。而して我が史學界は日に月に進み、國史に關する研究の發表せらるゝもの尠なからず、また余をして往苒歲月を送らしむるを許さず、乃ち公私匆忙の餘暇改訂増補を試み、分つて總說各說の二冊とし、更に之を刊行す、請ふ博雅の君子叱正の勞に吝なることなかれ。

二本書は素より専門の學者に對して著述したるものにあらず、たゞ國史に幾分の趣味を有し、之が研究に志せる人々に向つて參考となり便宜を與ふるものあらば余の願は足れり。その繁閑取捨宜しきを得ざるもの蓋し多からん、且つ考證の詳悉ならず、史論徹底せざるもの少からざるべしといへども、若し從來我が學界に於ける闕陥を補ふを得ば、また余の最も満足とする

ころなり。

三思ふに日進月歩の學界にあつて、昨の是とせしところ、今必ずしも肯定すべからざるものあり。はじめ本書を草せし折、余が懷抱したる意見にして、既に之を改めたるものなしとせず、且つ前版に於て未だ説き及ばざりしもの尠からず、故に今増補改竄の業に従ふや、國史の範圍をはじめ更に數章を加へ、「一般史と特別史」の中なる時代區分法の如き、殆んど舊態を存せざるものなきにあらず、然れども今の説くところ必ずや他日否定せざるを得ざるものまた多からん、余は固より本書の所述を執するものにあらず、機を得るに従ひて増訂を試みんと欲す。

四前版に附録とせる特別保護建造物及び國寶目錄は近年大にその品目を加へ、寧ろ別冊にするの讀者に便多きを思ひ之に建造製作の年代を注し、別に書肆に命じて之を刊行せむ。

五本書の著述に當りて先輩並に友人諸氏の論文等を引用したるもの多し、今一々その下に芳名を注して謝意を表す、而して友人諸氏にしてその調査研

究の結果を特に本書に轉載するに快諾を與へられしは、余の深く感謝するところなり、又初版發行の後高批を賜ひ誤謬を訂されし諸賢に向つてこゝにその厚意を謝す。

大正二年十一月

黑板勝美しるす

訂更國史の研究(總説)正誤表

頁	行	誤	正
二二	一四	大なるはノ下	勿論であつてノ六字ヲ補フ
二三	四	同時	共に
圖版	花押其一	高野少、文書	高野山、文書
圖版	花押其一	高野山、小、文書	小字削ル
九七	一四	相摸風土記稿	相摸國、風土記稿
九八	二	武藏風土記稿	武藏國、風土記稿
一〇二	九	周防、防、長	周防、長
一〇二	一〇	長門、防、長	長門、長防
一〇三	七	太宰府、管内志	府字削ル
一一一	七	鼈頭	甲子革命
一四九	一二	次に	なほ
一七九	一二	字多	字多

一七九	二	堀川	堀河
一八二	二	陸奥物語	四字ノ右傍ニ。點ヲ補フ
一八二	二	陸奥國司	四字ノ右傍ノ。點ヲ削ル
一八七	一四	後醍醐	後醍醐
二〇一	二	これ	られ
二〇三	兼頭	保己一	保己一
二〇六	九	武藏風土記稿	武藏國風土記稿
二二三	七	齋明紀	齋明紀
二二八	八	相摸風土記	相摸國風土記稿
二二八	八	武藏風土記稿	武藏國風土記稿
二二九	五	運塚麗水鏡	運塚麗水撰
二二九	一四	池田晃淵	池田晃淵
二四八	七	日本歴史地理會	日本歴史地理學會
二四八	二	望月信亨	望月信亨
二五〇	二	望月信亨	望月信亨

二五一	八	狩谷掖齋	狩谷掖齋
二五四	二	西田直次郎	西田直二郎
二六五	一	黄蘗	黄蘗
二六七	一三	花見朔巳	花見朔巳
二六七	一五	本宮泰彦	本宮泰彦
三六九	八	北崎玉	北崎玉
四一六	九	出來傳よう	傳字削ル
四二六	一	あ。ら。う。か	なく。古。來。
四二六	三	天照太神に	五字ヲ削ル
四三七	一	對馬	對馬
四九四	一四	檀權時代	檀權時代

國史の研究

總說

目次

第一章 敍說

現代とは何ぞ…一 歴史的考へ方…過去と現在と未來との連続及び關係…二 時代の概念…時代移變の考へ方の一…時代移變の考へ方の二…三 時代移變の考へ方の三…時代移變の考へ方の四…四 時代移變の正しい考へ方…五 現代に對する理解と解決…六 我が國過去の文化の理解…國史の綜合的考察…七 専門的の國史と通俗的の國史…國史研究の手引の必要…八 書志…徳川時代の書志…九 明治以後の書志…一〇 明治以後の著書雑誌の書志の必要…明治時代公刊の一般史…一一 國史眼…二千五百年史…大日本時代史…一二 大正以後公にされた一般史…國史の著書に對する一般の渴望…一三 日本人は系圖を大切にする國民…一四 國史學の専門的研究は四十年來…國史の研究には道順がある…史儼は佳儼…一五 史學研究法及び世界史と外國史…一六

第二章 補助學

補助學の必要…すべての學問は史學の補助學といへる…一九 古泉學及び醫學の例…二〇

目次

第一 言語學

- 言語の起原と發展…三 言語學…言語は國民文化の一表現…三 死語と新語…木國と紀伊國…二百三
- 高地…三 方言…外來語…三 言語と文字…支那文字の輸入…國字と假字…神人名及び地名…三
- 古事記と日本書紀…尊と命…云 殿と様…宮廷語…七 官府語…三六 俗語…元 方言…忌語…三
- 外來語…三 支那語から來た外來語…三 西洋諸國からの外來語…三 世界共通語…主なる辭書類…三

第二 古文書學并記録の研究

- 古文書學は史學の右腕…元 古筆鑑定…徳川時代に於ける古文書の應用…四〇 國史の研究と古文書學…四〇
- …古文書の範圍…四一 記録及び文書の定義…四二 古文書學の定義…四四
- 第一 材料 紙の品質及び名稱…四三 紙に文字を書く材料…四七 墨色…四八
- 第二 用語 漢文も國語で讀まれる…四九
- 第三 用字 神代文學の有無…現存せる我が國最古の文字…五〇 說文學…字體の研究が特に古文書學に必要…五二 正字と譌字…國字と假字…我が國の古文書には譌字多し…五三 譌字の構造…五五 假字の種類…片假名と平假名…五五
- 第四 書風 古筆學…古筆手鑑…五七 書風の淵源…書風の日本化…六〇 古文書館の必要…六二
- 第五 文體 日本固有の文體と支那輸入の文體…六三 假名文體…六三
- 第六 花押 花押の起り…自署と花押…六三 花押の諸體…花押の分類…六四

第三 歴史地理學

- 第七 印章 日本の印章…官印と私印…手印…印章用途の一變…六六 花押と印章…羅馬字印…印章の形の古制…六六 鎌倉時代以後印章の形と印文…六九 印材と印肉…朱印と黒印…七〇
- 第八 様式 様式研究の目的…七〇 日本固有の様式と支那輸入の様式…公家様と武家様…公文書と私文書と様式の差異…七一 書札禮…七二
- 第九 形状 紙の大小…七三 卷子と粘葉及び袋綴…本紙と禮紙及び懸紙…封じ様…七三 竪文と折紙及び切り紙…髹繪旨…七四
- 第十 作成 右筆…七五 案文と清書…七五 控へ…七五
- 第十一 種類 國內文書と國際文書…國內文書の種類…七六
- 記録の研究 記録の研究…七七 記録最古の原本…金石文…七九 文獻に見えたる日記の初め…入支僧侶の日記…公家の日記…七九 曆日記…日記の家…宸記…八〇 公家の日記…僧侶の日記…武家の日記…八一 部類記…八二 日記の異名…八八

第四 年代學

- 地理學の心得…歴史地理學の目的…八八 國史の研究と歴史地理學…九〇 歴史地圖と地名辭書…九二
- 地誌の編纂…風土記の撰上…現存の風土記…古風土記逸文…九三 現存せる奈良朝時代以降の古繪圖…九四
- 徳川時代編纂の地誌…九五 平安朝以來の紀行…一〇四 徳川時代の旅行記…一〇七 名所圖會…一〇八
- 地圖及び繪圖…一〇〇 京都の繪圖…全國地圖…一〇〇 伊能忠敬の實測地圖…陸地測量部の地圖…一一一

目次

時といふ概念…年代學の目的…二三 曆法…二三 太陰曆…元嘉曆…儀鳳曆…二四 大衍曆…五紀曆…宣明曆…貞享曆…寶曆甲子曆…二五 寛政曆…天保壬寅元曆…太陽曆の採用…造曆…御曆の奏…具注曆…二六 假名曆…三島曆…伊勢曆…盲目曆…太陽曆…ユリウス曆…二七 グレゴリオ改曆…ヘブライ曆…マホメット曆…基督紀元…二八 皇紀と基督紀元との差…佛滅紀元…千支紀年法…我が國年號の初め…二九 法興といふ年號…三〇 辛酉革命…甲子革命…改元…一代一元の採用…雜陳…私年號…三二 日本長曆と皇和通曆…三三 東西諸曆對照表…年表…三三 特殊年表…年代記…補任類…三五 公卿補任の尻付…三六

第五 系譜學

系譜學に關する文獻…二六 諸氏の纂記…氏族志…本系帳…二六 新撰姓氏錄…氏文…三〇 家傳…日本書紀と帝王系圖…二三 血脈…和氣氏系圖…堅系圖…横系圖…皇室の御系圖…三三 本朝皇胤紹運錄…詰所系圖…二三 尊卑分脈…正續群書類從の系圖類…三三 徳川幕府の系譜…寛永諸家系圖傳…三三 譜牒餘錄…寛政重修諸家譜…諸家傳…三六

第六 考古學

考古學の使命…三七 考古學の分類…三六 正倉院御物…三六 古土木學…大内裏…庭園…都址…四一 佛殿…城郭…古墳…古器學…四二 集古十種…金石…四三 考古學的調査報告…四四 朝鮮の古墳…有職學…四八 禮儀類典…公事根源…四九 年中行事…國史學と考古學との差異…一五〇

第三章 國史の編纂著述

語部…歸化人と史…一五五 國史編纂の初め…一五七 古事記…一五八 古事記傳…一五九 古訓古事記の天皇崩年削除…一六〇 日本書紀の撰進…一六二 記紀の比較…一六三 日本書紀の古抄本…一六四 日本書紀の勅版…進講と寛宴…一六五 日本書紀の註釋本…一六六 先代舊事本紀…一六七 古語拾遺…六國史…續日本紀…一六八 日本後紀…一六九 日本逸史…續日本後紀…一七〇 文德實錄…三代實錄…一七一 類聚國史…日本紀略…一七二 新國史…外記日記…一七三 本朝世紀…扶桑略記…一七四 百鍊抄…續史愚抄…帝王編年記…一代要記…歷代皇記…皇年代略記…一七五 皇代記…日記時代…假名書きの國史の長所…一七六 大鏡…水鏡…一七七 增鏡…一七八 今鏡…榮花物語…一七九 逸事言行を集めたもの…江談抄…古事談…續古事談…古今著聞集…一八〇 十訓抄…今昔物語集…一八一 宇治拾遺物語…いくさ物語…將門記…純友追討記…陸奥話記…一八二 平家物語…源平盛衰記…一八三 保元物語…平治物語…一八四 太平記…一八五 愚管抄…神皇正統記…一八七 保曆間記…中武家時代の軍記…一八八 陰徳太平記…吾妻鏡…一八九 花營三代記…信長記…太閤記…一九一 徳川時代の俗書…藤原惺窩…林道春…一九二 林家の本朝通鑑…一九三 國史實錄…水戸義公の大日本史…大日本史の三大特筆…一九四 大日本史の進獻…一九五 大日本野史…一九六 中朝事實と武家事記…那留倍志と憲廟實錄…一九七 新井白石…自敘傳の初め…一九八 歴朝要記と閏朝要記…藩史…一九九 史料の探訪…南行雜錄と西行雜錄…八州古文書…集古文書…二〇〇 道の幸…堀保己一…二〇一 豫約出版の嚆矢…二〇二 堀史料…保己一門下の史料學派…成島司直の後鑑と徳川實紀…朝野齋閑哀稿…考證學派…二〇三 平田篤胤…頼山陽…二〇四 修史に關する勅語…復古記と明治史要…二〇五 日本開化小史…古事類苑…修史局の廢止…二〇六 大日本編年史…史論考證の衝突時代…二〇七 帝國大學の國史科…國史の沈靜時代…二〇八 史料蒐集時代…全集隨筆の再刊…大正昭和の國史學界…二〇九

目次

明治元年以降國史關係書目録……三二 國史關係洋書目録……三六

第四章 時代史と特別史

三六

史的事象の相關的研究……三六 一般史もしくは綜合史……時代史……特別史……三七

第一 時代區分

三七

時代分界の困難……時代區分は時代の概念に基く……三六 時代區分一定の必要……時代區分の基調……三九
時代の分界……一般史と特別史との時代區分……三〇 従来の時代區分……三一 時代區分に對する私案……
三三 前後二時代に兩屬する時代……三四 大時代區分の標準……三五 神代……氏族時代……三六 公家時
代……三九 古武家時代……四三 皇家中興時代……四七 中武家時代……四九 新武家時代……五一 憲政
時代……五五

第二 地方區分

三六

琉球史……三三 臺灣史……朝鮮史……三六 藩史……三六 府縣史……郡史……三七 市史……三五

第三 事物區分

三七

政治史……外交史……三七 法制史……三六 朝儀史……四〇 文化史……文化史の種類……四〇 經濟史若しく
は商業史……工藝史……四〇 美術史……四二 風俗史……宗教史……四二 教育史……四二 文學史……四三

第四 人物區分

四四

多數の人物傳と單獨の人物傳……四四 辭書の必要……隨筆類……人名辭書……四七 地名辭書……百科事彙……
四八 古事類苑……古寫古版本學者の手澤本……四九 叢書類……四〇

第五章 國史の範圍

四三

國史の出發點とその終點……國史の舞臺……四二

第一 國史の年代

四三

有史前と有史後……四三 神代と人皇の御代……四三 歴史の出發點……四四 國史を何れの時代に始むべ
きか……四五 日本書紀紀年の不正確……四七 那珂博士の紀年論……四九 國史として取扱ふべき最近の
時代……四三

第二 國史の舞臺

四五

國史の舞臺は時代により廣狹がある……四五 高天原天上說……四七 高天原地上說……高天原は大和なりと
の說……四八 大八洲……四九 國史の大部分は大八洲内に演出せらる……四九 大八洲以外における國史
の範圍……四四 國民の雄飛せし舞臺……四五

第六章 國號と民族

四七

國號は史的事象の一……我が國號……四七 大八洲……豐葦原中國と豐葦原千五百秋瑞穗國……秋津洲……倭……四八
耶麻止……四九 日本及びその起原……五一 ヒノモトとクレ……四五 日本民族……四七 古史に日本人と

目次

八

して取扱はれなかつた土民：四六八 土蜘蛛の存否：蝦夷とコロボツクルとの異同：四六九 縄文式土器と彌生式土器：四七〇 土器と民族：四七〇 民族論と人骨調査：四七〇 日本民族の源流：四七一 日本民族に關する諸説：四七三 言語學的研究：四七四 熊襲華人民族：四七五 出雲人：四七六

第七章 餘説

四八一

時代の常識：個人の動作：四八二、國民心理：四八四 武力闘争に殘虐なる行爲なし：四八五 織田信長鐵板張りの軍船を造る：蒙古兵の殘虐：我が國の城郭：刈田狼藉や押買の禁：四八六 武士道の戦争：四八七 國史の物質的考察と精神的考察：衣食住の時代の研究：四八八 山林と生活：建築と生活様式：四八九 衣服史：食史：四九〇 國民性情の研究：四九二 國體と國史：四九三 復古的思想：御代々天皇の御聖德：四九四 國民平等思想：四九五 皇室に氏姓なし：國民精神の力：四九六 武力の發達：四九七 小愛國心：人物評：四九九

圖版目次

畫象鏡

紀伊 隅田八幡社所藏

金剛場陀羅尼經奥書

京都 小川陸之輔氏所藏

花押 (其一)

後鳥羽天皇御花押

後醍醐天皇御花押

後陽成天皇御花押并御草名

藤原伊房草名

藤原佐理花押

九條兼實花押

中御門宗行花押

源賴朝花押

北條泰時花押

北條時宗花押

力部廣曆等畫指

山邊千足畫指

藤原仲子搦印

八幡ヨタ筆印

紀正道平花押

花押 (其二)

足利尊氏花押

足利義滿花押

春屋妙葩花押

武田信玄花押

北條氏康花押

穴山信君花押

織田信長花押

豊臣秀吉花押

徳川家康花押

伊達政宗花押并自署花押印章

伊達綱宗花押型

圖版目次

九

印章 (其一)

内印 (天皇御璽)

國印 (山背國印)

生江息嶋私印

義堂周信印章

外印 (太政官印)

郡印 (十市郡印)

田中宗清花押并印章

省印 (大藏省印)

寺印 (造東寺印)

春屋妙葩印章

印章 (其二)

今川氏親黒印

武田信玄朱印

北條氏虎朱印

織田信長朱印

上杉氏朱印

印章 (其三)

豊臣秀吉朱印

黒田孝高羅馬字朱印

細川忠利羅馬字青印

徳川綱吉朱印

加藤清正黒印

黒田長政羅馬字朱印

徳川家康朱印并黒印

大友宗麟羅馬字朱印

細川忠興羅馬字青印

淺野忠吉黒印

正倉院及び正倉院御物

古事記

名古屋 眞福寺寶生院所藏

日本書紀 (其二)

日本書紀 (其一)

フランシスコ・シャヴェリヨ上人傳

マルコ・ポロ東方紀行

ピントオ極東航行記

リンスコオテ航海記

京都 田中勘兵衛氏所藏

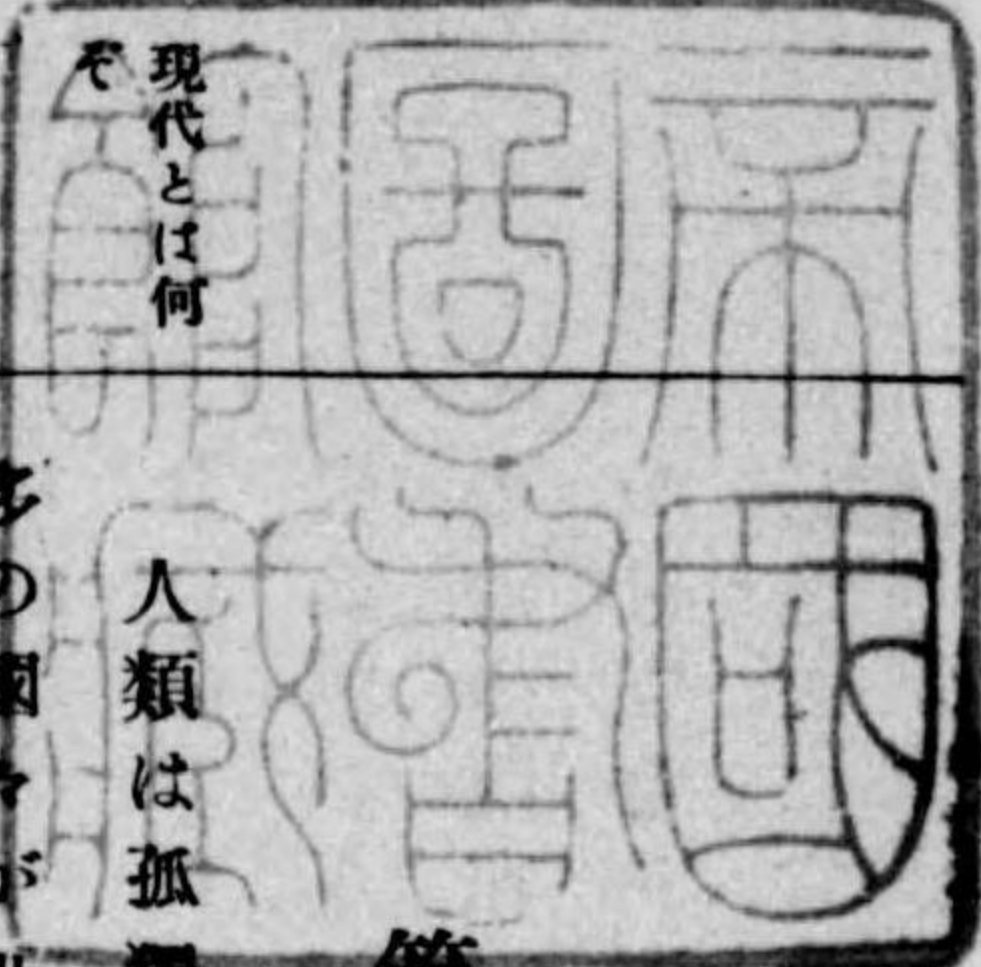
京都 北野神社所藏

東京 東洋文庫所藏

東京 東洋文庫所藏

總說

第一章 敍說



人類は孤獨の生活を爲すものでなくて、社會を成し、國民を成し、現に大小幾多の國々が世界の諸處に存在してゐる。この大小幾多の國々は皆各偶然に出現して居るものでなく、人類の原始時代からこゝに數千年、興亡盛衰いくたびか變遷して來たのであり、國家的にも社會的にもいろいろの段階の時代を経過して居る。その間、國際的にも關係交渉を有し、その文化が相影響して現代となるに至つたことは、我々がこの世に生れてから、互に外部の知識を得て人格を作り上げるのと同様である。従つて現代に於ける幾多の國々を成すまでには、それらの過程があるのであり、我々は單に現在の事情を知るのみを以て、此等國々の事情に通ずるとは云へない。而かも現在は時々刻々に過

歴史的考へ方

去となつて行き、未來は時々刻々に現在となつて來るのであり、過去と現在と未來とは否むべからざる聯關を成すものであるから、過去を知らなければ現在に通じ未來に處することが出來ないのも自明の理である。これ歴史的の考へ方が我々に取つて重大なる意義を有する所以であり、何人も過去と現在と未來との間に存せる發展の必然的關係を確かり捕捉して居なければ、現代の世界に意識的に生活して居るとは云へないであらう。

我々は、實にこの過去と現在と未來との關係について深い理解をもつて居なければ、現在に於いて斷乎たる所信を有ち、決然たる態度を取ることが出來ないのである。固より過去、現在、未來が相連續し相關係して居るといふのは常識であるが、たゞ漫然と之を考へて居たゞけでは直ちに行詰つてしまふ、目の前の現在に引き廻されてしまへば、結局利那主義といふか、瞬間主義といふか、行き當りばつたりの態度は我々自身を眞に満足させる筈がない。また若し過去に重きを置き過ぎて之に捉はれてしまへば、結局宿命論で現在に臨むより外はない、そして若し亦た徒らに未來を追ふのみならば、たゞユートピア

過去と現在と未來との連續及び關係

時代の概念

時代移變の考へ方の一

を描き得るに止まるであらう。我々はこゝに現在が過去によつて規定されながら、しかもその現在のうちに來るべき未來が暗示されて居ることを、正しく理解して居らねばならない。更に具體的に云へば、時代の推移變遷する行き方を正しく把握することが極めて肝要である。

これには史學上にいふ時代の概念が先づ必要であるが、それにもいろいろの考へ方があるのである。第一に、これまで普通には何年から何年までを何の時代といつてゐるが、これは幾何學的の線を史的事象の流れの中に引くやうなもので、假想的の分界を一の時代と次の時代との間に設くるに過ぎない。従つて學者によつて異論も多く、時代の區分はたゞ便宜上だといふことにもなつてしまふ、現代についていへば、これは行き當りばつたりの瞬間主義に當るともいへるか。第二に、時代の移り變りを幾何學的の線で引かずに、過渡期といふ或る期間を置く考へ方がある、しかし歴史は元來それからそれへと變遷して居るものであるから、どんな時代でも之を過渡期といへないことはない、この考へ方では、それ〴〵史的事象の綜合的特徴によつて起る時代の概念

時代移變の考へ方の二

が不明確になつてしまひ、却つて自から時代そのものを否定することにもなるのである。これを現代についていへば、現代も無論過去時代から未來時代への過渡期であるといふことになり、そこに現代としての時代的概念が明確でなくなり、現代そのものに意義づけることが出来ない。若し第一の考へ方が幾何學的であるとすれば、この第二の考へ方は自然科学的のものといへやう、一の時代の史的現象について何等文化的意義を捉へ得ぬことになるのである。第三に、一の時代の終末に頽廢期または崩壞期といふものを設くる考へ方がある、これは時代の移り變りに幾何學的や自然科学的分界をつけず、一の時代が次第にその歴史的特徴を失つて、新しい時代が來るといふ文化的意義を捉へて居るであらうが、氏姓時代の崩壞期といつても、公家時代の頽廢期といつても、此等の時期には、崩壞のうちには新興があり、頽廢の間に更生しつゝ、ある新しき史的現象が既に存在するのであるから、崩壞期もしくは頽廢期といふのはたゞ盾の半面を觀て居るに過ぎない。第四に、前の第三の考へ方は、逆に、一の時代の初めに新興期または發展期を設くる考へ方がある、例へば

時代移變の考へ方の三

時代移變の考へ方の四

聖徳太子攝政以後大化改新以前を公家時代に入れるのであるが、しかしこの時代を公家時代の新興期なりとするも、猶ほ氏姓時代の中心勢力は活動して居るのであり、文化的にも重要な意義を有してゐる。それを閑却して、公家時代の新興期のみを置くことは、亦た盾の他の半面を觀るのであり、餘りに強調に過ぎ、且つ同情なき考へ方である。

一の時代から次の時代への移り變りを正しく考察する者は、そこに過去の問題が解決されつゝ、未來の問題が取り上げられつゝ、あるのを見逃さぬであらう、また一面のために他面を看過することなく、前の時代の終末と次の時代の初發と、それらに對する周到なる注意を忘れぬであらう。或はまた、歴史の發展には飛躍がなければならぬ、そして同時にそこに連続がなければならぬとするものもあるが、さればとて、若し此等の史的現象のみに捉はれるときは、歴史が氣儘に變へられるやうに思はれたり、また歴史に何等の新しきものを認め得なくなつたりする誤謬が起る。國史に於ける時代の推移は、後章、時代史と特別史に、また各説の諸章に於いて、更に具體的に縷述するところ

時代移變の正しい考へ方

あらんとは欲するが、こゝに述べた時代の概念のみを以てしても、正しい史的考察を爲し、過去と現在と未來との深き理解があつてこそ、現代に於ける態度がはじめて確乎たる信念の上に現れ得るであらう。

さて、現代日本の當面せる問題はいろ／＼あるであらうが、いづれの問題に對しても、先づ我が國の立ち場よりして理解や解決をしなければならぬ。こゝとはまた茲に言ふに及ばぬ、そして現代の日本に日本それ自身の立ち場があるのも、現代の歐米に歐米それ自身の立ち場があるのも、互に相異つた過去を有して居るためである、我が國にして歐米の諸國と協力して世界の諸問題の解決に寄與せんとするに當つては、先づ我が國が如何なる文化の傳統を有し、また歐米諸國の文化が如何に由來し來れるかを知らなければ、これを我が國の文化と相協はしめ、如何に我が國の立ち場よりして世界の進歩に貢獻すべきかを定むることが出来ない。若したゞ盲目的に彼を入れ此と結ぶならば、必ずしも我が國の使命を成さしむる所以でないばかりか、寧ろその弊を受くることの大なるものがあるであらう、従つて我々が外國文化の特徴特質を考

現代に對する理解と解決

我が國過去の文化の理解

國史の総合的考察

察すべきはいふまでもないが、それに先だちて我が國自身の文化が如何にして今日あるかを理解して居なければならぬ。言ひ換ふれば、我が國の政治も經濟も、外交も軍事も、文學、美術、もしくは宗教も、その現在と未來とを知らんと欲するものは、必ず此等の文化の過去を知つて居らねばならぬのであり、この過去を語るものは、實に肇國より最近に至るまで、列聖をはじめ奉り、國民が各方面に盡瘁努力し來つた過程を明にする國史そのものである。

固より歴史なるものは必ずしも政治經濟外交軍事の方面や、文學美術宗教などの事象ばかりに限られたのでなく、その範圍は實に國家や社會に現れてゐる百般の事象に互つて居るばかりか、その百般の事象も相互に密接なる關係交渉を有し、悠久なる歲月の間に變遷し發達し來つたものである。此等百般の事象に互つてその歴史に通ずることは、如何に多く學識があつても到底出來得べきものではない、是れ實に國史の総合的考察が要求せられて、こゝに所謂一般史なるものゝ現れる所以である。それに、文化の諸相のそれ／＼を對象とする政治史なり、商業史なり、經濟史なり、または文學史、美術史もしくは

風俗史など特殊の歴史を研究するに當つても、これに臨む以前に、精神的方面及び物質的方面の文化の諸相によつて考察せられた一般史に通じて居り、確固たる綜合的見地に立つて居なければ、それらの各特別史に對する正しい理解が困難であり、或は却つてその判断を誤るやうなことになるであらう。

國史の研究は、多く徳川時代に現れた史論考證からだん／＼進んで來たのであるが、輒近ます／＼精緻の域に入つたといひながら、中には餘りに専門的であつたり、また餘りに通俗的であつたりするものも少くない、しかも前者にはたゞ史料の蒐集に力めて史的事象の羅列に過ぎないものがあり、果して國史の一般に通せんと欲する人々に推薦せらるべきもののみであるか、疑はしく、その史的事象の調査に重きを置き過ぎた爲め、或は無味乾燥、これを讀んで興趣索然たるものがないでもない、そして後者にあつては、史的事象の調査について殆んど顧みるところあらず、多く從來の俗説を踏襲して居り、これが爲めに全く真相の蔽はれて居るものがあるのは遺憾なことである。

然らば一ト通り國史を知らんとする人々に對し、先づ如何にしてその研究

専門的の國史と通俗的の國史

國史研究の手引の必要

に入るべきかの手引をなす必要がないであらうか。また著書に雑誌に發表せられてゐる學者の研究は日に月にその數を加へて居り、これらの研究の概要なりとも、これを知りたいとは誰しも痛感しながら、一々その著書や雑誌を涉獵するのには、國史を専門とするものですら、時にその檢索に勞るゝの憾がないでもない。若し各時代を通じて國史を知らんと欲するものに、先づ如何なる著書を読むべきかを示すと共に、國史に於ける重要な諸問題に關し、如何なる研究が専門雜誌等に發表せられてゐるかを擧げるならば、國史を研究したい人々にも大なる便宜を得しむることになるではあるまいか。

尤もこれまで國史に關せる文獻の書志がないではない。その最も古いもので、群書類從所收の少納言入道信西の通憲入道藏書目錄(保元平治時代)清原業忠の本朝書籍目錄(室町時代)の如きものがあり、單に當時に存在した史書記録等の目錄を載するに過ぎないが、先づそれで満足すべきであらう。その後徳川時代に入つて、林羅山の日本書籍考、辛島宗意の倭版書籍考、戸田氏徳の記録解題及び番外雜書解題、近藤守重の右文故事、尾崎雅嘉の群書一覽及び續群

書志

徳川時代の書志

書。一覽。を。は。じ。め。十。餘。種。に。上。つ。て。ゐ。る。が。中。に。も。右。文。故。事。は。守。重。が。幕。府。の。御。書。物。奉。行。と。し。て。紅。葉。山。文。庫。の。貴。重。な。る。圖。書。に。つ。い。て。そ。の。由。來。等。を。明。か。に。し。た。も。の。で。あ。り。群。書。一。覽。は。徳。川。時。代。に。於。け。る。書。籍。志。の。白。眉。と。稱。せ。ら。れ。て。ゐ。る。も。の。で。凡。そ。一。千。七。百。部。に。解。題。を。加。へ。て。ゐ。る。け。れ。ど。國。史。に。關。せ。る。も。の。は。そ。の。一。部。に。過。ぎ。な。い。明。治。以。後。の。も。の。で。は。佐。村。八。郎。氏。の。國。書。解。題。收。む。る。と。こ。ろ。約。二。萬。五。千。部。史。書。ま。た。多。數。に。上。り。た。る。も。惜。し。い。か。な。慶。應。三。年。以。前。の。も。の。に。限。ら。れ。且。つ。そ。の。内。容。紹。介。等。に。飽。き。足。ら。ぬ。も。の。が。少。く。な。い。そ。の。他。帝。國。圖。書。館。か。ら。歴。史。傳。記。目。録。や。件。名。目。録。が。出。版。さ。れ。靜。嘉。堂。文。庫。か。ら。そ。の。所。藏。に。か。る。國。書。分。類。目。録。が。公。に。さ。れ。て。は。ゐ。る。が。い。づ。れ。の。書。が。特。に。國。史。の。研。究。に。切。要。な。る。か。と。甄。別。さ。れ。て。な。い。の。は。遺。憾。で。あ。る。た。と。こ。に。國。史。に。關。せ。る。主。要。な。る。諸。書。の。解。題。と。し。て。も。ま。た。國。史。に。志。す。人。の。榮。と。し。て。も。推。薦。し。た。い。撰。述。は。嘗。て。一。た。び。國。學。院。雜。誌。に。連。載。さ。れ。未。完。な。が。ら。も。後。ち。一。部。の。書。と。し。て。刊。行。さ。れ。た。小。中。村。清。矩。博。士。の。國。史。學。の。榮。で。あ。る。こ。の。書。に。は。部。類。に。よ。り。て。國。史。關。係。の。重。要。な。る。諸。書。が。簡。單。な。が。ら。も。親。切。に。紹。介。し。批。評。さ。れ。て。ゐ。る。又。嘗。て。經。濟。

明治以後の
書志

雜誌社から出版された群書類。從。再版の附録に、その所收諸書の略解題があり、目下刊行中の新校群書類。從。にも各冊に解題が附せられてゐる。

明治以後の
著書雜誌の
書志の必要

更に思ふに、國史に關せる書志に對する要求は、また明治維新以後に公にせられた諸書の解題であり、引つゞき發行せられて居る諸雜誌の内容紹介等を纏めたものにあるであらう。然るに現今にあつては、史學雜誌、史林、其の他の専門雜誌に近刊書を紹介し、近刊雜誌の論文考證などの題目を掲げてあるのと、これら諸雜誌の各編目録。又は總索引と、天野敬太郎氏が編せられた法制、經濟、社會に關する論文綜覽や、過去一年間に於ける國史學界の趨勢と共に著書及び雜誌目録を分類掲載したる筑波研究所報告などによつて僅に之を窺ひ得るに過ぎない。しかし國史學を専門としない人々に、これらの解題及び内容紹介等を一々讀ましむるは六ヶしいことであり、寧ろ、その主なるもの、概要なりともこれを纏めて敍述し批評することが、それらの人々の要求ではあるまいか。

明治時代公
刊の一般史

余はまたいろ／＼の人々から各時代を通じて少し委しく書かれた國史が

ないかと尋ねられるが、これらの人々が讀みたいと思ふものは、必ずしも特に政治史なり、美術史なり、又は風俗史なり、嚴格なる意味に於ける特別史でなく、國史の大體を総合的に書いてある一般史ともいふべきものである。それにはまづ定評あるものとして嘗て重野安釋、久米邦武、星野恒三博士が合編せられた國史眼がある。と紹介することにしてゐる。この書は肇國以來徳川時代までは久米博士の執筆に成り、明治時代は星野博士の執筆に成つたと傳へられ、その後に出でた著書などこれに據れるものが多かつたが、既に四十年前の編纂にかゝり、今日から觀ればいかゞと思はれるものもあり、それに文章が漢文直譯體で、多少六ヶし過ぎる傾がある。それで若し讀んで面白いものが欲しいといふ人があれば、必ずしも根本的研究を加へたものでないけれど、竹越三又氏が快筆に任せて縦横論述された二千五百年史を推薦する。しかし間々獨斷に陥つたところがあり、如何なる點まで信じてよいか、初學者を迷はすものも尠くないのが遺憾である。次に大日本時代史は、もと早稻田大學から發行された歴史科講義録であり、執筆者も數人に及び、一貫した國史といふべき

國史眼

二千五百年史

大日本時代史

大正以後公にされた一般史

ものでないけれども、後ち訂正されて、從來のものに比し大に面目を改めた。中には、久米邦武博士の古代史の如き、推斷に過ぎると思はれるものもあるが、割合によく纏まつてゐる。尤も大正の初年以後、既に二十年に及び、史料の新に發見せられたものも多く、國史の研究はますます進み來り、文化諸相にも互つた。大小各種の一般史が公にせられてゐる。その重なるものだけでも、日本大歴史、青木武助、倒敍日本史、吉田東伍、日本史講話、萩野由之、綜合日本史概説、栗田元次、大日本全史、大森金五郎、日本文化史、綜合日本史大系、大日本史講座、國史講座等の九種に上つて居る。日本文化史以下四種は一人の筆のみに成つたものでないが、新進氣鋭の少壯史家が各時代について研究を加へた成果の觀るべきもの亦た少くない。しかし、東京帝國大學史料編纂所が猶ほ史料の蒐集に努力しつゝ、大日本史料、大日本古文書を續刊し、その完成の期猶ほ大に遠きを想へば、これらの諸書がすべて根本的研究に成つたものであると斷言するに憚るのもまた止むを得ないであらう。

然るに前にもいつたやうに、現今に於いて國史を知らんと欲する人々に渴

國史の著書に對する一般の渴望

望せらるゝものは大日本時代史や綜合日本史大系の如く、必ずしも詳密なるもののみではあるまい。中學の國史教科書程度のを少し委しくして、若し多少研究的に書かれたものならば、或は多くの人々に満足を與ふるであらう。いはゞ國史學の専門家でなければ、中學程度の國史に載せてある事實だけでも、知つて居ればよいのであるから、その程度の事實を骨子とし、これに肉や血をつけて、乾燥無味ならぬ國史であり、また同時に名高き人物や或る重要な問題につき、必要に應じて更に進んで調ぶることが出来るやうな手引をなすものが寧ろ希望せられてゐるのであるまいか。従つて今日まで史學界に論議された有名なる人物もしくは特殊の問題を中心としての研究についても、批評紹介したものが公にせられることは、實にこれら等の人々の要求であらうと思はれる。

元來我々日本人は系圖を大切にする國民であるから、國史に興味を有し之を研究したくなるのは、無理もないことで、明治維新以前の國史といつたら、大抵漢學者や國學者の片手間に成つたもので、最初から専門的に國史を研究し

日本人は系圖を大切に
する國民

國史學の専門的研究は
四十年來

國史の研究には道順が
ある。

史癖は佳癖

たものは一人もなかつたといつてよい。新井白石にしても國史が決して白石をして學に就かしためた所以ではなかつた。瑠保己一にしても、國史のみがその専門でなかつたことは無論である。彼が總裁した史料の編纂は畢竟するに彼が偉業の一部に過ぎなかつた。また重野安釋博士をはじめ舊修史局の諸先生といへども、純然たる國史學の専門家でなかつたことは多く人の知るところである。我が國で最初から國史學を専門としてその研究に入ることになつたのは、まだ最近四十年來のことである。この四十年間こそ實に今日の國史學界の盛觀を見るに至らしめた時期である。

國史の研究にはそれ／＼道順がある。如何に國史の研究が好きでも、その研究に必要な補助學の知識なく、また研究の方法を知らずして、僅に國史に關せる著書の十部や二十部を讀んだ位で、すぐ一ト廉の研究が出来ようなどと思ふならば、全く無謀といはねばならぬ。かゝる人に決して國史の資料を料理し得る手腕がある筈もなく、また決して明快なる議論が立て得られるものでもない。而かも余は、我々日本人の有して居る「史癖は佳癖」として推獎された田

口卯吉博士の意見史學雜誌第二編に同意する一人である。それに我が國運のます／＼發展するに従つて、日本國民としてよく現代を理解し世界の舞臺に立つに於いて、國民的自覺を喚起し、國民的精神を旺盛ならしむるには、我が國史研究のいよ／＼緊要なることが認められる。我が國民に多少なりとも國史の研究に關する事柄がどんなものであるかを知らしめると同時に、その研究に興味を有せしめ、出来るだけ正しい國史の考察によつて、また現代に對しても判斷を誤らしめないやうにしたいのである。

以上ざつと述べて來た二三の條項は、余が早くから痛感してゐたことであつた。しかしこの目的のために稿を起すには、先づ國史關係の文獻はいふまでもなく、これまで各方面に於いて發表された多數の論文をはじめ、雜著隨筆の類に至るまで旁搜涉獵してからこれを纏めなければならぬ。公私念劇の身にそんな餘裕があるべき筈もなく、僅に古文書學研究の傍ら必要と思つて集めて置いたものや、雜誌に發表した拙稿や、または講案の中から卑見を抽き出し、『國史の研究』と題して本書を公にしたのが去る明治四十一年であつた。

大正三年に至つて多少これに補正を加へ、總説各説の二冊に分つて再び之を上刊したが、その後烏兔匆匆また早くも十五六年を経過し、この間に國史の研究に對する余の態度もまた多少異なつてゐる。こゝにまた更に筆を加へて公にする第三版がその内容に於いて前版と全く別のものになつたところも少くない。前版はか今版非か、たゞ讀者の判斷に任する外はないが、若し少しなりともこの昭和六年更訂本が上に述べたやうな現代の要求に應ずることを得て、我が學界に裨補するものがあるならば、欣幸の至りである。たゞし學問は日進月歩止息すところを知らない、また三たび訂正増補を加ふる時機があるであらう。

こゝに一言すべきは、國史を研究しようとするには、一ト通り史學研究法の如何なるものなるかを知り、また少くとも世界史の大體や關係の深い東西洋諸國の歴史にも通じて居なければならぬ。史學研究法については本書總説の中にも或は多少論及するであらうが、坪井九馬三博士の史學研究法、野々村戒三氏の史學概論等に譲つて本書には之を詳説しない。田中萃一郎氏の

史。學。の。性。質。及。任。務。が。大。正。二。年。の。慶。應。義。塾。講。演。集。に。收。め。ら。れ。て。ゐ。る。の。も。一。讀。の。價。値。が。あ。る。ま。た。世。界。史。や。東。洋。史。西。洋。史。に。關。せ。る。敘。述。は。素。よ。り。本。書。の。目。的。と。す。る。と。こ。ろ。で。な。い。こゝ。に。は。世。界。史。と。し。て。坂。口。昂。博。士。の。概。觀。世。界。思。潮。ぐ。ら。ゐ。少。く。と。も。讀。ん。で。貰。ひ。たい。も。の。で。あ。り。東。洋。史。で。は。那。珂。通。世。博。士。の。東。洋。史。桑。原。隲。藏。博。士。の。東。洋。史。市。村。瓊。次。郎。博。士。の。東。洋。史。要。松。井。等。氏。の。東。洋。史。概。説。西。洋。史。で。は。瀨。川。秀。雄。博。士。の。西。洋。全。史。箕。作。元。八。博。士。の。西。洋。史。講。話。坪。井。九。馬。三。博。士。の。西。洋。史。概。説。山。中。謙。二。氏。の。西。洋。史。概。説。等。を。推。奨。す。る。に。止。め。る。猶。ほ。歐。文。を。解。す。る。人。は。西。洋。史。や。世。界。史。の。原。書。に。つ。い。て。を。讀。ま。れ。ん。こ。と。を。薦。め。る。

第二章 補助學

補助學の必
要

すべての學
問は史學の
補助學とい
へる

一體専門學科の研究は單獨にその學科のみで満足すべきものでは決して
ない、必ず之と密接なる關係を有せる他の諸學科の補助によつて、いろ／＼の
方面から考察しなければならぬ。殊に史學に於いては、古來數千年の間、人
類が社會を成し國民を成して、今日に至れるまで、その變遷の迹を研究するの
であるから、自然現象や地理的環境をはじめとし、その遭遇したるいろ／＼の
境界に起れる心理作用、又は製作物等に至るまで皆一ト通り之を調査し、之を
研究し、之を批判して、その研究に應用しなければ十分の成果を獲ることが出
來ない、極端にいはい、人類と交渉あるすべての學科はみな史學の補助學とい
つてよいのである。さればとて國史を研究する人々に向つて、すべての學科
を修めよといつたとて、到底人間業で出来るものではあるまい、この點に於い
てはまづ高等普通教育を修めて居ればよい事として置いて、特に國史の研究

に必要な諸學科、即ち普通に國史學の補助學と稱せらるゝものが、如何なるものであるかを知つてゐて貰ひたいのである。

尤も普通に國史學の補助學と稱せらるゝものが、必ずしも定まつてゐる譯ではない、例へば古錢貨を研究する古泉學、國史學ではたゞ考古學の一部として取扱はるゝに過ぎないのであつて、西洋古代史に於けるやうに、或る史的現象の研究が殆んどその力に頼るほど重要さが認められない。また醫學の如き、國史學とは交渉がないやうに思はるゝものでも、信仰や宗教と密接なる關係を有せる點から、また重要な補助學として取扱はれねばならないことがあり、場合によつては國史の研究に非常の助力をなすものである。彼の平重盛が薨じたのは、當時の日記では、全く病死となつて居り、必ずしも熊野に祈つたからでないことが知られる。若し更にその日記の記事を醫學的に研究したならば、その病名をも推定し得られよう、また蒲生氏郷の毒死説も醫學、天正記によつてその誤傳たることが證明せられ、彼が如何なる病氣で卒去したかを明かにし得るなど、醫學の知識が國史の研究に必要なことはいふまでもな

古泉學及び
醫學の例

いが、この章ではまづ國史學の補助學と普通にいはれて居るものについて述べるに止めたいと思ふ。

第一 言語學

言語の起原
と發展

言語は動物が自己の欲望もしくは意思を他に知らしめんが爲めに、自ら聲音を發して第二者の聽覺に訴ふるものである。人類の言語の起原については古來一元説と多元説とに分れて居るが、兎に角人類が世界の諸處に聚團を成し、民族を形作るやうになつてからは、既に異なつた言語を用ゐてゐたことは争はれない事實であり、それら民族の次第に發展するに伴ひ、言語もまた單純より複雑になつて來たばかりでなく、もし一の民族が相分れて、住處が互に遠ざがり、その間に交通が少くなつて來れば、漸く言語の語彙にも異同を生ずるのみならず、或はまたその構造にも自ら異なつたものが出來るのである。固より原始時代の民族は、社會生活が單純であるため、少數の語彙で十分役立つたであらうが、社會の發達に伴つて語彙を加ふると共に、その言語に變遷が

言語學

あるばかりでなく、若し二つの民族が相接觸すれば言語もまた兩者互に相影響する。是等民族の言語の起原成立等より發展變遷などを比較し研究するのが即ち言語學である。或る民族や國民はその如何にして社會を組織せしか、または如何にして國家を肇造せしかにその歴史の起原を有するものであるから、もし文字を有するに至らなかつた文化程度の社會生活や國家生活の情態を知るには、當時の言語にして後世まで傳へられてゐるものに頼ることが多いのであつて、人類學、土俗學、神話學、及び考古學などと相並んで、この言語學が重要な補助學として取扱はるべきのみならず、それが文字を有する文化程度になつても、またその當時の言語は史學の研究に重要な資料たることを知らねばならない。いひ換ふれば、すべて社會生活や國家生活はそれらに必要な言語を生せしめて居るのであつて、言語は實に國民文化の重要な一表現であり、言語によつて或る點までそれらの情態が考察せられ得るのである。

かくて我々國史を研究するものが言語學に負ふところの大なるは、我が國

言語は國民文化の一表現

死語と新語

木國と紀伊國

二百三高地

に文字のなかつた時代から、最近に至るまで國語が國民文化の一表現であることに重心が置かれ、その如何に時代によつて變遷し來たか、よし同じ言語であつてもその意義が或は變り來ると同時に、如何にして死語が出来また新語が生れたかを研究すると同時に、我が國語が古來漢字を以て寫され、または國字や假字で寫されて、今日まで傳はつてゐることを知らなければならぬ。一例を挙げれば、和銅六年に諸國の名に好字を用ゐしめられたが、その折木國を紀伊國と改めたことは、單に好字を充てたのではなかつた、今も關西地方は一つの短音は之を延ばして發音するのが普通であり、毛をケエ、京都をキャウトウと呼んでゐる、それが奈良朝時代から同じ發音であつたことは小川陸之輔氏所藏の華嚴經音義に蚊を「加阿」と訓ませたのであるのでも知られる、即ち木國を紀伊國としたのはこの習慣的發音に據つたのであると推察されるのであつて、たゞ之を二字にする爲め何等の理由なしに木を紀伊としたのではない。又二百三高地は、日露戰役の旅順攻撃に最後に陥落した有名な要塞であつて、その當時に婦人の歐米式結髮の異名としても用ゐられたが、現在では既

方言

に死語となり實際に用ゐられぬやうになつてゐる。或は又地方によつては、その地方のみに限つて用ゐられてゐる所謂方言がある、これも時代によつて多少づつ變遷して居るのであるが、或る機會に乗じて他の地方に傳播し、時には一般に普通語として用ゐられるやうにもなる、數年前流行してゐた「トテモ」といふ言葉の如きその一例であらう。明治時代に東京の巡査が多く薩摩辯を用ゐてゐたのも、勢力ある一地方の方言が模倣されて、從來用ゐられてゐた言語に變化を及ぼした實例である。又外國との交通が開けると、その外國の言語がその文化と共に輸入されて、國語にいろ／＼の新語を加へて來るのである、普通にこれを外來語と稱する、我が國の古代にあつては、どれだけ外來語であるか分明しないが、朝鮮語など多く加はつてゐることは否定されない。それら分明しないものは暫く置き、後の時代に支那から直接に入つて來たものもだん／＼多くなつてゐるし、歐羅巴人が渡來した時代になると、歐羅巴の言語がまた新に加はつてゐるのである。それで國語がまた國史の資料であるとすれば、國語の解釋には餘ほど心を

外來語

言語と文字

支那文字の
輸入

國字と假字

神人名及
び地名

用ゐなければならぬ、若し一たびその解釋が當を得なかつたならば、全く誤つた結論に陥るであらう。然るにこの言語が後世に傳へられるには、口から口へ傳へ／＼て來たのでは、それが果してよく正確に傳へられて來たか、疑問であるけれど、文字によつて書き残されることになる、始めて當時の言語が正しく後世に傳へられ得るのである。我が國に於いては大陸と交通が開けた後、支那の文字がはじめて輸入され、之を以て我が國語を寫すことゝなつたのであるが、中には支那文字を直に充てはむることの出來ないものも少くなかつた。是等は新に支那文字に模して國字を作るか、もしくは支那文字の音訓を假り用ゐる外はなかつた、例へばサ、カ、キの榊は國字であり、賢木は假字である。殊に神名や人名又は地名など固有名詞には假字を用ゐたものが多く、その實例は一々こゝに擧ぐるに暇がない、従つてもしこれを解釋するに假用してある文字の意義を以てするならば、殆んど皆誤謬であるといつて差支ない。或は亦同じ言語で發音の類似せる文字を假用してゐるものがある、例へばスクネを宿禰または足尼と書き、ソガを蘇我または巷奇と書いてゐる。

古事記と日本書紀

その他春日をカスガと訓ませ、日本をヤマトと讀ませるやうな特別のものもあるからそれらをよく注意せねばならない。

古事記や日本書紀には氏姓時代の言語を多く保存して居るのであるが、これらの國史は共に皇紀千三百年代奈良朝時代に入つて編述されたのであるから、神代卷に使用されてゐるものでも、それらをすべて神代の言語とするは早計である。また日本書紀は同じ言語に區別をつけるために、特に異つた文字を用ゐて居る例へば「至貴を尊といひ、次を命といふ」と注して、天皇と皇族とを書き分け、兩方とも同じく「ミコト」と訓じてゐるが、奈良朝時代に於いては普通の人に對する敬語にも、尊と書いてあるものが少くない。今日で云へば様と書いて「サマ」といふのと同じく「ミコト」はこの時代の普通語であつた、それは和銅四年の上野國建多胡郡碑にも石上尊、藤原尊とあり、正倉院文書、消息文中にある道主尊は、寫經所の官人に過ぎなかつた、紀伊の高野山に藏せられてゐる法華經の奥書によれば、上皇實權時代に至るまで用ゐられてゐたことが知られる。尤も上皇實權時代まで「ミコト」が用ゐられてゐたとしても、攝關榮

尊と命

殿と様

華時代に入れば、既に殿といふ敬語が多く行はれて居る實例があり、後にはまた様といふ敬語も出來て、殿と共に用ゐられるやうになるのである。この敬語の變遷は國史の研究に最も必要なる記録や古文書の研究にもまた一要件となるものである。

我が國の記録といひ、古文書といひ、最も史料として大切なるものは、歐洲の文字が輸入されるまで、みな支那文字と支那文字から變形した國字や假字で書き現されたのであるが、歐洲の文字が輸入された後も、今日に至るまで同じく用ゐられてゐるのである。故に各時代の記録や古文書を解釋するにも、その文字によつて現されてゐる言語の意義をよく知らなければ、之を史料として正しく用ゐることが出來ないのみならず、或は普通の字義通りに解釋すると全く誤謬に陥ることが珍しくない。今左にそれら特殊のものを擧げて之を説明しよう。

一 宮廷語 皇室をはじめ貴族階級に於いて、特別に行はれてゐる言語である。源氏物語などにもそれと思はれるものがあり、長橋局によつて書かれた

宮廷語

御湯殿上の日記をはじめ、宮廷に奉仕せる女官のものにも多く散見して居るが、民間で既に死語となつた言語が割合によく保存されてゐる。女重寶記といふ書に載せてある徳川將軍家の大奥で行はれた言語もこの類といへよう。我々は宮中から出た女房消息などを讀む場合にこの宮廷語を注意しないと、意味の分明らぬことが少くない。

官府語

二 官府語

これは隋唐の制に准據して我が國の制度を改新せられた後、それまで彼の國の官府で用ゐられてゐた語が、我が國の律令をはじめ、官府語として採用せられたもので、古代の法令などを讀むにはこの官府語を知つて居ることが必要である。それが後ち武家時代までも襲用されて居るものもあつて、また時代の経過に伴ひて、その意義に變遷があるのは他の言語と同様である。例へば案内といふ言葉は今日では旅行案内といふ案内と、人を招待する意味の案内と、兩様に用ゐられて居るのであるが、もとは「謹檢案内」と太政官符などに見えて居て、案内といふ言葉は原案ひかえ書き、又は後の覺えに書いて置いた書類を指すのであつたが、それがいろ／＼事務をやる指南となつた

俗語

から、後に案内といふ熟語が出来て、指導をすることや、前以て知らせる招待の意味に通用するやうになつたのである。また件といふのは元來簡條書キといふ意味を有つて居て、簡條書キをした末に如件と書いた慣例から、後には前文の通りといふ意味となり、簡條書キがなくても如件と證文などに書くこととなつた。また所帶といふ言葉はもと所帶官職とつゞけた官府語で、現任といふ意味であつたが、後には領地財産にもかけていふことになり、今日では所帶を持つといふ言葉のみが普通に用ゐられて居る。

三 俗語 俗語とは普通に世俗の間に用ゐられる言語である。故に支那文字で書く場合には必ずしも字義と一致させ得ないから、或る支那文字の同じ音もしくは訓を有するものを假用することがある。今昔物語集に「ハルマヒカシ(困難)といふのに六借と書き、サシタル事ナシといふのに無指事、又はタハナルコトニアラズといふのに非直也事と書くなど、字義通りに解釋すべきものでないことは一見して明であらう。

四 方言 方言とは前にもいつたやうに或る地方に特有なる言葉である。交通の十分開けなかつた頃には、地方々々に特有の言語が多く存在した、現今汽車や汽船で四通八達といふやうになつて、東京語ともいふべきものが廣く行はれることになつたけれど、地方には猶各その方言を有し、現に關東と關西とは異つてゐる。薩摩地方で、東京語を普通語といひ、特別に小學校で教へてゐる程であるのを見ても、方言が如何に根強く各地方に勢力を有して居るかが想像されるであらう。されば各地方の方言を一通り知つて置かねば、その地方の事柄を理解することが六ヶしい例へば薩摩の方言で慶長の頃よく古文書などに見えて居る短息又は短束と書いてあるのは盡力又は周旋等の意味を有して居る、またその當時これと同じ意味の言葉を毛利氏の古文書には鬼籠キゴロと書いてある、多分意氣込むといふ言葉から轉じたであらう。

五 忌語 忌語とは病氣、喪葬、その他不吉なことは成るべく避けて之を言ひ現す言語である。伊勢皇太神宮では延曆の皇太神宮儀式帳や延喜式にもある通り佛法及び穢を最も忌むこととなつて居り、内七言、外七言の忌語といふ

ものが規定されてゐる。内七言とは、佛を中子ナカゴ、經を染紙シメシ、塔を阿良良岐寺アララギジを瓦葺僧ワキソウを髮長、尼を女髮長、齋を片膳カタヂと稱し、外七言とは、死をナホル、病をヤスミ、哭を鹽垂シホケ、血を汗打アセを撫突肉ナツを菌墓キノボと稱し、又別に忌詞として堂を香燃コウネ、優婆塞を角筈ツノヅと稱する、伊勢皇太神宮に關せる記録などにこの實例が出てゐる。また群書類從、雜部に吉事次第といふ書が收めてあるが、これは吉い事を記したのでなく、全く葬送の次第書である。その他病氣のことを歡樂ウレシといつた例は、日記や古文書に散見して居る、吾妻鏡に「今日將軍家御歡樂」とあるのは將軍が病氣であつたといふ意味である。室町時代まで古文書などにも用ゐられ、幕府の奉行が病氣で出仕が出来ず、文書に花押を自署し得ない時には、その名の下に「歡樂」と注してある文書が存してゐる。

六 外來語 普通に外來語といふのは外國語が幾分變化されたものもあるが、多くは殆んどその儘我が國に入つて使用されてゐるもので、提灯チヤウテン、行燈コウテウ、卓子チャウシなどは支那語であり、ビール、ド、カツ、パン、テラなどは葡萄牙語であり、ラ、ンド、セル、ド、ン、タ、ク、サ、ア、ベルなどはもと和蘭語であつた。奈良正倉院の慶長曝涼

目録にもビードロと見えて居る。

支那語から来た外來語に就いては大槻文彦博士の外來語源考(復軒雜纂所載)があり、また中山久四郎博士の調査されたものがある。それらは宋元明のころ歸化せし僧侶或は明清以降の商人にして博多長崎等に至りし者が傳へたもので、支那の國音のまゝにわが國語となつてゐるのが多い。今その中から若干列舉して見よう。

アン	館	アンギヤ	行脚
アンクワ	行火(脚爐)	アングウ	行宮
アンザイ	行在	アンドン	行燈
アンズ	杏子	イス	椅子
ウイラウ	外郎	ウンドン	餛飩
ウロン	胡亂(胡散とも云ふ)	カンギン	看經
カンパン	甲板	キントン	金團(餛飩の訛とも云ふ)
ギンナン	銀杏	キヤン	俠
クリ	庫裡	ケンチュウ	絹紬

シツクイ	漆喰	シツメイ	竹筴
シツボク	卓椎(料理の名)	シヤンス	相思情人(長崎の方言)
シユス	繻子	スイクラ	西瓜
スイビン	水瓶	スキトン	水團
センス	扇子	ソモサン	什麼生(如何の俗語)
タツチウ	塔頭	タドン	炭團
タンボ	湯婆(俗に湯タンボ)	チャウチン	提燈
ヤンケン	兩拳	ツガフ	都合
テンピン	天平(天秤)	ドピン	土瓶
ドンス	緞子	ノウレン	暖簾(又はノレン)
パハン	八幡	ハモ	海鰻
ハンメン	方餅	フウギン	諷經
フシン	普請	フトン	蒲團
フンドウ	分銅	ヘウキン	剽輕
ホイロ	焙爐	ホツス	拂子
ホンゴ	反古	ボンタン	文橙

マンザウ	飯頭	ミンテキ	明笛
メンツウ	面桶(飯櫃)	ヤウカン	羊羹
ヤウス	様子	ユズ	柚子
リヤンコ	兩箇	リンズ	綸子
リンダウ	龍膽	ワシヤウ	和尙
ヲモト	烏木毒		

西洋諸國からの外來語

次に西洋諸國から來た外來語は、葡萄牙人が始めて我が國に渡來してから輸入されたものである。中には多年用ゐられてゐる間に日本の語格に合ふやうに變化し、または恰好なる漢字を取つて一寸外來語たることが分らないものがないでもない。毛布(英語 blanket)、ネル(英語 flannel)、シャツ(英語 shirt)、外套(英語 mantle)、帽子(佛語 chapeau)、ヒレ肉(佛語 filet)、裁縫機械(英語 machine)、バケツ(英語 bucket)等は其例であるが、葡萄牙語、和蘭語から來たものは更に善く日本化したるものが多い。これは、葡人は基督紀元千五百四十三年他の西洋諸國に率先して我國に渡來し、基督紀元千五百七十〇年以來長崎に定航して貿易を

營み、蘭人は基督紀元千六百九年始めて平戸に商館を置き、基督紀元千六百三十九年葡人の通商が禁せられた後、獨り蘭人のみ長崎に於いて貿易を營むことを許され、維新開國の際に及んだからである。

この種の言葉によつて當時彼の商人が舶載して來た重要な商品は何々であり、又何處の産であつたか、その頃西洋から傳來したものは何であつたかが推して知られ、その研究は我が文化史に好資料を與ふるのである。例へば辨柄綺、茶字綺、棧留綺は、印度のべんがる(葡語べんがら Bengal)ちやうる(Chaul)せんをとます(葡語さんとめ San Thome)諸市の産、印傳革は印度製で、南瓜はかんばんぢや(Cambodia)、馬鈴薯はじやば島のじやかとら(Jactra)即ち今日のばたびや(Batavia)から移植したものであることは一目瞭然であらう。

左に村上直次郎博士が嘗てこの種の外來語に語原及び原發音を添へて作られた表を掲出する。その中でびーどろ、ばつてら等のやうに、次第に捨てられて死語となり、がらす、ぼーと等の英語をこれに代用するに至つたものもある。

外來語	語原	原發音	
Bateren 伴天連 (宣教師)	padre 葡萄牙	padre	
Iruman 伊留滿 (宣教師補)	irmão ”	irman	第二章
Kirishitan 吉利支丹 (基督教徒)	christão ”	kristan	
Kapitan 甲必丹, 船長, 商館長	capitão ”	kapitan	
Kompra } 買辦 Kompradoru }	comprador ”	kompradōr	補助學(言語學)
Sinnyoro 眞如路 (船主, 紳商)	senhor ”	senyor	
Madoros 水夫	matroos 和 蘭	matrōs	
Amendō } 壽星桃, 扁桃 Ammentō }	amendoa 葡萄牙	amendōa	
Araki 荒氣 (強き酒)	arak 和 蘭	arak	
Aruheiru } 有平糖 Aruheitō }	alfeloa 葡萄牙	alfelua	
Bōro 菓子	bolo ”	bolu	
Chinta 珍陀 (赤葡萄酒)	vinho tinto ”	vinyu tintu	
Kompeito 金米糖	confeitos ”	konfētus	
Karumeira } Karumera } 浮石糖 Karumeiru } Karumern }	caramelo ”	karamēlu	
Kastera 柏底羅	castella(bolo) ”	kastella	
Pan 麵包	pão ”	pan	三六
Tabako 煙草	tabaco ”	tabaku	
Bōbura 南瓜	abobora ”	abōbura	
Marumero 果物砂糖漬	marmelo ”	marumēlu	
Zabon } 朱樂 Zambo }	zumboa ”	zumbōa	

	外來語	語原	原發音
	Hōgorochō 鳳五郎鳥 (駝鳥)	struis-vogel 和 蘭	strois-fōhel
第	Kanariya 金絲雀	canario 葡萄牙	kanariu
二	Karakunchō 唐國鳥 (七面鳥)	kalkoen 和 蘭	kalkūn
章	Kaswaruchō } Kazowaru } 食火鎖	casuar 葡萄牙	kasūwar
補	Barusamu 鎮痛劑	balsamo ”	balsamu
助	Heisarabasara } Heizaruno-ishi } 石莢, 乍合 藥石	pedra bezoar ”	pedra bezuār
學	Kamirure } Kamitsure } (藥名)	kamille 和 蘭	kamille
語	Mantēka 猪膏	{ manteiga 葡萄牙 manteca 西班牙	{ mantēga mantēka
學	Momii 木乃伊	mummie 和 蘭	mummii
	Sabon } Shabon } 石鹼	{ sabão 葡萄牙 jabon 西班牙	{ saban habon
	Safuran 泊夫藍 (藥名)	{ saffraan 和 蘭 açafraan 葡萄牙	{ safrān asafran
	Surangasten 吸毒石 (藥名)	slangensten ”	slangenstēn
	Terementēna 丁列綿油	terebinthina ”	terebintina
	Karuta 歌留多	carta ”	karta
	Charumera 哨鳴, 太平簫 (喇叭の類)	charamera ”	charamela
	Orugoru 自鳴琴	orgel 和 蘭	orhel
	Rupuru 呼筒	roeper ”	rūper
三	Patoron 火藥包	patroon ”	patrōn
七	Banko 長椅子	banco 葡萄牙	banko
	Frasoko 硝子瓶	frasco ”	frasko
	Kāheru ストープ	kachel 和 蘭	kāhel
	Kantera カンテラ	candeia 葡萄牙	kandēya

これらの外來語の大部分が今日既に死語となりつゝあるのに對し、明治時代以後國際關係がますます密接を加へて、中には世界共通語ともいふべきものもあり、我が國に用ゐらるゝ外來語が最近非常にその數を加へたことは顯著なる事實である。

我が國の言語は言海や日本國語辭典または辭林など大辭典に現代語のみならず、雅言、古語、俗語などまで多く收めてあるが、徳川時代には谷川士清の和訓栞、石川雅望の雅言集、及び村田了阿の俚言集、及び更に溯つて、僧昌住の新撰字鏡、群書類從所收のものは、拔萃本である。菅原是善の編と傳へられる類聚名義抄、源順の和名類聚抄、及び橘忠兼の色葉字類抄、南部饅頭屋林宗二の節用集などによつて、大體各時代の國語を知ることが出來よう。猶望むらくは五十音順に排列集成した記録古文書辭書の世に出でんことである。

第二 古文書學并記録の研究

古文書學は史學の右の腕だといはるゝほど歴史の研究には大切なもので

外來語	語原	原發音
Koppu 盃	kop 和蘭, copo 葡萄牙	kop, kopu
Mesu 小刀	mes 和蘭	mes
Ransetta 刀針	lanceta 葡萄牙	lansêta
Battêra 端艇	bateira ”	batêra
Biidoro 玻璃	vidro ”	vidro
Botan 鈕子	botão ”	ootan
Burikki 錢力、鐵葉	blik 和蘭	blik
Birôdo 天鵝絨	veludo 葡萄牙	velûdo
Gorofukurin 吳縞福林 } Gorofuku 吳縞服 }	grofgrein 和蘭	hrofhrain
Kanekin 金巾	canequin 葡萄牙	kanekin
Karusai 加留佐以(裁物)	carisea ”	karisêa
Heruhetoan 啤咳端(織物)	{perpetuân 西班牙 perpetuano 葡萄牙	perpetuan perpetuano
Rasha 羅紗	raxa, raixa ”	rasha, raisha
Raseita 羅背板(劣等の羅紗)	raxeta ,	rashêta
Sarasa 更紗	saraca ”	sarasa
Sutamento 經絲(織物)	stammet 和蘭	stammet
Zukku 粗布(織物)	doek ”	dûk
Jiban 縞紵	gibão 葡萄牙	jiban
Kappa 合羽	capa 葡萄牙, 西班牙	kapa
Karusan 輕衫(半ズボンの類)	calção 葡萄牙	kalsan
Manteru 外套	mantel 和蘭	mantel
Meriyasu-tabi 莫大小足袋(靴足袋)	meias 葡萄牙	meyas
Meriyas 莫大小	medias 西班牙	mediyas
Randoseru 背囊	ransel 和蘭	ransel
Dontaku 日曜日, 休日	zondag ”	zondah

ある。坪井九馬三博士の史學研究法にあるやうに、歐羅巴では十七世紀以來だん／＼古文書の研究が盛になり、佛蘭西、獨逸及び埃太利等の諸國に於いては、斯學の大家も現れて居るのであるが、我が國にその學術的研究が起るに至つたのは、實に晩近四十餘年來のことである。史學の研究新に起りし頃、舊修史局諸先生の力によつてその基礎が置かれ、國史學の補助學として、始めて我が學界に認めらるゝに至つた。それまではたゞ主として古物鑑賞の方面に於ける古筆鑑定に止まり、しかも大抵直覺的に、若しくは傳統的に古文書の眞偽を判定するに過ぎなかつたのである。元來我が國には兵亂や騷動があつたといへ、革命などいふ忌はしいことのなかつた有難い國柄であるために、割合によく古文書が今日まで傳はり得たのみならず、家系を重んずる風尙と、偉人に對する崇敬と、また財産上有力なる證據物として保存する必要とは、大社舊寺名家豪族をはじめ、一般の國民にも今日まで善くこれを襲藏せしめて非常の多數に上つて居る。

また徳川時代に入り、修史事業が競ひ起り、古文書を史料として用ゐるやう

古筆鑑定

徳川時代に於ける古文書の應用

國史の研究と古文書學

古文書の範圍

になつて、その蒐集も既に行はれてゐる。林家の本朝通鑑や、水戸家の大日本史をはじめ、諸藩で編纂された歴史、地誌の類など、多少とも古文書に據らなかつたものはない位で、山鹿素行の武家事記には特に武家の古文書を集録して居り、古狀揃その他、諸種の古文書集も出來て來た。しかし歐羅巴に於ける如く、古文書そのもの、學術的研究はなほ發達するに至らず、僅にたゞ傳統的に、信せられてゐた筆蹟の標本集ともいふべき古筆手鑑、または花押集や印譜の類が世に出づるに過ぎなかつた。國史の研究には、どうしても更に進んで古文書その物を學術的に研究し、その内容が如何なるものたるかを確めて後、はじめて之を史料とし、以て史的事象に解決を與へなければならぬ。そこに古文書學の必要が起るのであるが、實は歐羅巴に於いてすら古文書について猶ほ未だ一定の定義すら下されて居ないといつてよい。従つて、我が國の學者の間にもいろいろの説があり、久米邦武博士の如きはその古文書學講義に、紙に書いてあるものは廣く系圖の類までも古文書として居られるが、それでは文書と記録との區別もつかず、また編纂著述との分界も不明に歸する恐がある。

こゝに先づ文書記録と編纂著述との性質を明確にしたる後古文書の定義を下すであらう。

すべて文字で書かれたものは、或る境遇に於いて必要上書いたものと、編纂もしくは著述との大きな二種類に分つことが出来るであらう、そして或る境遇に於いて必要上書いたものにも、また後日の備忘證明に供するため、いはゞ覺えとして記し置いたものと、或る事柄を第三者に向つて書いてやつたものと、の二種類があるであらう。而かもそれは必ずしも紙にのみ書かれてゐるとは限らぬ、金石、板札、或は布絹、それらその目的と必要とに應じて材料がいろいろあつて差支ない。この後日の備忘證明に供する目的で書いて置くものを記録といひ、これを日にかけて書けば日記、事件を中心として書けば事記である。然るに或る必要に應じて第三者に充て書いてやるものは、之を差出した者と受取る者との間にその書いてある事柄に關して或る働きを生ずる性質を有してゐる、これが文書といふべきものである。天皇陛下からお下しになつた詔勅の類から、政府の法令訓令などをはじめ、個人間に於ける往復の

手紙等に至るまでみな之に屬してゐる。それに書いてあることには、差出した者と受取る者との間に既に過去に於いて働いてゐたこともあるであらうし、又その書かれる當時、現に働きつゝあつた事柄もないではないが、これには將に働かんとするものが必ず含まれて居るのであつて、既に過ぎ去つた事柄を主として書き記す記録とは全く異なつてゐる。されば記録には、若し自己に不利益なることでも、ある場合にはその事實を極めて簡略に記したり、或は多少潤色したり、或は全く省略たりしないとも限らぬ、また傳聞の誤りや記憶の誤りなどもないとは保證されぬが、文書には自己と第三者との間にこれから實際に於いて或る働きを生ずべきものが書かれてゐるのであるから、その事柄について自己と第三者との兩者の關係は、到底之を蔽ふことが出来ない、假りにその事柄が偽つて書かれてゐるとしても、それはその際偽るべき理由が存在し、それが將來に於ける兩者の關係に影響を有することになるのである。戦争や外交に關せるもの、若しくは訴訟に關せるものには此の策略的に作られた文書が屢々發見される。従つて文書の内容のすべてが必ず史的事象とし

て現れるとは限らないけれども、その史的事象として現るゝや否やは、差出し者と受取者との關係にも存して居り、それを甄別するのが、亦た文書を研究するものゝ大なる任務である。

さて史料としては、過去の記録と文書との間に、貴重さを輕重すべからざるはいふまでもない、また記録にも文書の原本もしくは寫しを存じて居るもの多く、文書にもその一部分にまた記録の性質を有するものが書かれてゐるものが少くないから、文書の研究と記録の研究とは共通したものがあり、この兩者の研究は或る點まで寧ろ併行せしむべきものであつて、これを全く別にするべきものではない。たゞ古文書は記録に比して偽作も多く、且つ原本について之を研究しなければならぬものであるから、こゝには先づ主として古文書學について述べ、傍ら古記録の研究にも及ぶであらう。

古文書學は過去の文書の諸相を研究し、以てその正當に作成せられたるものなりや否やを審定し、その文書に現れて居る事柄が如何なるものであるか、またこの文書が如何なる效力を有してゐるかを研究する學問である。その

古文書學の
定義

研究法について、余は前版に外的研究と内的研究とに別けて敘述したけれども、次のやうに十一項に分けた方が寧ろ的確に説明することが出來ようと思ふ。即ち第一材料、第二用語、第三用字、第四書風、第五文體、この五項は古記録の研究と共通せるものである。第六花押、第七印章、第八様式、第九形狀、第十作成及び効力、第十一種類、各説等は古文書學特有のものに屬する。古文書學の著書には前に擧げた久米博士の古文書學講義の外に最近伊木壽一氏の日本古文書學(大日本史講座)中村直勝氏の日本古文書學(國史講座)及び勝峰月溪氏の古文書學概論などがある。

第一 材料

古文書や古記録の材料には布、絹、金石、板札の類などもあるが、その大部分は紙であつて、紙の研究は古文書學の材料篇に於いて最も大切なるものであるから、主として紙について述べよう。先づその原料、製法、大小、厚薄、粗密等、紙の品質に多くの種類があるのみならず、時代によつて變遷があり、地方に於ける特産もあつて、その種類は實に多數に上つてゐる(正倉院文書に奈良朝時代當

紙の品質及
び名稱

時の紙の種類が多く見えて居り、また紙譜といふ書が徳川時代のものにある。その如何なる種類の紙が如何なる古文書に用ゐられてゐるかといふこと、即ち古文書の種類によつて紙の品質が異なつてゐる所以を研究するのは、古文書學に於ける主なる研究の一である。これは文獻と實例とから歸納して來なければその成果が得られないのであつて、詔勅は麻から造つた麻紙といふ紙に書かれ、綸旨や口宣案の料紙は宿紙(また薄墨といふ)、即ち反魂紙(一種に書かれ)、それを紙屋院といふ處で漉いたから紙屋紙ともいひ、また綸旨紙ともいはれる。また天皇家若しくは攝政關白などの書狀は多く檀紙といふものに書かれてゐるし、その檀紙にも引合(ヒキアヘ)、大高、小高の三種がある。また中流以下のものは多く凡紙(普通の楮紙)に書いたのであつて、古文書の種類は階級貧富等によつてその材料に相異があり、變遷があることを調査せねばならぬ。そして同時に上に述べた麻紙、檀紙、楮紙をはじめ斐紙(鳥ノ子紙)の如く品質から名づけられたものと、杉原紙、修善寺紙、高野紙、土佐紙、美濃紙又は奉書紙と、地方や時代によつていろ／＼の名稱がつけられてゐるものがあり、それらの標本

を集めて之を比較研究せねばならぬのである。

元來紙の製法は支那から朝鮮を経て我が國に輸入されてゐるのであるが、各時代に支那や朝鮮から輸入されて居る紙も多いのである。また紙に美術的加工をしたもの、例へば表紙などに金銀砂子を散したり、蘆手繪を繪いたりしたのもある、それが社寺の願文や勸進牒などに用ゐられてゐる。

次に文字を書く材料としては第一に筆を挙げねばならない。時代によりその製法や用毛の種類に變遷があり、これによつて書き現さるゝ文字に變化を生ずるのであるから、書風と最も密接の關係を有するはいふまでもないことである。正倉院文書によれば奈良朝時代には大體三種の筆があつた、一は兔毛筆で、今普通に雀頭筆と稱せられるもの、その實物が今猶ほ正倉院に幾本も保存されて居る、一は鹿毛筆といふ細軸の筆で、文書や記録、寫經などの界線を引くに用ゐられるから、また堺筆ともいはれてゐる。今一つは狸毛筆で寫經の題字や願文など特別に立派に書くべきものに用ゐられたやうである。尤も後弘法大師が支那からその製法を傳受して來たことが、その文集遍照

紙に文字を
書く材料

發揮性靈集に見えて居るが、奈良朝時代に於て既に狸毛筆が行はれてゐた。その後或は兎毛と狸毛とを混ぜて造つたものもあり、また羊毛が輸入せられて筆に用ゐられることとなり、その種類がだん／＼多くなつたのみならず、矢張り支那からも輸入されて居る筆があつた。また筆にはすべて心があつたのであるが、鎌倉時代の末ごろから心のない筆が出来たらしい、所謂水筆の初である、毛が少くて軸の細い眞書キ筆と稱する筆は徳川時代の後期に出来たものである。

終りに墨及び硯の種類、これも紙や筆と同じく、差出し者の貴賤貧富により、その品質に相異があり、墨と硯との關係をも知つてゐなければならぬ。墨は奈良墨が最も有名で、それにもいろ／＼品等がある(古梅園墨譜参考)。

こゝに序でに述べて置きたいことは墨色である、それは第一に墨の濃淡を調査し、第二に墨がよく紙に浸潤して、紙の古び具合と調和して居るや否やを観察するのであつて、またその古文書が正當に作成せられたるものなりや否やを定むる大切な一要件である。故意に紙を古く見せたものは、紙墨の自然

墨色

的調和が如何にしても現れて來ない、たとへ古い紙を利用してこれを作成し、如何にその書風を上手に真似ても、既に一たび古びがついた紙に書いたものは、或はわざと水に濡らしてばやけさしたものもあるが、新しい紙に書いたやうにその墨がよく浸潤し得ずして、よく紙に乗つて居ない。

第二 用語

言語については先きに言語學のところにも述べて置いたからこゝに多くを述べないが、古文書の用語はその差出し者の學問の有無とその古文書の種類とに依つて相異があると共に、また之を受取る者によつて變化するのである。また差出し書キや充名もしくは日付けなどいろ／＼用語があるのみならず、その儀式的のものであるか否かによつて異なつてゐる。惣じて必要に應じその受取者が之を理解し得なければならぬのであるから、當時普通に行はれてゐた用語を研究して置く必要がある。また前に述べたやうに方言や俗語や忌言なども知つて居らねば正しく古文書を読み下すことが出来ない。こゝに注意すべきは漢文體で書かれたものも、古くは皆當時の國語で讀ま

漢文も國語
で讀まれる

れたことである。今日に傳へられてゐる古寫本によれば、日本書紀をはじめ漢籍、佛經特に音讀のもの、外まで同様であつたことが推測される。正倉院文書にも幾多の實例がある。

第三 用字

元來我が國は固有の文字を有つて居なかつた。平田篤胤翁は神代文字の存在を主張して日文考を著されたけれど、それは朝鮮で李朝時代に入つて創作された諺文に據つて作られたもので何等神代に文字のあつた證左とならない。近ごろ神代文字があるなど、いつて出版されてゐるものもあるが、皆後人の偽作であつて、たゞ世間を誤るに過ぎない。我が國は文字の必要を感ずる程度の文化に入る以前に、早く文字の發達してゐた支那と直接間接に交通し、恐らくその文字が歸化人によつて輸入せられ、その歸化人が文筆に携はる官職を世々にしたのであるから、我が國固有の文字は遂に出來ずにしまつたと見るのが妥當である。現存せる我が國最古の支那文字は和歌山縣伊都郡の隅田八幡社に傳へられてゐる白銅鏡背の銘文であるが、紙に書かれたも

神代文字の有無

現存せる我が國最古の文字

のでは聖德太子御自筆の法華經義疏を最古とし、丙戌年(天武天皇十四年)の金剛場陀羅尼經、法隆寺舊藏、京都小川陸之輔氏藏、元明天皇和銅五年の大般若經(滋賀縣桑實寺、太平寺等にその大部分があり、民間にも數冊傳はつてゐる)がこれに次ぐものである。古文書では正倉院御物の文武天皇大寶二年の戶籍がその年月を明にしてゐるもの、初見に屬する。

かく我が國の古文書はすべて支那文字で書かれてゐるのであるから、先づ支那文字が六義のそれによつて作られて居り、それが幾多の字體書體に分れ來り、時代によつて如何に變遷したかを研究せねばならぬ。その研究は字學と書學とに分れる。字學は文字の成立や意義の研究即ち說文學といはるゝものであるが、この方面の研究は古文書學に直接重要なものではない、寧ろ最も必要なのは字體と書體との研究である。字體は縮文、大篆、小篆、八分、隸書から現行の字體となり、書體は楷體、行體、草體など時代々々に材料と種類とによつてまた變化してゐる。我が國の古文書には印章に篆隸の二體を存する外、主として楷行草の三體が用ゐられてゐるのである。

說文學

字體の研究が特に古文書學に必要

正字と譌字

しかもその間また正字と譌字とがあり、その如何なるものが多く我が國に入り來つたかを検討しなければならぬ。それに我が國語にして支那文字で寫すことの出來ないものには、前にもいつたやうに、國字及び假字が使用せられる、それにも時代によつて變遷があるのであるから、これ等はすべて古文書を研究する者がよく研究してゐなければならぬ事である。

支那で小篆が八分となり楷體となつたのは、後漢から三國時代にかけてのことであつて、南北朝に入つて正字譌字相行はれ、必ずしも一定して居なかつたが、唐朝に至り干祿字書や五經文字といふ書が出來て、支那の官府では譌字即ち六義に合はぬものを禁ずることになつたが、我が國に於いては筆蹟を巧妙に書けばよいとして、官府の公文にも譌字を用ゐて差支なかつたことは、令義解に明文がある。また我が國で新に文字を作つたことは、日本書紀の天武天皇十年の條に新字四十四卷を作つたとあるのを初見とするが、その如何なるものであつたか今之を詳にしない。この國字や譌字は新井白石の同文通考を見てもその一般を窺ふことが出來るが、前に擧げた類聚名義抄や色葉字

國字と假字

我が國の古文書には譌字多し

譌字の構造

類抄又は新撰字鏡等はまたこの虎の卷である。朝鮮の高麗時代に出來た龍龕手鏡や高麗藏經の中にある僧可洪の一切經音義などまた善い參考書である。高山寺石山寺神宮文庫などに傳へられてゐる願野王玉篇の殘篇も見ねばならぬが、通俗のものでは徳川時代に出來た異體字辨といふのが便利である。されど譌字といつても、増減法、合字法、換置法、省略法といふ様にその間自から一定した法則が存して居て、決して無茶に譌字が構造されたものでない。まづ増減法は、文字の字劃を或は増し、或は減するのであつて、増劃は似寄つた文字を區別するためか、又は筆勢をよくするために用ゐられ、昔から點にとがなしといふ諺もある通り、丈を丈、土を土とするのは増劃の一例である。殊にこの土字の如き大抵土と書かれたもので、普通に土は土人といふ意味に用ゐられてゐた。また減劃法は他の文字と混同さへせねば、二三劃ぐらゐ減じても差支ないのである。しかし一たびそれが定まればその類字は皆之に準據せねばならなかつた例へば吞を右、左をナとすることは許されぬが、喬を高、隨を隨とすることは差支ない、従つて橋を橋とし、墮を墮とするのも正當である。

合字法は簡單な字劃を有せる文字を二字もしくは三字合せて一字にするこ
とを許容するもので、久米を彖、日下を早とするのはその實例である。次に換
置法は混同の恐なき限り偏旁を自由に置き換ふることが出来るので、蘇を蘇、
腰を腰、期を朞とするの類である。終りに省略法は減劃法を更に進めたもの
といつても差支ない、或は偏旁のいづれかを省略する場合があり、或は行體又
は草體から變化して字劃を省略することもある、麻を𦉳とし、醍醐を酉、酉とし
たり、若しくは變を𦉳、佛を𦉳、亂を𦉳、又は𦉳とするが如きは即ちそれで
ある。されど是等の譌字は必ずしも増減法もしくは合字法のいづれかの一
にのみよつて作られたものでなく、中には合字法と省略法とを併せ行ひ、冠又
は偏のみを合字したのもある、例へば、ササ菩薩に點菩提といつて、菩薩の冠
二を合せて并とする、そして之に點を加へて并となし、菩提とよませるのが普
通になつてゐるのみならず、また之に因んで涅槃を𦉳と書くこともあつた。
前に述べた國字は意義の方から作られた新字で、辻、𦉳、𦉳、又は、𦉳、𦉳などその
例である。假字は支那文字の音や訓を借りて國語の音を寫したもので、初め

假字の種類

片假名と平假名

は支那文字その儘を使用してゐた、それが萬葉集の歌に主として之を用ゐて
あるので、普通に之を萬葉假名といつて居る。然るに一音を寫すに一々正確
なる楷體又は行體の文字を書くのは如何にも煩雜であるから、だん／＼これ
を草體に書いたり、また字劃を省いて書くやうになつた。その楷行體もしく
は草體から多く字劃を省いたものが片假名であり、草體を極端まで進めたも
のが平假名である。これは既に奈良朝時代の頃に萌してゐることは正倉院
文書續修卷四十八に實例を發見する。さりとて片假名が吉備眞備の發明で
もなく、平假名が弘法大師の創造でもない、多くの文獻を調査した結果では、も
と互に混用されて居るのであつて、最初から片假名、平假名の別がないのみな
らず、その字體も一定してゐなかつた、今日用ゐられて居る字體に大體定まつ
たのは室町時代以後であらう。従つて今の片假名、平假名の起原を研究して
見れば、片假名から出た平假名があり、平假名から出た片假名もある、そして平
假名で今普通に行はれてないものを變體假名といつてゐる。文藝類纂や大
矢透博士の假名遣及假名字體沿革史料などを參考して左に表示する。

ア	安アアア	イ	ヨヨ丑尹	ウ	干于丁ウウ	エ	衣衣テ
オ	才才才才	カ	加カ可イ	キ	しき木寸丈	ク	久口九ク
ケ	介介化	コ	古己己フ	サ	衣七七産	シ	ししし之
ス	欠スオアム	セ	七才世世西	ソ	ソソケ曾	タ	右大田ナ
チ	ち矢チ	ツ	州川十ハ	テ	テテ互エ	ト	止とト刀
ナ	示小孔アセ	ニ	余尔ケム	ヌ	又メ	ネ	木子才尔
ノ	乃了了	ハ	八法中	ヒ	ヒヒト斗	フ	不ア
ヘ	マママ	ホ	呆早ア小	マ	マア万アア	ミ	ミア
ム	ムムム	メ	メメソム	モ	モモ七モ	ヤ	ヤセ也ハク
ユ	ユユ由	エ	江上エ	ヨ	ヨ与与ト	ラ	ララフ
リ	利リリ	ル	ルウ石石	レ	ルしヲ	ロ	石石六
ワ	わの糸己	ヰ	キキ井井刃	ヱ	ヱ刃圭	ヲ	平可尾

安	安安安	阿		以	以以以	伊	伊
宇	宇宇宇			江	江江江	皇	皇
於	於於於			加	加加加	乃	乃乃乃
幾	幾幾幾	紀	紀衣衣	久	久久久	九	九
計	計計計	進	進進進	己	己己己	志	志
左	左左左	竹	竹竹竹	之	之之之	志	志
寸	寸寸寸	壽	壽壽壽	世	世世世	勢	勢
曾	曾曾曾	惠	惠和和	太	太太太	象	象
知	知知知	地	地地地	州	州州州	都	都
天	天天天	高		止	止と止と	兜	兜
奈	奈奈奈	那	那那那	仁	仁仁仁	尔	尔
奴	奴奴奴	奴		福	福福福	每	每

乃	乃乃の	波	波波は	半系方まハ
比	比むひひ	不	不ふ	布ぬ
部	マツマへ	保	保保保	本不
末	末末子	美	美美みみ	見ミ
无	无む	女	女女め	免
毛	毛も毛見も	也	也也やや	危邪
由	由由ゆ	與	與与らよ上	余
良	良良ら	利	利利本ナリ	陸李里余
留	留留るる	禮	禮禮れれ	是
呂	呂呂るる	和	和和わわ	己
為	為為めめ	惠	惠惠ええ	清
遠	遠遠をを			宇城

第四 書風

次に書風は古文書の研究でまた最も大切なるもの、一であつて所謂古筆學の大部分はこの書風の研究といつてよい。我が國でも既に古筆鑑定を業としたものが徳川時代の初からあつたが、その標準とするところは甚だ怪しいもので、古來からのいひ傳へによつて筆者を定めた所謂名物切れが鑑定の基礎となつて居るに過ぎない。その名物切れを多く收めてゐる男爵古川虎之助氏所藏の藻。沙。草。や伯爵酒井忠克氏所藏の見ぬ。世の友の如き古筆手鑑は、最初に出來た手鑑として、可なり貴重なるものであるが、中にはよい加減に其人が定められてゐるものもある。普通の手鑑は、多く所謂類、切れを集めたもので、殆どあてにならぬといつて差支ない。従つて古筆家に傳へられてゐた古筆鑑定記などを見ても、一通の消息について、一人は足利尊氏とし、一人は豊臣秀吉として居るのによつても、書風が時代によつて變遷することに少しも注意してゐなかつた事がわかる、内閣文庫に一本を藏してある古筆家秘書の如き、その記述は寧ろ滑稽に類して居る。故に我々は更に正確なる實物につい

書風の淵源

て書風を研究し、時代によつてその變遷する具合や、同時代にいろ／＼の書風が行はれて居ることや、また同一人にあつても境遇と年齢とによつてその筆蹟の變化してゐることを、出来るだけよく學術的に調査しなければならぬ。

我が國に於ける書風の淵源を研究するには、先づ支那の書風が魏晉六朝以來隋唐に至る間に如何に變遷したかを調査せねばならず、降つて宋元明等の法帖にして我が國に輸入されたものにつきてもその筆意を極めねばならぬ。且つ奈良朝時代に於いて多く王羲之の書が流行し、當時の寫經や正倉院文書等に殆んど唐人と異ならぬ書風が現れて居り、また平安奠都時代に入つて弘法大師がこゝに我が國入、木道の祖と稱せらるゝに至り、我が國の書風が成立した所以を觀て、その後／＼の時代に或は盛んに或は衰え來つた我が國書風の變遷を研究するのが實に我々の主要なる目的である。即ち攝關中停時代のころ小野道風出で、和様大に加はり、優麗なる上代様の書風を起してより、攝關榮華時代に入つて、一條行成は世尊寺流の祖となり、子孫世々朝廷の右筆たる如き觀ありしに、ついで鎌倉時代の末に尊圓親王の青蓮院流起り、徳

書風の日本化

川時代の初には復古派ともいふべき近衛信尹、本阿彌光悅及び松花堂昭乗があり、また青蓮院流の後を承けた建部傳内は幕府の右筆となつて御家流、弘く流行するに至り、しかも信尹の後を承け更に復古の上代様を以て氣品ある和様の最高潮に達したものは、實に近衛豫樂院家熙であつた。然るに、支那から輸入された元明の法帖を本とし北島雪山新に唐様を唱へ、その門人細井廣澤また江戸を風靡し觀鶯百譚の如き著あり、寛政の頃市川米庵、卷菱湖出づるに及んで、江戸に於ける唐様は最盛期といつてよいが、その卑俗に流れた江戸の唐様に對し、遠く王羲之を祖述して新に典雅遒勁の書風を起した名家が京都の貫名菘翁であつた。

奈良朝時代以後こゝに至るまで一千餘年、その間我が國の古文書に現れてゐる書風は必ずしも上に擧げた諸流のみではない、その階級により、その地方によりていろ／＼に分れてゐる。その比較研究は多く經驗に待たねばならないから、之を寫眞に撮影し、時代分け、地方分け、また人分けにして蒐集するの必要である、古文書館はこの點から觀て一日も早く設置されねばならない。

古文書館の必要

古文書を模寫して石版となつたものに、先きに修史局發行の史徵墨寶第一編より第三編までがあり、印刷局の國華餘芳がある、また近來玻璃版として印刷に附せられた史料編纂所の正續古文書時代鑑四帙は前に擧げた聖德太子筆の法華經義疏の一部から、明治時代に至るまで、列聖を始め、公家、武家、僧侶、文人、志士等、各時代の代表的人物の筆蹟四八〇枚を輯め解説を附してある。書畫大觀も割合に確かなものが多い。

第五 文體

古文書の文體はまた時代によつて變遷してゐるのみならず、古文書の種類により變化する、またたゞに時代若しくは種類によりて異なるのみでなく、その書く人の學力によりて變化する、従つて文學史の方面からも研究されねばならない。これには日本固有の文體、即ち宣命祝詞の如き語部體、又は宣命體ともいふべきものと、文體明辨に出て居る様な漢文體のもので古來支那より輸入せる文體とがあり、その漢文體のものも次第々々に日本の趣味を帯び來り、遂に藤原明衡の雲州消息に現れてゐる文體所謂往來體となつた、更に轉じ

日本固有の
文體と支那
輸入の文體

假名文體

て所謂候、文體となるに至つた。それがまた一方に於ては既に攝關榮華時代に貴女文學の流行に伴ひ共に女消息體も發達し、古文書では假名消息や女房奉書の類に後世までその跡を留めてゐる。また徳川時代となつて漢文學の盛運と共に支那風の文體がまた流行して來た、しかも他方に國學の發展と共に和文の擬古文體も行はれて居る。

第六 花押

花押はまた俗に書判カキハとも稱するもので、また支那の文書から系統を引いてゐる。元來官府には文書の書き役があつて、公文にはその官府の長官以下の官人の官位、姓までを書き、長官以下の官人はたゞ各その名を署することになつて居た、奈良朝時代ごろまではその署名が多く眞面目に楷書で書かれたのであるが、それをだん／＼崩して書く様になり、遂に一種の符徴様のものとなつたのが花押であり、攝關榮華時代に入つて始めて古文書に現れ、その人の品位と時代の前後とによりていろ／＼變つて居る。尤も早く支那から傳へられた押縫、もしくは押尾といつて紙の繼目もしくは紙の奥に自署をしたもの

花押の起り

自署と花押

も、花押の起原と關係がある。新井白石はその同文通考に草名體、二合體、一體、別用體、及び明朝體等の五體に分類してゐるが、中には室町幕府の將軍の如く二合體と一字體とを有した者もあり、また一代の中に幾たびか變更した者もある。或は一人にして公の場合の花押と私の場合の花押とを有するものもあるが、印章の影響を受けて木に刻んだ花押が出来たり、明朝體のものには遂に花押の形を枠にして墨で塗ることも起つた。又無筆のものは唐時代にも行はれた畫指といつて、食指の長さを書いたのが正倉院文書に見えてゐるが、鎌倉時代前後になると、〇や×のやうな符徴も現れた。余はこれを平花押と名づけて居る。その他拇印も既に上皇實權時代に見え、血判も高野山文書又續寶簡集十四應永三十三年の起請文に花押を血書したものを初見とし、群雄爭覇時代以後普通の血判が行はるゝやうになつた。

花押はこれを公家様、武家様、禪家様、及び平民様の四類に分類するのが寧ろ學術的である。室町幕府の將軍が用ゐてゐた一字體は公家様であり、二合體は武家様であつた。上杉家文書享祿三年十月八日大館常興の書狀にも、將軍義

晴が權大納言に任じた後に、武家の御判を改めて公家の御判を下すことが見えてゐる。要するに公家様は主として公家の間に行はれた優雅なものであり、武家様は武家の間に用ゐられた雄勁なものであり、禪家様は禪宗の僧侶によつて起つた洒脱なもので、また公家や武家の私的な花押にも用ゐられ、平民様は前にいつた平花押をはじめ、素樸な一般階級のものである。

なほ花押は古文書の差出し者を調ぶるに最も必要なもので、他人では到底同様なものが出来ぬ特有の書風を有してゐる。花押集には丸山可澄の正續花押藪、松崎復の古押譜など徳川時代に編纂せられたものもあるが、矢張り筆蹟と同じく新たにその標本を輯集した寫真集の公にされる日を待つ外はない。大日本史料に引用されてゐる花押彙纂は、史料編纂所で蒐集されたものを編纂した花押集で、四十餘年間古文書探訪の成果である。

第七 印章

印章はもと文書に權威を與ふると共にその封を確實にするために用ゐられたもので、支那では既に周の時代から起つてゐる。紙が發明されてからは

日本の印章

官印と私印

手印

印章用途の一變

文書の紙面に押捺され、その制が我が國に輸入されて、封を確實にすることよりも寧ろ文書に權威を與へ、且つその内容が變更されないやうにするのが主なる目的であつた。養老令の規定では公文にのみ押捺するものであり、官府の印はすべて朝廷で鑄られるのであつて、各官府で自由に鑄るものでなかつた。それで私文書には用ゐられぬのが本則であつたが、社寺などにも用ゐることを許され、遂に一個人でも用ゐてゐたことは既に正倉院文書に實例がある。初め奈良朝時代から攝關新置時代のころまでは、文書一面に官府の印章を押したものであるが、漸次紙面の重要な部分にのみ押捺することとなり、後には文書の端と日附の處、又は紙の繼目などにのみ押捺する様になつてしまつた。また場合によつては印章を押捺する代りに、手印といふものが用ゐられ、掌に印肉をつけてこれを紙面に押すこともあつた。その最も古い實例は御物伊都内親王の願文である。

養老令や延喜式に定められてゐるもの、外には、公文書でも官府の印を押さぬのが普通であつて、印章はその用途が變つて來た。鎌倉時代に入つて、一

内 印

「天皇御璽」
天平感寶元年
〔平田寺文書〕

外 印

「太政官印」
延暦二年
〔東南院文書〕

【平山寺文書】
天保元年
「天保元年」
丙 卯

【東山寺文書】
延和二年
「大藏會印」
丙 卯

禪 師
聖 王

南 無
阿 彌 陀 佛

山 藏

國 公 堂

十 市 郡 作

造 東

生 紅

寺 中

身 鳥

行 如 師
藏 師

妙 記

周 信

藏 師

藏 師

今川氏親黒印
長享元年十月廿日
〔駿河東光寺文書〕

北條氏虎朱印
〔鎌倉東慶寺文書〕

上杉氏朱印
〔摩利支天月天子勝軍地藏〕
〔上杉伯爵家所藏印影〕

武田信玄朱印 一
天文十一年
〔甲斐坂田文書〕

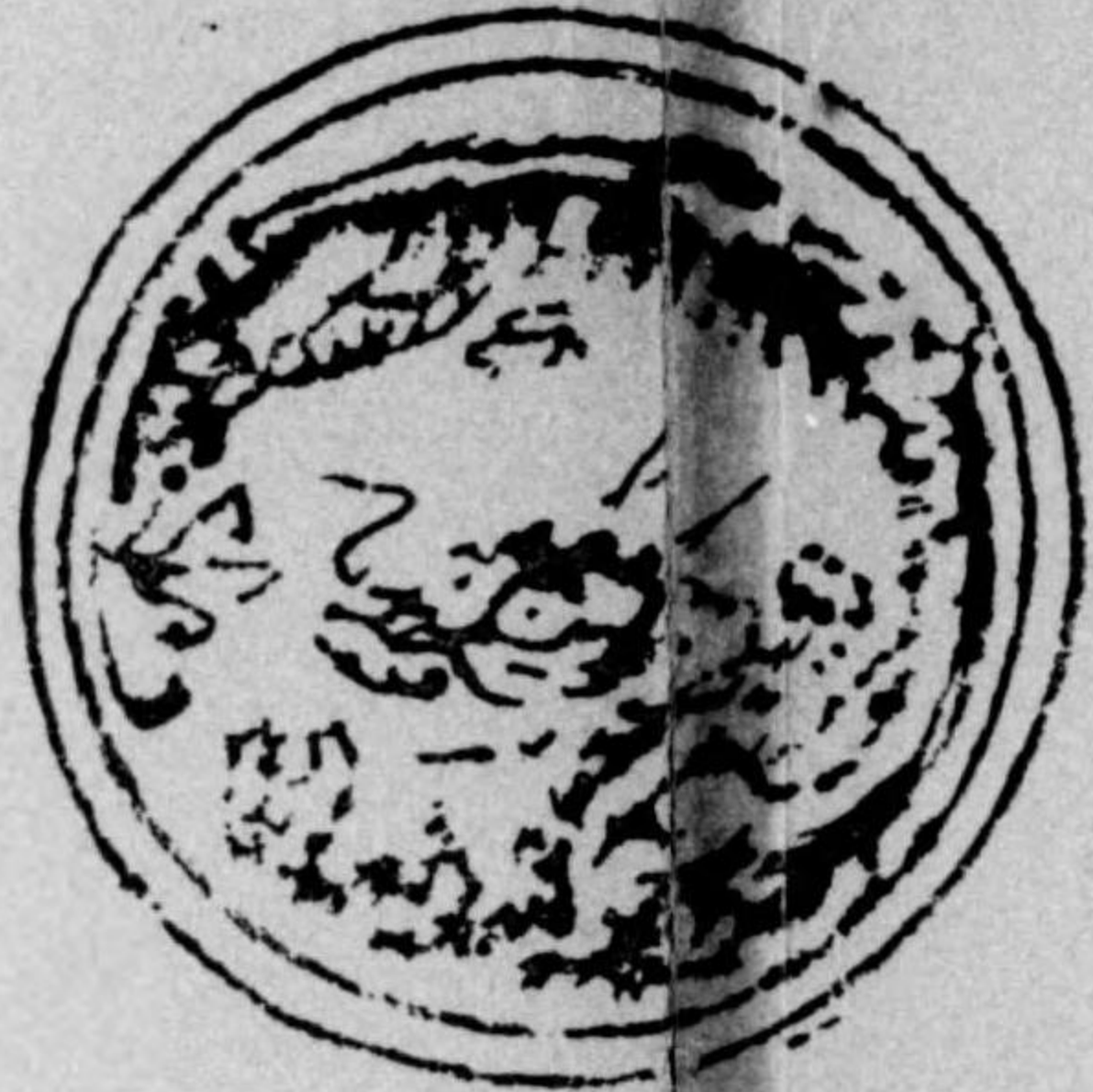
武田信玄朱印 二
天文十九年
〔信濃安養寺文書〕

武田信玄朱印 三
元龜元年
〔信濃松田文書〕

織田信長朱印 一
永祿十一年
〔京都成就院文書〕

織田信長朱印 二
元龜元年
〔京都墨華院文書〕

織田信長朱印 三
天正七年
〔京都大雲院文書〕



（鑄印東漢書文書）
其章元平十日廿日
全山五路黑印

（鑄印東漢書文書）
其章元平十日廿日
全山五路黑印

（鑄印東漢書文書）
其章元平十日廿日
全山五路黑印

豊臣秀吉朱印 一
文祿二年
〔前田家所藏文書〕

豊臣秀吉朱印 二
〔本能寺文書〕

加藤清正黒印
〔履道應乾〕
〔筑後五條文書〕

大友宗麟朱印
FRCO

黒田孝高朱印
Simeon
Joani

黒田長政朱印
Onro
NGMS

〔豊後草野文書〕

細川忠興青印
tada
noqui

細川忠利朱印
Tada
toxi

徳川家康朱印
〔福徳〕
天正十一年
〔中村勝麿氏所藏文書〕

徳川家康黒印 一
文祿元年
〔四疊寺文書〕

浅野忠吉黒印
〔忠吉〔花押〕〕
文祿三年
〔甲斐景徳院文書〕

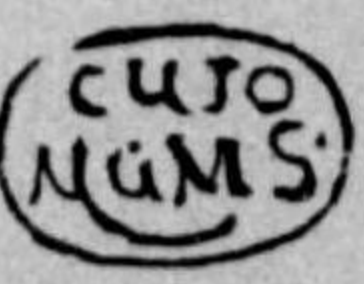
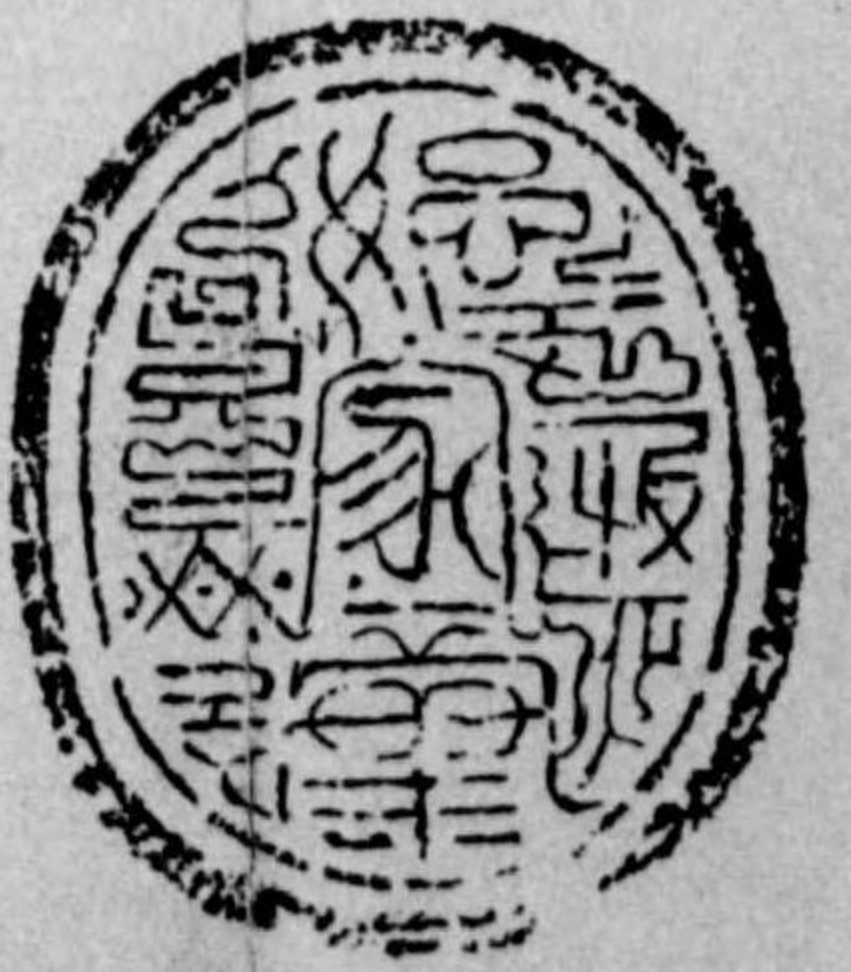
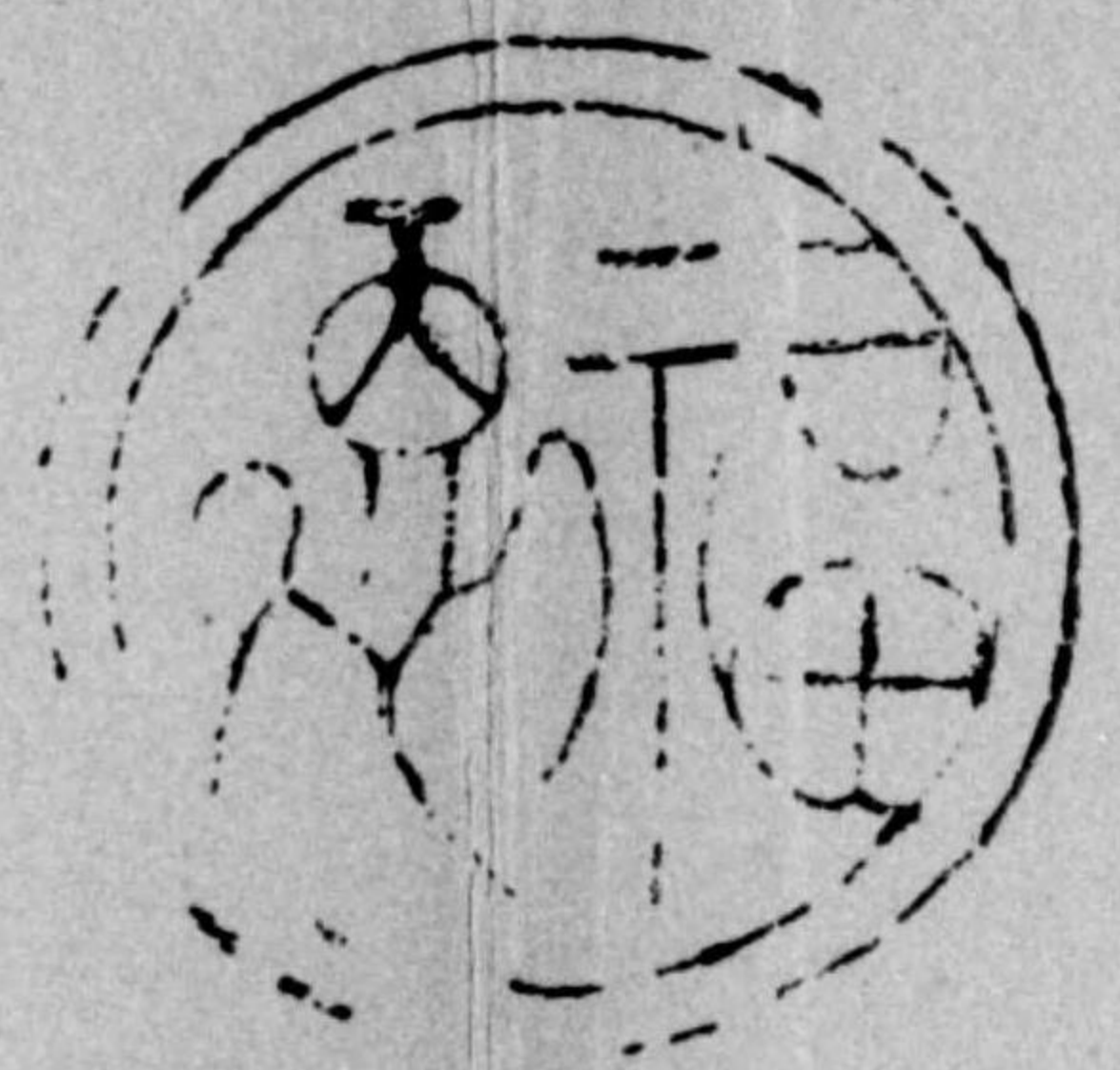
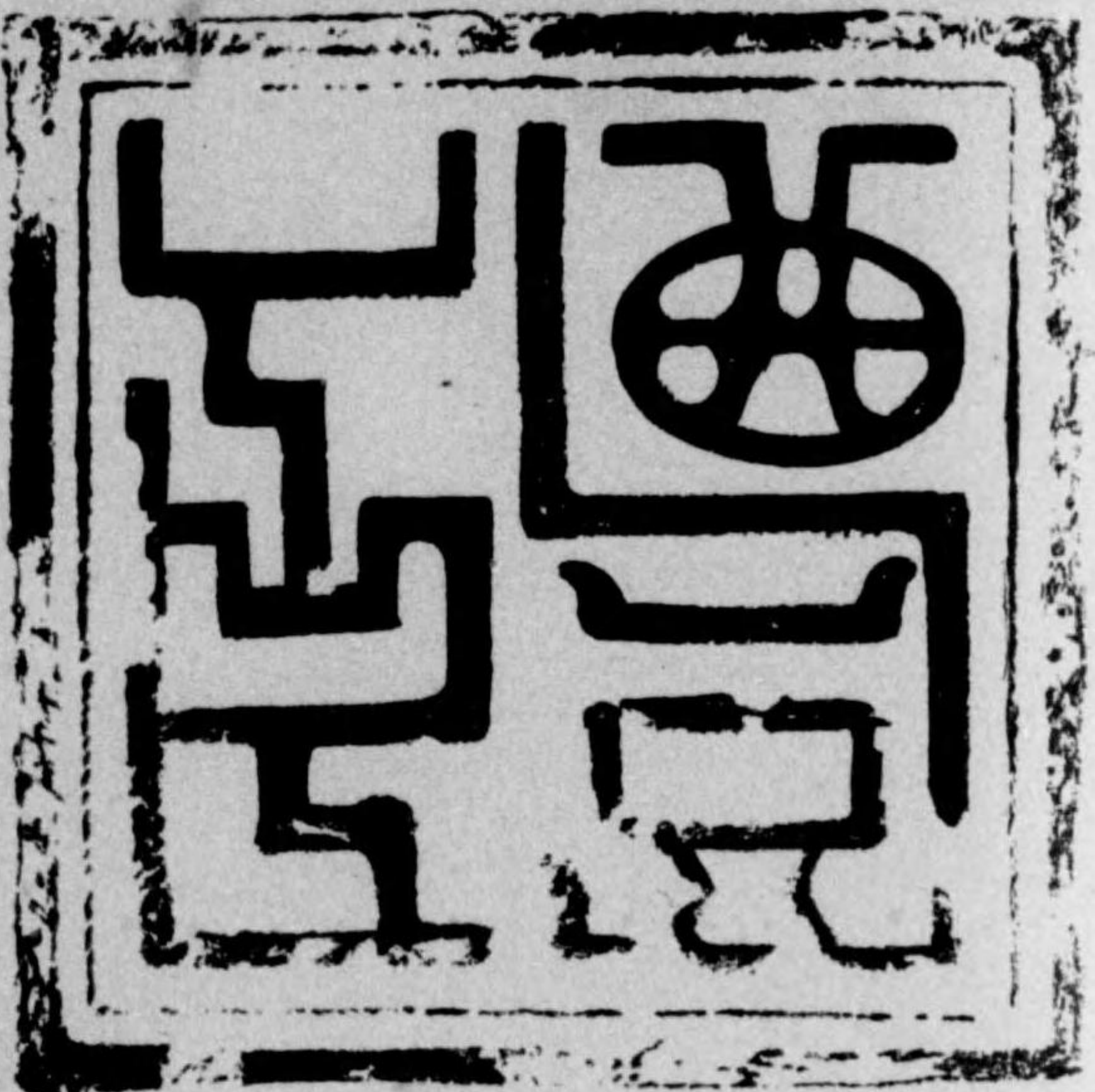
徳川家康朱印 三
〔源家康
弘忠恕〕
慶長十四年
〔紀伊神野文書〕

徳川家康朱印 二
〔忠恕〕
慶長五年
〔伊達家文書〕

徳川家康朱印 四
慶長十七年
〔高臺寺文書〕

徳川家康黒印 二
慶長十年
〔松平管之丞氏文書〕

徳川綱吉朱印
天和二年
〔駿河中村文書〕



藤田家藏朱印

藤田家藏朱印

藤田家藏朱印

藤田家藏朱印

藤田家藏朱印

藤田家藏朱印

藤田家藏朱印

藤田家藏朱印

藤田家藏朱印

藤田家藏朱印

藤田家藏朱印

藤田家藏朱印

藤田家藏朱印

個人が花押と共に、名の下に押捺するやうになつたなどその一例であつて、石清水八幡宮の宮事縁事抄の奥にある田中宗清のものに先づ之を發見する。それが皇家中興時代に、禪宗の僧侶がいよ／＼花押の代りに之を用ゐはじめ（鎌倉黃梅院文書）群雄爭覇時代に入ること、今川氏親またその文書に之を用ゐてから、東國地方に於いて、武田氏、北條氏、上杉氏、または里見氏、伊達氏、織田氏などみなこれに倣ひ、豊臣時代には天下の諸大名殆んど之を用ゐざるものなく、秀吉及び家康、秀忠は國內に出すものと外國に下すものと二様の印章を有してゐた。しかも信長が三種の「天下布武」の印章を有し、家康が天正十年から天正十八年までは「福德」關ヶ原役までは壺形、征夷大將軍に任せられるまでは小判形で印文「忠恕」、その後は丸形を用ゐてゐるのは注意すべきことである。武田信玄の龍の朱印の如きも、一代を通じてたゞ一種のものを用ゐてゐたやうに見ゆるが、實は、初めのものには龍の首が下つて居り、それがだん／＼上に向つてゐて、また凡そ三種に上つてゐる（史學雜誌第一編田中義成博士印章の説、同編日下寛氏、天下布武の印參照）また北條氏の如きも虎の朱印をはじめ數種の

花押と印章

印章を有し、それ〴〵之を用ゐる場合が異なつてゐる。當時一般に印章を花押の代りに用ゐる場合には特に斷つてある實例もあるが、受取者が差出者より高い地位であれば花押を用ゐ、低い地位であれば印章を用ゐる慣例であつた。しかし印章は之を用ゐることが如何にも便利であるから、だん〴〵花押よりも多く用ゐられるやうになつて來た。これは一方に於いて、花押が明朝體のやうな形式的のものになつた結果でもある。或は織田信雄、淺野忠吉の如く、花押を直に印章に彫つたものがあり、徳川時代の中期になると、遂に花押は儀式的の場合のみに用ゐられ、その外は普通に印章を用ゐることになつた。また群雄爭覇時代の末ごろから、九州地方では、基督教の傳播とともに印章にも羅馬字印を用ゐた大名があり、大友宗麟、黒田如水、同長政及び細川忠興、同忠利の如き多くその文書に羅馬字印を押してゐる。

羅馬字印

印章の形の古制

印章の形は公式令に規定せられてゐるものは皆正方形であつた。内印、即ち天皇御璽は令尺の方三寸、外印、即ち太政官印は方二寸五分であり、八省印、諸國印等もその大きさが定まつてゐた。尤も、寺社の印や私人の印には正圓又は

鎌倉時代後印章の形と印文

長方形のものもないではなかつたが、たゞ公家時代から鎌倉時代まではその形如何にも規則正しく、圓ければ正圓、方なれば正方又は長方のものに限られ、殆んど皆鑄印であつた。然るに鎌倉時代の末以後に行はれたものになると、橢圓形、小判形、鑿菱形、蹄鐵形、壺形、鼎形、扇形などその形狀にいろ〴〵種類があり、中には北條氏虎朱印、及び武田信虎、信玄、勝頼三代の朱印の如き文字と繪とを合せたものや、繪ばかりのものも少くなく、千種萬様といつてよいのみならず、その印文も、鎌倉時代以前にあつては多く篆隸なりしに、その以後のものは必ずしも一定してゐない、しかもその氏名と何等關係なき印文を用ゐて、或は縁起を祝つたり、或はその理想を表する文句を用ゐたもの、多かつたことは、前に擧げた織田信長の「天下布武」印や、徳川家康の「福德」印でも知られ、加藤清正が「履道應乾」を周易履卦象傳の句から取つたところに、その豊臣氏の遺孤を奉じた人格學問が現れてゐる。また白絲割符の絲印を直に利用したものもあつた。此等の印章を彙集したものには、古印では穂井田忠友の埋麿發香(正倉院文書の印章を蒐めたもの)、藤井貞幹の摹古印譜ぐらゐであり、その他畫家や

印材と印肉

書家の印譜に過ぎないから、また更に完全なもの、公にせらるゝを待たなければならぬ。大日本史料に引用してある印章彙纂は花押彙纂と同じく史料編纂所で大日本史料や大日本古文書編纂の傍ら影寫されたものである。

次に印章について研究しなければならないのはその印材と印肉である。印材には銅の鑄印の外に玉、木、石、角などがある。印肉は奈良朝時代から平安朝時代にかけては普通に丹であつた、それが後には朱肉となつて今日に及んでゐる、尤も伊勢皇太神宮では古來志摩國から上つる赤土を用ゐられてゐる。然るに群雄爭覇時代のころから黒肉をも用ゐることになり、徳川時代には幕府から出る領地目録に朱印地、黒印地の別があるやうになつた、また細川忠興の如きは青肉を使つて居り、小笠原秀詮は黄肉を用ゐて居る。

第八 様式

古文書學の研究でその中心をなすのはこの様式の研究である。先づ古文書の構造を解剖し、その種類によつて具備すべき要素と條件とを研究し、その時代によつて如何に變遷せるかを考察すると共に、その古文書が如何にして

朱印と黒印

様式研究の
目的日本固有の
様式と支那
輸入の様式公家様と武
家様公文書と私
文書と様式
の差異

作成せられたるかを検討し、進んでその効力を論ずることを目的とする。同じ様式でも時代によつてその効力に相異があり、また必要に應じて新しい様式が生れ、新しい種類が起るのみならず、同じ種類の文書に於いて様式を異にせるものある所以を明にするのもまたこの研究に屬してゐる。これにはすべての古文書に通じてゐる様式、例へば平出闕字の法などもあるが、主としていろ／＼の文書が如何にその様式を異にせるかを研究するのである。先づ日本固有の様式即ち宣命様、如何なるものであり、支那輸入の様式即ち公式令及び延喜式に規定せられてゐる所謂公式様が如何なるものであるかの研究に出發して、それらが互に影響し、發展し、既に奈良朝時代に於いて公式様が多少日本的に變化し居るのみならず、平安奠都時代に入つて公家様を生じ、その公家様が幾種かに分れて後、古武家時代となつて武家様を生じ、前時代のものが次第に儀式的に用ゐられる代りに、新様式が實際的に用ゐられ、その文書の効力にも自ら差異が生じて來る所以を明にせんと欲するのであるが、その間公文書と私文書とによつてまた様式に根本的の相異があり、攝關榮華時

書札禮

代から私文書は公文書の様式を倣して遂に武家様を生ずるに至りし後、明治維新以前まではまた新様式と稱すべきもの、出現を見ない代りに、公家様や武家様が相交渉してその用語や書き方などに特に故實を生ずることとなり、所謂書札禮時代がこゝに續いてゐる。これには吉部秘訓抄、弘安禮節をはじめ簡禮集、和簡禮經その他群書類從に收めてあるいろ／＼の書札禮を參考して研究するのである。猶ほ日付、追而書、猶々書などの研究もこの様式の一部として必要であるが、餘りに古文書學の専門になるから今こゝに述べない。

第九 形狀

古文書の形狀は先づその材料と種類と時代との如何によつて變化し、同じ種類でも時代によつて變遷がある。例へば同じく禁制であつても、その板札たると紙たるとによつて形狀が異なるのみならず、その板札にも時代が變ればその形が變つて來る。今こゝには古文書の大部分を占めてゐる紙を材料としてゐる古文書の形狀について述べよう。

紙の大小

普通に紙を材料としてゐる古文書は或る大きさに拵へた一枚／＼に書か

卷子と粘葉及び袋綴

れる。それは麻紙や檀紙、楮紙で大小があるし、その豎と横との比例にも多少相異がある。もし一枚だけに書ききれなければこれを糊で繼いでその必要だけの長さとするのが普通であつて、これを卷子と稱する。尤も紙を重ねて端を綴じたものが既に奈良朝時代からあり、粘葉策子ともいふ。袋綴、折本などもだんだん出來て居る。また普通に本紙一枚の外に禮紙があり、私文書など本紙に書ききれなければ、禮紙にも續けて書き、場合により追而書を禮紙に書くから、或は追而書を禮紙書キともいつてゐるが、この形は後に私文書から出た公文書にも用ゐられることになるのである。

本紙と禮紙及び懸紙

この本紙、禮紙を重ねて小さく巻き紙の端を切つて切り封といふものをつける。切り封は卷子の紐帶を簡單にしたものといへよう。又本紙、禮紙を折つた上に懸ける紙を懸紙といつたが、室町時代の中葉以後になれば鳥ノ子または杉原紙などを三つに切り本紙、禮紙、懸紙とした。今の狀袋は懸紙の變形である。尤も封じ様にはこの切り封の外、折り封、捻り封、結び封及び糊封などがあり、結び文や腰文などの名稱も起つて居る。また全紙をそのまま用ゐるのを

封じ様

豎文と折紙
及び切り紙

豎文、または豎紙といひ、紙を横に二つ折にして書くのを折紙といひ、一枚の紙を切つて用ゐるのを切り紙といひ、それら之を用ゐる古文書の種類がある。且つ時代によりまた場合によつて文書の送付方法が異なると、古文書の形状も變つて來るのであつてもとは文宮に入れて送るのが普通であつたが、今は官廳などの外餘り行はれなくなつた、そして戦亂の際などには髻や襟に潛めて送られる所謂髻、綸旨などの類もある。

髻綸旨

第十 作成

先づ文書が差出し者そのものによつて作成せられたか否かといふことから、その作成の順序方法を研究するのである。公文書に於てはすべて書き役があつて差出し者が筆を執らぬのが普通である、その執筆者を右筆といつてゐる。勅書は大内記が書き、綸旨は職事の藏人、院宣は院廳の別當が書き、太政官八省にはそれら、史官が居たのである。私文書でも、高貴の人は大抵その家司別當などに書かせたもので、これに關する研究は古文書學上また重要なものである。吾妻鏡によつて源頼朝の右筆が誰々であるかを知り、豊臣秀

右筆

吉の右筆が楠木長誼、大村由己をはじめ幾人もあることを調べ、これらの右筆に如何なる學識があり、如何なる書風の文字を書きしかを知つて置かねばならない。また古文書がもし差出し者の自筆たる場合にはその自筆たるべき理由が存在する、彼の讓狀、遺言狀、處分狀の如きものは先づ多く自筆といふことになつてゐる。史徵、墨寶には廣隆寺文書の足利直義御教書を自筆としてゐるが、それは右筆の書であることが後に分つて來た。

案文と清書

次に文書は先づ案文(儀式的のものは特に文章博士などの筆になるのである)清書(古文書の種類によりては特に能書の人を撰んで書かしむることもあり、供養願文の如き鎌倉時代前後に世尊寺家の人々がこれを清書した例も多く存してゐる)の順序で作成せられるのであるが、その案文の草せられる前にその文書の作成せらるゝに主要なる箇條を書く場合もあり、清書の後控へを取つて置く場合もあり、しかもこの控へが本書と同じものと異なつたものがあつて、それら様式や字體や用語や形状など文書に現れてゐる徴候に異同が生じて來るのである。また普通には別紙たるべき往復の文書が場合に

控へ

よつて同一紙であることがあり、これら文書の作成に關する研究は古文書學に於いて切要なものである。

第十一 種類

古文書は先づ國内文書と國際文書とに大別される。國際文書は外國との關係文書で、我が國から送られたもの、原本は無論遺つて居ないのが普通であるが、場合によつては同じものを交換したり、また控へが保存せられてゐる。我が國書の最も古いものでは支那に贈つたもの、書拔きが宋書などに收められて居り、聖德太子の隋に贈られた國書の書拔きが隋書と日本書紀とに存じてゐる。その後の時代のものでは蒙古の國書に對する返牒案が本朝文集にあり、豊臣秀吉が高山國に與へたもの、原本(前田侯爵家所藏)があり、徳川家康が外國人に與へた御朱印狀の案文や控へは金地院崇傳の異國日記や御朱印帳に載せてある。

國内文書は星野恒博士の古文書類纂には上抵下、下達上、及び相互の三類に分たれてゐるが、寧ろ公文書、准公文書、及び私文書の三類に大別し、公文書は皇

國内文書と
國際文書國内文書の
種類

室文書、公家文書、武家文書に分ち、准公文書は社寺文書、政所文書、及び莊園文書に分ち、私文書はこれを對神佛文書(願文の類)、對公文書(解狀、申狀の類)、對私文書(普通の書狀消息)等に分つべきものと思ふ。

猶ほ偽文書の作成についても述べたいことがないでもないが、これだけに於いて記録の研究に移るであらう。

若し古文書學が史學の右腕ならば、記録の研究は史學の左腕である。左腕といはんよりも或は胴體にも比すべきものであるまいか、これを資料としてなければ一貫して史的事象を闡明し得ないことが甚だ多いのである。たゞ之を取扱ふにはその筆者の地位、人格、學問等を前以てよく調査して置かねば、誤つたる斷定に陥り易い、いひ換ふれば、その人の立ち場によつて、その見方が異なるのであるから、それに書いてあることをすべてそのまま、史的事象とすることの出来ない場合がないでもない。また傳聞の誤もあり、その真相を捉へ得ないものも少くないから、何等吟味を加へずして直ちに之を採用することは太だ危険である。

記録の研究

記録最古の
原本

古記録と古文書との研究を併行せしむることの便利である所以は古文書學のところにも述べて置いたが、こゝにはその材料を共同にせる實例として山城醍醐寺所藏の大佛供養記を擧ぐるに止めよう。この供養記は三寶院義演准后の筆にかゝり、京都東山の太佛供養に關せる往復文書を繼ぎ合せ、その紙背に書いたもので、それらの往復文書と併せ讀むべきものである。現存せる日記では原本として藤原道長の御堂關白記を最古とし、堀河俊房の水左記これに次ぐのであるが、多くは寫本で傳へられて居るのであるから、記録の研究上最も困難を感ずるのは、傳寫の際轉々誤を生じてゐる、若し異本が存するならばそれらを按勘して定本を作るのが現今の急務である。

我が國では履中天皇の朝諸國の史をして事^{ツヒト}を記さしめられたといふのが記録に關せる國史記載の最初であるが、恐らく皆文筆に携はつた歸化人の手によつて記録せられたのであらう。されど記録と稱すべきものは必ずしも紙に書いたものゝみではない、金石、板札など、苟も記録の性質を有せるものは前に擧げた隅田八幡社所藏の白銅鏡背の銘や法隆寺金堂に安置せる藥師如

金石文

來像をはじめ普通に金石文と稱してゐるもの多くこれに屬するのである。狩谷校齋は法興肇憲時代から平安奠都時代までの金石文を集めて古京遺文を編したが、之に増補を加へたものが、山田孝雄博士香取秀真氏の増訂古京遺文である。その他この類では木崎好尙氏の大日本金石史や攝河泉金石志があり、考古學會出版の造像銘記は國寶に指定せられたものゝ銘記を聚めたもので、龜田一恕氏の皇朝金石年表も便利である。

日記は釋日本紀の私記に引けるところの安斗智徳日記がその初見であらうが、日本書紀孝徳天皇紀以下の條に注せられてゐる伊吉博徳書も、支那に使用した間の記事で、またその一種といつてよい。後ち入唐の僧侶など大抵日記を書いたであらうが、今僅に眞如親王の頭陀親王入唐略記(親王に隨行者の記せしもの)か、智證大師の行歷抄、殘篇慈覺大師の入唐求法巡禮記及び僧成尋の參天台五臺山記を存するに過ぎない。俗家の日記では原本でなくば、宇多天皇宸記に初まり、我が國がこゝに日記時代に入つたのは蓋しこの御代であつた。無論朝廷では太政官の日記など早くから既に書かれてゐたことは争

文獻に見え
たる日記の
初め入支僧侶の
日記

公家の日記

はれぬが、それらは皆國史の材料に供せられた後、散逸せしめてしまつたらしい。然るに朝廷の儀式典禮は平安朝時代に入つてます、一、整頓し、舊慣古法の記憶せざるべからざるもの次第に多く、是等公事に關せる先例を記した日記の特に重んぜらるゝに至り、公事と共に私事を交へて日記を書く風次第に流行し、朝廷に於ける日記の外に、少しく顯要の地位にあつたものは大抵具注曆にその日記を書くやうになつた、即ち曆日記と稱すべきもので、日記の原本である。この日記を書く具注曆は毎日記事を書くために凡そ二三行づゝ空白にしてあり、もしそれに書ききれなければ紙背に書いたものである。普通にはこの原本たる曆日記の外に、それを清書したのも同じく原本といはれてゐる。かくて公家の人々はまた日記の家といはれるのであるが、鎌倉時代以後になれば、たゞに公家のみならず、社寺や武家や僧侶なども日記を書くことゝなつた。

されば原本でもなく、又殘闕とはいへ、宇多醍醐、村上三、天皇の宸記が今日に傳はるは珍とすべく、鎌倉時代に入れば後鳥羽天皇宸記をはじめ御歴代の宸

曆日記

日記の家

宸記

公家の日記

僧侶の日記

武家の日記

記多く存じ、殊に京都東寺所藏の後宇多天皇舊院御日記や、伏見宮家御所藏の花園院宸記、東山御文庫御物たる光嚴院宸記、宮内省圖書寮藏の後崇光院看聞御記などの原本は至寶とすべきものである。又御堂關白記、水左記、信範記、三長記、明月記、兼仲公記、洞院公定公記、實隆公記、言繼卿記など、公家の日記でその原本を存して居るものも多く、小右記、中右記、台記、玉葉園、太曆等、浩瀚なる公家の日記はいふに及ばず、僧侶の日記としては、滿濟准后日記、蔭涼軒日録、鹿苑日録、義演准后日記、本光國師日記があり、室町幕府の公儀日記や、大館常興日記、蜷川親元日記の如きも根本史料として重要な位置を占むるものが多い。吾妻鏡や花營三代記の類については、後章國史の編纂著述の章に述べよう。伴信友は宇多天皇以來豐臣氏の時代まで他の史籍と共に之を年表とし、史籍年表二冊を編して居り、小泉安次郎氏之に増補訂正を加へ、日本史籍年表二冊を編し、慶應三年に至るまでの記録、史籍を紀年順に集録してその所藏者名まで附注されてゐるのは甚だ便利である。今こゝにそれら日記類について委しく述べる餘裕もないが、史學雜誌に連載された星野恆博士の「歴世記録考」は、記録

の解題として最も詳しいものであり、同博士の史學叢說にも收めてあるから、左にその目録を掲げて参考としよう。

(史學雜誌第一編)

- 寛平御記 宇多天皇
- 天曆御記 村上天皇
- 貞信公記 攝政藤原忠平
- 親信卿記 參議平親信
- 權記 權大納言藤原行成
- 法住寺相國記 太政大臣藤原爲光
- 春記 參議藤原資房
- 範國記 藏人平範國
- 行親記 藏人平行親
- 但記 但馬守藤原隆方
- 帥記 太宰權帥源經信
- 深心院關白記 關白近衛基平
- 延喜御記 醍醐天皇
- 李部王記 式部卿重明親王
- 九曆 右大臣藤原師輔
- 御堂關白記 關白藤原道長
- 小右記 右大臣藤原實資
- 左經記 參議源經頼
- 土右記 太政大臣源師房
- 二東記 關白藤原教通
- 定家朝臣記 藏人平定家
- 水左記 左大臣源俊房
- 京極關白記 關白藤原師通

(史學雜誌第三編)

- 爲房卿記 大藏卿藤原爲房
- 永昌記 參議藤原爲隆
- 經實卿記 大納言藤原經實
- 花園左大臣記 左大臣源有仁
- 台記 左大臣藤原賴長(台記別記、宇槐記抄、宇槐雜抄、台記抄等)
- 知信朝臣記 兵部大輔平知信
- 兵範記 兵部卿平信範
- 長秋記 權中納言源師時
- 江記 權中納言大江匡房
- 殿曆 關白藤原忠實
- 法性寺關白記 關白藤原忠通
- 時信記 兵部權大輔平時信

(史學雜誌第四編)

- 中右記 右大臣中御門宗忠
- 玉葉 關白九條兼實
- 吉記 權大納言吉田經房
- 顯廣王記 神祇伯顯廣王
- 業資王記 神祇伯業資王
- 伯家日次記抄(三記及資益忠富二王記抄)
- 山槐記 內大臣中山忠親
- 愚昧記 左大臣三條實房
- 吉部祕訓抄 (吉記の抄出)
- 仲資王記 神祇伯仲資王
- 白川家記(仲資王記以下三記合本)
- 都玉記 權中納言日野資實

(史學雜誌第五編)

- 三長記 權中納言藤原長兼

猪隈關白記

關白近衛家實
攝政九條道家

後鳥羽院宸記

後鳥羽天皇

その他京極定家の明月記、洞院公賢の園太曆をはじめ、必ず参考すべき日記甚だ多きに、博士の解題これらに及ばざりしは遺憾なことである。
是等日記の主なるものは續史籍集覽、文科大學史誌叢書、史料大觀、改定史籍集覽、追加別記、國書刊行會本、續々群書類從、史料通覽、丹鶴叢書、大日本佛教全書、宸記集、八坂神社記録及び群書類從など、多くの叢書類に既に活版本となつて居るので、研究者は非常に便宜を得る様になつた。

(續史籍集覽)

碧山日錄

空華日工集

臥雲日件錄

(文科大學史誌叢書)

大館常興日記

同裏書

親元日記

同別錄

親俊日記

晴豐記

晴右記

洞院公定日記

親孝日記

鶴岡社務記録

玉英記抄

伺事記録

興福寺年代記

(史料大觀)

台記

宇槐記抄

台記別記

台記抄

(改定史籍集覽(新加別記))

安倍泰親記

後鳥羽院宸記

良經公記

爲長卿記

順徳院御記

季繼記

經光卿記

龜山院凶事記

俊光卿記

仲光卿記

康成記

教長卿記

經嗣公記

在盛卿記

資益王記

長興記

拾芥記

隆康私記

後奈良院私記

鶴岡社務記録

鶴岡事書日記

碧山日錄

孝亮記

忠利記

駒井日記

(國書刊行會本)

玉葉

明月記

言繼卿記

御當代記

(續々群書類從)

三代御記

貞信公記

九曆

平記

第二章

補助學(記録の研究)

高野參詣記

江記

平知信記

爲經卿記

冬平公記

匡遠記

北面假名記

齋藤基恒日記

東大寺法華堂要錄繼芥記

東大寺繪所日記

惟房公記

天正日記

九州下向記

(史料通覽)

小右記

中右記

水左記

帥記

山槐記

勘仲記

兵範記

左經記

(丹鶴叢書)

春記

(大日本佛教全書)

蔭涼軒日錄

本光國師日記

(宸記集(列聖全集))

宇多天皇宸記

醍醐天皇宸記

村上天皇宸記

一條天皇宸記

後朱雀天皇宸記

後三條天皇宸記

後鳥羽天皇宸記

順德天皇宸記

後深草天皇宸記

後宇多天皇宸記

伏見天皇宸記

後伏見天皇宸記

花園天皇宸記

後小松天皇宸記

(八坂神社記録)

祇園執行日記

(群書類從(雜部))

醍醐寺雜事記

祇園執行日記

慶長三年御湯殿上日記

數年前京都帝國大學文學部から醍醐寺その他に藏せられてゐる原本によつて出版された滿濟准后日記。最近に近衛公爵家所藏の原本によつて東京帝國大學文學部國史學研究室出版の後法興院記は共にこの種の白眉である。次に部類記と稱し、いろいろの日記から同一の事に關する記事を抄出し、以て先例を勘するに供したのもも大分ある。現に正續の群書類從に收められた分でも二十九部に及んで居る。

(群書類從)

中宮御産部類記

后宮御着帶部類

朔旦冬至部類記

御讓位部類記

天皇冠禮部類記

天皇御元服部類記

立坊部類記

東宮御書始部類記

(續群書類從)

四度幣部類記

春日詣部類記

朝觀行幸部類記

御幸始部類記

内裡遷幸部類

法住寺殿移徙部類

中山内府元日節會部類

殿上淵醉部類

妙光寺内府除目部類

内侍所御神樂部類

御即位由奉幣部類記

土御門院御讓位部類

改元部類

東宮冠禮部類記

親王御元服部類記

相國拜賀部類記

大納言拜賀部類記

中納言拜賀部類記

參議拜賀部類記

次將拜賀部類記

康和三年御産部類

日記の異名

こゝに一言すべきは日記の名稱が必ずしも一定して居ないことである。例へば花園左大臣記は園記、園部記、春翫記とも呼ばれ、兵範記は人車記とも、信範記とも、また平兵部記ともいひ、山槐記には達幸記、貴嶺記などの異名があり、玉葉は從來普通に玉海と稱へられて居つた。日本史籍年表には一の日記の初出のところにこの異名が注してある。尙和田英松博士の日記について(史學

雜誌第二十四編をも参考されたい。

第三 歴史地理學

地理學の心得

歴史地理學の目的

歴史はいふまでもなく古い時代からこの地球上に起つた人類活動の迹を研究するものであるから、地理學の心得が史學者に大切なことはこゝに論ずる必要がない。もし地理を無視して史學を研究するものがあるならば、是れ史學研究の第一義を忘れてゐるものであらう。それには自然地理に關する素養も大切であるが、主として殊に近來發達して來た人文地理に關する知識が必要であり、その歴史地理學は史學者として特に心懸けねばならない。而かもその歴史地理學は半は史學の領分にも屬するといつてよい程、密接の關係を有してゐる。即ち現在に於ける地理が如何に歴史的變遷をなし來れるかを明にし、そこにその時代々々の人文關係に涉つて考究するのであつて、先づ河川流域の轉移、地形の變化を初とし、社會人事に關係ある天然の又は人爲的に生せる地理的現象の變遷等を研究するのである。例へば或地方の歴史を研

究するものは時代々々によつてその土地の地理的狀態を明にして始めてその處に起つた史的現象を明確にし得るであらう。

雑誌には歴史地理及び歴史と地理等があり、他の史學や考古學の専門雑誌にも時々之に關する研究が散見する。また坪井九馬三博士の史學研究法にも歴史地理學の忽にすべからざるを述べられてゐる。

先づ國史の研究が如何に地理學と交渉するところあるかを述べれば、北は樺太及び千島から南臺灣に及んでゐる諸島が、連珠のやうに亞細亞大陸に近く太平洋上に碁布し、西の方朝鮮より租借地たる南滿洲の一角まで、全領土の氣温、風土、山川、平野及び海岸の自然の姿、すべて自然地理を知つて居り、また都市町村産業、交通等を始とし、人文地理に關する知識を有してこそ、我が國史の舞臺が如何なる現狀にあり、その現狀には我が國民の活動し來つた跡が如何なる狀態に存してゐるかを觀ることが出来るのではあるまいか。殊に此等の人文と自然とが地理的に如何に變遷し來つたかを研究する歴史地理學の緊要なるまたいふに及ばぬであらう。第一に我が國土がもと島國のみであ

つたことが、如何なる國家を肇造したであらうか、モンズーンが我等祖先の生活に如何なる影響を與へたか、又我が國の山林が現在に於いてすら凡そ全土の七割五分を占めてゐることが、建築その他國民の生活に如何なる歴史を有せしめてゐるかを初めとし、都市の發達、交通の變遷、皆各時代の國史と密接なる關係を有してゐる。三百年前の江戸と百年前の江戸とはその内容に非常な相異があり、その間東海道といふ京江戸の交通路が如何に發達したかは徳川時代史を研究するものがまづ知つて居なければならぬことである。

この歴史地理學の參考書は先づ歴史地圖と地名辭書である。歴史地圖では少しく簡單であり誤謬もないではないが、河田熊外二氏の合編日本讀史地圖と吉田東伍博士編新編日本讀史地圖とを推奨しよう。また地名辭書では吉田博士の大日本地名辭書ほど浩瀚なものはない、氏が獨力にしてよくこの危然たる大編纂を完成された努力は敬服の外ないのである。たゞ地方々々で實地調査を遂げられることが出来なかつた爲め、その地名の稱呼をはじめ、實際と相違せるものも多く、且つその論斷に首肯し難いものがないではないが、他

にそれ以上の歴史地理大辭書がないのであるから、大體之に據ることゝして、少くとも同時にその地方の地誌を參考しなければならぬ。又明治四十五年出版の太田爲三郎氏編帝國地名辭典は五十音順に地名を並べ、その記事は簡單であるが便利なるものである。去る明治二十一年市町村制實施の後從來一の町又は村であつたものが、自治制を布く上から或は併合され或は分割されたため、従前の町村名に大分變動を生じた、従つて舊來の町村名が分らぬやうになつてしまつたが、多くはその町村の大字オホアザナとして舊町村名が保存せられて居るから、市町村一覽と共に大西林五郎氏の大字辭典をも座右に置かねばならない。それに近頃發行された小川琢治博士の市町村大字讀方名彙も非常に便利である。されど大字の下にある小字コアザナに、歴史的の地名で遺れるものが少くないから、小字辭典の編纂は國史の研究上急要なことであらう。また陸地測量部の地圖もだん／＼改版されてゐるから、その改版の年度を注意して置く必要がある。

しかし我々は決して此等の辭書に據るのみで満足することが出来ない、從

地誌の編纂

上 風土記の撰

記 現存の風土

文 古風土記逸

來我が國には地方々々で多く地誌や地圖が出来てゐる、それらを涉獵しなければその地理に通ずるとはいへぬ。今我が國に於ける地誌類編纂の濫觴を見るに、元明天皇の和銅六年諸國の郡郷名に好字をつけ、風土記を作らしめられ醍醐天皇の延長三年にもまた令して諸國に風土記を進めしめられたけれど、それらの風土記は今大抵散逸してしまひ、残つて居る古風土記は僅に常陸、出雲、播磨、肥前及び豊後の五國に過ぎない。その他はたゞ釋日本紀、萬葉集、釋古今童蒙抄、袖中抄、詞林采葉抄など諸書の中に引用された一部分を存するのみである、それを栗田寛博士が大日本史の志類を編纂されたる傍ら纂輯して古風土記逸文と名づけて世に公にせられた。彼の日本總國風土記などいふものは後世の僞撰で、殆んど信用する價值がない。

國々の地圖は大化の改新に諸國の疆界を或は書し或は圖し上らしめられたのが文獻に見ゆる初であらう。その後天平十年に國郡の圖籍を造り進めしめ、延暦十五年に諸國の地圖が事蹟粗略であり、しかも年を経ること久しくして文字の闕逸したものも少くないので、更に造進の勅が下つた。それらの

現存せる奈良朝時代以降の古繪圖

地圖は今すべて亡びてしまつたが、大きな寺の境内圖や、その領有してゐた土地の繪圖類は多少保存されて來た。その中最も古いのが大和の弘福寺の寺領であつた讚岐山田郡の田畠二十町の繪圖で天平七年のものである(故松岡調氏舊藏)。これに次いで正倉院の御物なる天平勝寶八歳の東大寺境内繪圖及び攝津水成瀬庄繪圖をはじめ天平寶字頃のもの數枚に及んで居る。材料は山田郡のや水成瀬庄のなどは紙で、他は大抵麻布である。降つて上皇實權時代では山城神護寺の莊園なる備中國足守庄繪圖、紀伊國神野眞國庄繪圖など珍しいものがあり、鎌倉時代に入つては山城の高山寺や神護寺の境内圖、大和西大寺の古繪圖、鎌倉圓覺寺の尾張國富田庄繪圖と段々その數が加はつて來る。

風土記以後地誌類の編纂もまた忘れられた有様であつたが、國郡の名稱は幸に延喜式・色葉字類抄・拾芥抄などいふもの、中に見えて居るし、源順の和名類聚抄には國郡の外に郷名をも加へてある。尤もこの書には廣略二本あつ元和年中に那波道圓が出版した活字本を廣本といひ、それに國郡の部を入れ

徳川時代編纂の地誌

てゐる。狩谷校齋の箋注和名抄は略本であつて、この國郡の部がない。また和名類聚抄に據つて村岡良弼氏が編纂された地理志料七十一卷(十五冊)は琉球臺灣及び任那百濟新羅等をも追加し、その沿革を箋注とした良著である。何といつても地誌の編纂は徳川時代に入るを待たねばならなかつた。文藝の復興はだん／＼この方面にも及んで來て、幕府をはじめ諸侯の間に地誌の編纂事業が起り、多く考據とすべきものが世に出されてゐる。詳しいことは内務省地誌課出版の地誌目録を見るがよい、尙高木利太氏の家藏日本地誌目録。正續二冊はよく最近に至るまでのものをも集め、且つ簡單なる解題が附してある。左にその重なるものを挙げよう。

山城	山城名勝志	大島武好撰	三〇	(正徳元年刊)(改定史籍集覽)
	雍州府志	黒川道祐撰	一〇	(貞享元年序)(續々群書類從)
	山州名跡志	僧白慧撰	二〇	(正徳元年刊)(大日本地誌大系)
	山城志	關祖衡撰、並河永校補	九	(享保廿一年刊)
大和	大和志	關祖衡撰、並河永校補	七	(享保廿一年刊)

廣大和名勝志	植村禹言撰	三三	(寬文六年成)
大和寺社記	撰者未詳	一	(延寶九年序)(續々群書類從)
和州舊跡幽考	林宗市撰	二〇	(享保廿一年刊)
河內志	關祖衡撰、並河永校補	三	(延寶七年刊)
河內鑑名所記	三田淨久撰	六	(享保廿一年刊)
和泉志	關祖衡撰、並河永校補	二	(元祿十三年序)
泉州志	石橋直之撰	六	(天和三年刊)(續々群書類從)
堺鑑	衣笠宗葛撰	三	(享保廿一年刊)
攝津志	關祖衡撰、並河永校補	四	(延寶三年刊)(續々群書類從)
蘆分舷	一無軒道治撰	六	(元祿十四年刊)(大日本地誌大系)
攝陽群談	岡田後志撰	一七	(寶永七年刊)(續々群書類從)
兵庫名所記	横田下省子撰	二	(貞享四年跋)
伊賀	伊水溫故	二	(寶曆元年序)(大日本地誌大系)
伊勢	三國地誌伊賀伊勢志摩藤堂元甫撰	三三	(天保四年稿、明治廿六年刊)
	五鈴遺響	一一	
	安岡親毅撰		

尾張	尾張名勝志	伊董隨庸撰	四	(享保七年序)
	張州府志	松平秀雲等撰	一〇	(寶曆三年序、大正三年刊)
	張州雜志	内藤閑水撰	一〇〇	(寬政元年成)
	尾張志	深田正韶等撰	一六	(天保十四年稿、明治廿四一六年刊)
三河	三河雀	撰者未詳	四	(寶永四年刊)(近世文藝叢書)
	三河古蹟考	羽田野敬雄撰	五	(天保中成)
	三河國二葉松	太田長孝撰	一	(元文五年稿、明治四十二年刊)
遠江	遠江國風土記傳	内山眞龍撰	一〇	(寬政十一年稿、明治卅三年刊)
駿河	駿國雜志	阿部正信撰	七〇	(天保十四年稿、大正五年全刊)
	駿河國志	榊原長俊撰	四	(天明三年序)
	同補遺	檜村惟明撰	六	(寬政九年成)
甲斐	甲斐國志	松平定能撰	三〇	(文化十一年成、明治十五年刊)
伊豆	增訂豆州志稿	秋山章撰、萩原正平增訂	一三	(寬政十二年稿、明治廿八年全刊)
相摸	新編相摸風土記稿	幕府學問所撰	五九	(天保十二年稿)(大日本地誌大系)
	新編鎌倉志	河井恒久撰	一二	(貞享二年刊)(大日本地誌大系)

武藏	鎌倉攬勝考	植田孟縉撰	五	(寬政十二年稿)(大日本地誌大系)
	新編武藏風土記稿	幕府學問所撰	二五三	(文政七年成,明治十七年刊)
	新編武藏志料	山岡浚明撰	二三	(大日本地誌大系)
	御府内備考	神谷信順等撰	六七	(寬政十二年稿)(大日本地誌大系)
	同續編	神谷信順等撰	一四九	(大日本地誌大系)
	江戶砂子	菊岡沾涼撰	正續一一	(明和七年及享保廿年刊)
	江戸名所記	淺井了意撰	七	(續々群書類從)
安房	房總志料	中村國香撰	五	(寶曆十一年稿)
上總	上總國志	安川惟禮撰	六	(明治十二年刊)
下總	下總國舊事考	清宮秀堅撰	一二	(明治廿八年刊)
常陸	新編常陸國志	中山信名撰	三一	(明治卅二年刊)
	常陸名所記	中山信名稿	一	
近江	水府志料	水府郡奉行撰	一六	
	近江輿地志略	寒川辰清撰	二〇	(享保十五年伊藤長胤序)
美濃	新編美濃志	岡田啓撰	六	(天保中成,明治卅三年刊)

飛驒	飛州志	長谷川忠崇撰	一二	(延寶二年稿,明治四十二年刊)
信濃	信府統記	鈴木重武,三井弘篤撰	三三	(享保九年記,明治十七年刊)
	千曲之眞砂	瀬下敬忠撰	一〇	(寶曆三年記,明治廿六年刊)
上野	上野國志	林義卿撰	一五	(安永三年序,明治四十三年刊)
	上野名跡志	富田永世撰	七	(嘉永六年稿,明治卅四年刊)
下野	下野國志	河野守弘撰	一二	(嘉永元年序,文久元年刊)
	日光山志	植田孟縉撰	五	(天保八年刊)
陸奥	奥羽觀蹟開老志	佐久間洞巖撰	七五	(天保四年稿,明治十六年刊)
	仙臺封内風土記	田邊希文撰	二五	(享保年中成)
	白河風土記	白河藩撰	三六	(文化年中成,大正元年刊)
	磐城史料	大須賀筠軒撰	一三	(明治四十五年刊)
	新編會津風土記	田中玄宰等撰	一一〇	(文化六年稿,明治二十七年刊)
	盛岡封内鄉村誌	中野保豪撰	六	(大日本地誌大系)
	津輕一統志	相坂則武,伊東祐則撰	五	(享保十六年櫻庭正盈序)
出羽	出羽國風土略記	進藤重記撰	一〇	(寶曆十二年成)

秋田風土記

若狹

若狹國志

稻葉正義撰

一

(寬延二年序)

若狹舊事考

伴信友撰

一

(文政八年成(伴信友全集))

越前

古今類聚越前國志

有馬純芳撰

七

(文化元年序)

越中

三州志

富田景周撰

三八

(文化二年記、明治十七年刊)
(大日本地誌大系)

能登

越後

北越雜記

長沼寬之輔撰

一九

(文政中成)

北越略風土記

神保泰和撰

九

(文政三年序)

佐渡

佐渡志(附錄)

田中美清撰

六

(文化年間記、明治廿二年全刊)

丹波

丹波志

古川茂正、永戶貞基撰

三七

(寬政六年茂正、正路序)
(大日本地誌大系)

田邊府志

僧靈重撰

六

(寶永七年刊)

丹後風土記

六人部是香撰

一〇

(寶曆元年稿、明治廿七年刊)

但馬

但馬考

櫻井兵輪撰

十

(寶曆元年稿、明治廿七年刊)

因幡

因幡志

安倍惟親撰

三三

(寬政七年序、明治卅七年刊)

因幡民談

小泉友賢撰

一三

(延寶年間稿、大正三年刊)

伯耆

伯耆志

景山肅撰

一二

(大正五年刊)

伯耆民談記

松岡布政撰

五

(寬保二年成、大正四年刊)

出雲

懷橘談

石澤石齋撰

二

(承應二年序(續)群書類從)

雲陽誌

黑澤弘忠撰

一四

(享保二年稿(大日本地誌大系))

石見

石見國八重葎

石田春葎撰

一三

(文化十三年序)

石見外記

中川顯允撰

二

(文化三年序)

石見名跡考

藤井宗雄撰

三

(明治初年稿(大日本地誌大系))

隱岐

隱州視聽合記

藤章緩撰

四

(寬文七年序(續)群書類從)

播磨

播磨鑑

平野庸修撰

一一

(寶曆十二年稿、明治四十二年刊)

播陽萬寶智慧袋

天野友親撰

二五

(寶曆二年序、大正七年刊)

播磨名蹟志

白井元貞撰

四

(元文三年成)

美作

作陽志

長尾勝明撰

六

(元祿四年成)

東作志

正木輝雄撰

二一

(文化十二年稿、明治四十五年刊)

作州記

津田重倫撰

四

(享保十年稿)

備前	備前國志	和田某撰	四	
	吉備溫古	大澤惟貞撰	六九	(文政中成)
	備陽記	石丸定良撰	二〇	(享保六年序)
備中	備中集成志	石井好胤撰	一五	(寶曆三年序)
	備中府志	平川親忠撰	五	(元文二年刊)
備後	福山志料	吉田豐功、菅晉帥等撰	三五	(文化六年記、明治四十三年刊)
	藝備國郡志	黒川道祐撰		(寛文三年)(續々群書類從)
安藝	藝藩通志	頼惟柔、加藤景横撰	五四	(文政八年序、大正四年刊)
周防	防長風土記	長州藩撰	三九五	
長門	防長温知錄	長州藩撰	一	
紀伊	紀伊國續風土記	仁井田好古等撰	一一四	(天保十年稿、明治四十三年刊)
	同上(高野山學侶方)		六〇	(同上)
	同上(高野山行人方)		二一	(同上)
淡路	淡路常磐草	仲野安雄撰	八	(享保十五年序、明治二十年刊)
阿波	阿波志	藤原憲撰	一二	(文化十二年成)(大日本地誌大系)

讃岐	全讃志	藤鷹撰	九	(文政十一年序)
	讃州府志(翁媪夜話)	増田休意撰	一〇	(延享二年序、大正四年刊)
	西讃府志	秋山惟恭撰	一七	(嘉永七年成、明治三十一年刊)
	讃岐志	梶原景惇撰	九	
伊豫	愛媛面影	半井梧庵撰	五	(慶應二年序、明治五年刊)
土佐	南路志	武藤致和撰	八六	(文化十年序)
九州	太宰府管内志	伊藤常足撰	八二	(天保九年凡例、明治四十三年刊)
筑前	筑前續風土記	貝原益軒撰	二八	(寶永六年稿)(大日本地誌大系)
	同拾遺	青柳種信撰	一四	
筑後	筑後志	杉山正伸、小川正格撰	三	(安永六年稿、明治四十年刊)
豊前	豊前志	渡邊重春撰	四	(文久三年凡例、明治三十二年刊)
豊後	豊後國志	唐橋世濟撰	九	(享和三年稿、明治卅一年刊)
	碩田叢史	尙古延壽、後藤眞守撰	八	
肥前	肥前舊事	南里居易撰	三	
	長崎古今集覽	小原克紹撰	一四(附錄十册)	

第二章 補助學(歴史地理學)

松浦記集成

河東義剛撰

五 (天明中成)

肥後 肥後國志

森本一瑞撰

三〇 (明和年間稿、明治十八年刊)

日向

地理纂考

八田知紀等撰

二八 (明治四年稿、明治卅一年刊)

薩摩

大隅志料

舊學問所撰

一三

薩藩名勝考

白尾國柱撰

三 (寛政七年序)

壹岐 壹岐續風土記抄

吉野秀正撰

五〇(抄本十册、寛政二年序)

對馬 對馬古跡集

藤原光子撰

三

平安朝以來の紀行

しかしながらこの地誌編纂の事業が起つた以前に、歴史地理の参考書が全くないではない。各地の交通漸く頻繁となるに従ひ、文字ある人々が旅行した場合など日記若しくは見聞記的に紀行を書くことが行はれたのみならず、天皇家などの行幸御幸には侍臣その隨行記を筆にしたものもあり、驛遞の事をはじめ、その時代に於ける地理の研究に参考となるものが多い、今正續群

書類。從から抽出して見よう。

(群書類從)

土佐日記

紀貫之

承平四年

更科日記

菅原孝標女

長元年中

高倉院嚴島御幸記

土御門通親

治承四年

後鳥羽院熊野御幸記

京極定家

建仁元年

海道記

源光行

貞應二年

東關紀行

前河内守源親行

仁治三年

十六夜日記

阿佛尼

建治三年

都のつと

宗久

北朝觀應の頃

小島の口すさみ

二條良基

北朝文和二年

道ゆきぶり

今川了俊

了俊九州探題時代

鹿苑院嚴島詣記

今川了俊

北朝康應元年

なぐさめ草

正徹

應永廿五年

富士紀行

飛鳥井雅世

永享四年

覽富士記

堯孝法印

永享四年

第二章

補助學(歴史地理學)

伊勢紀行	堯孝法印	永享五年
ふち河の記	一條兼良	文明年間
正廣日記	正廣	文明五年
平安紀行	太田道灌(偽撰の説あり)	文明十二年
筑紫道記	宗祇	文明十二年
北國紀行	僧堯惠	文明十七年
廻國雜記	道興准后	文明十八年
東路のつと	宗長法師	永正六年
あづまの道の記	尊海僧正	天文二年
東國紀行	宗牧	天文十三年
むさしの紀行	北條氏康(偽撰なりといふ)	天文十五年
九州道の記	細川幽齋	天正十五年
東國陣道記	細川幽齋	天正十八年
蒲生氏郷紀行	蒲生氏郷	天正二十年
室町殿伊勢參宮記	氏名未詳	應永卅一年

(續群書類從)

白河紀行	宗祇	應仁二年
佐乃々和太利	宗碩	
美濃路紀行	兎庵	天正元年
小堀遠州辛酉紀行	小堀政一	元和七年
丙辰紀行	林道春	元和二年
高野路記	烏丸資慶	

徳川時代の旅行記

徳川時代に入つては交通の便ますく開けたことであるし、學者文人も輩出したから、旅行記の世に出たものが甚だ多い。寛文中刊行された淺井了阿の東海道名所記の如き、挿畫戲歌等をも加へ、江戸より京都宇治に至る間、名所の風土景物を通俗的に面白く書いたものを始とし、後には十返舎一九の小説膝栗毛などの滑稽道中記まで公にせらるゝことゝなつた。されど學者の旅行記は、たゞ貝原益軒の岐會路記その他質實なる書き様のものや、太田南畝の改元紀行の如く觀察の奇警なるものや、橋南谿の東西遊記や菅江眞澄の眞澄遊覽記の如く、善く山水風俗等を描寫せしものもあつたが、間、文飾に流れ質實を缺いで居るもの、少くないのは遺憾である。

また案内記みた様なもので、繪入圖入の名所圖會もこの時代に出來た。それは安永の頃秋里舜福の創意に出で、沿道の風景を圖畫にし、詩歌俳句などを加へた具合が非常に面白いので、身その地に遊ばざるも足その地を踏むの感あらしめたものである。成田參詣記、また成田名所圖繪の如きは、史的考證に至るまで信用するに足るといはれてゐる。左にそれらの有名なるものを擧げて置かう。

都名所圖會(京都)	秋里舜福撰	一〇	(安永九年刊)
都林泉名所圖會(京都)	秋里舜福撰	六	(寛政十一年刊)
花洛名勝圖會(京都)	木村明證、川喜多眞彦撰	八	(安政六年刊)
大和名所圖會	秋里舜福撰	七	(寛政三年刊)
河内名所圖會	秋里舜福撰	六	(享和元年刊)
和泉名所圖會	秋里舜福撰	四	(享和元年刊)
攝津名所圖會	秋里舜福撰	一二	(寛政十年刊)
東海道名所圖會	秋里舜福撰	六	(寛政九年刊)
伊勢參宮名所圖會	秋里舜福撰	六	(寛政九年刊)

皇太神宮參詣順路圖會	河口好古撰		(寛政十二年刊)
尾張名所圖會	岡田啓、野口道直撰	前篇六 後篇七	(天明十二年刊) (明治十三年刊)
江戸名所圖會	齋藤長秋撰	二〇	(天保七年刊)
成田參詣記	中路定得撰	五	(安政五年刊)
近江名所圖會	秋里舜福撰	四	(文化十一年刊)
木曾路名所圖會	秋里舜福撰	七	(文化十一年刊)
播磨名所巡覽圖繪	秦石田撰	五	(文化元年刊)
嚴島名所圖會	岡田清撰	一〇	(天保十三年刊)
紀伊國名所圖會	香露堂志友撰	一〇	(文化八年刊)
同後篇	加納諸平、神野易興撰	六	(嘉永四年刊)
阿波名所圖會	墨海撰	二	(文化年中刊)
讃岐名所圖會	梶原景紹撰	前篇八 後篇八	(嘉永七年刊)
金比羅名所圖會	曉鐘成撰	六	(弘化四年刊)

是等名所圖會の主なるものは、近頃吉川弘文館から日本名所圖會全集として活字本で刊行されて居るから、何人も容易に手に入れる事が出来るやうに

なつた。猶ほ明治時代以後最近に編纂されてゐる府縣史、郡史または市町村史の類も一面歴史地理の性質を有するものであるが、それは「時代史と特別史」の章に具載しよう。

その他こゝに擧げて置きたいのは外國人の筆にかゝる我が國の紀行または觀察記である。既に室町時代に於いて朝鮮人申叔舟の海東諸國記あり、またついで老松堂日本行錄抄があるが、歐羅巴人が我が國に交を通ずるに及び幾多の我が國に關せる著述公にせられてゐる、それらは後章「國史の編纂著述」の末に附載せる洋書の編纂著述目錄に收めてある。

地圖は前にいつた通り、早く奈良朝時代にあつたけれど、今日に存して居るものでは、上皇實權時代のものと思はれる九條公爵家本延喜式に京都の繪圖が收めてあり、拾芥抄に京都の繪圖が出て居るのがまづ珍らしいものであらう。また同じく拾芥抄にある傳行基の日本地圖、海東諸國記の卷首にある日本地圖、北野天滿宮に加藤清正が奉獻した大鏡背面の日本全國などは恐らく全國地圖の先驅といへよう。その他國郡都市の地圖は大抵徳川時代以後の

地圖及び繪圖
京都の繪圖
全國地圖

もので、もし以前のものが發見さるゝならば、まづその眞偽を鑑査せねばならない。しかし徳川時代といつても測量術のまだ發達しない頃出來たものに、精密正確を望むことは出來ぬが、江戸、京都、大坂、長崎などは前後十數種に上つて居り、年代を追つてその變遷發展の跡を見ることが出来る。

我が國に於いて正確なる實測地圖を作つた人は伊能忠敬に初まるといつてよい。その以前細井廣澤が江戸の實測地圖を作つたこともあるが、忠敬に比すれば到底その足元にも寄ることが出來ぬ。忠敬は西洋の推歩測量術に通じ、年六十歳に及び、寛政十二年はじめて幕府の命により、北陸道及び蝦夷東南沿海を測量して以來、凡そ十八年を費して、日本全國の實測圖を完成した(その原本は今内閣文庫に藏せられて居るが、副本で世間に出たものもある)。忠敬の詳傳は帝國學士院から出版せられた、大谷亮吉氏の伊能忠敬が最も精細を極めて居る。今日我々が用うるものは、普通に陸軍省の陸地測量部で出版の二十萬分一、帝國圖、猶ほ進んで五萬分一、地圖、二萬五千分一、二萬分一、地圖であるが、簡單のものでは小川琢治博士編の日本地圖帖(索引付)以外には分縣地

伊能忠敬の
實測地圖

陸地測量
部の地圖

圖、や近ごろ大阪毎日新聞の附録として分たれた各府縣圖など便利である。

第四 年代學

歴史は前にもいつた通り、社會や國家に於ける出來事の變遷し行く有様を研究するものであるから、時といふ概念が必要である。既に變遷といへば時の概念自らその中にあるべき筈で、時の概念がなくてどうして史的對象の變遷し行くことを研究し得よう。そのみならず、或る標準により時を數ふる法は、實生活上我々人生に最も必要なもので、太古草昧の頃からして不完全ながらもその法を有して居たであらう、それがだん／＼天文學の發達に伴ひて精密なるものを作り出すことになつたのが所謂こよみといふもの、起原である。年代學は主としてこの方面の要求に應せんが爲めに、天文學の中で特に年代的に曆、日月蝕の推歩、及び天體の現象などを研究する學問である。尤も國史を一通り研究しようと思ふ人々に年代學まで深入りせよといふのは少し無理な注文かも知れないが、幸ひその研究の成績を編纂したものがあ

念といふ概

年代學の目

るから、之に依つて大體この方面の知識を得ることが出來よう。オポルツァー (Opolzar) 氏の日月蝕表の如き、最近に至るまでの日蝕月蝕を英國グリニッチ天文臺を基本として表示してあり、計算の方法さへ知つてゐれば、これを我が國史に於いても適用することが出來るのである。

この方面の研究で最も多く史學と交渉があるのは、時の標準たる年月日を數ふる法即ち曆法である。この年や月や日を數ふる法はたゞに東洋と西洋と之を異にして居るのみならず、それ／＼その曆法にも變遷があり、しかも同じ法を採用しながら、また國によつて少異がある。これらについては、一戸直藏氏の曆の話、飯田忠夫博士の支那古代史論や支那曆法起原考、新城新藏博士の東洋天文學史研究等をも參照せられたい。我が國に於いては明治六年以來太陽曆を正式として採用して居ながら、地方によつてはその後、今尙ほ習慣上太陰曆を實際に用ゐて居る處もある、そして同じ太陰曆でも、支那と日本と必ずしも同日であるとはいへないから、記録や古文書などによつて外國との交渉事件を調査する場合には、この點に注意するところがなければならぬ。

曆法

太陰曆

今左に東西の曆法について大略説明を加ふるであらう。

一 太陰曆

支那に早く開けた曆である。月が地球を一周する期間を第一の標準としてその日數を一ヶ月とし、地球が太陽を一周する期間に略近い十二ヶ月を一年とし、時に閏月を設けて調節する、すべて月の晦滿を基準として推歩するのであるから、之を太陰曆と稱する。我が國に於いては百濟國から欽明天皇の十四年に曆本を送り來り、翌年曆博士固德王保孫といふ人を貢したのが、この曆法を傳へたことの國史に見えてゐる初である。推古天皇の御代に至り、百濟の僧觀勒また曆本を傳へ書生をして曆學を學ばしめられた、その時傳へられた曆法が所謂元嘉曆で、支那南北朝の宋元嘉二十年に何承天の作つた曆法である。その後持統天皇の四年に至り、この元嘉曆と共に始めて施行された儀鳳曆は唐の高宗麟德二年に李淳風の作つた麟德曆のことであるが、我が國でそれを儀鳳曆といつたのは、儀鳳元年が恰も天武天皇の五年に當り、そのころ唐から傳はつて來たために名づけられたらしい。ついで淳仁天皇の天平

元嘉曆

儀鳳曆

大衍曆

寶字七年にこの儀鳳曆を廢して大衍曆を行ふことになつた、これは唐の玄宗開元十六年に僧一行の作つた開元大衍曆である。

文徳天皇天安元年に至り大衍曆と併せて唐の代宗寶應元年郭獻之等の造進せる五紀曆を用ゐられたが、幾くもなく清和天皇の貞觀三年これを廢して宣明曆、唐の長慶宣明曆を施行せられてから、爾來凡そ八百二十三年間引續いて採用されて居る。坪井九馬三博士は宣明曆の行はれた年代に於ける一年中の二十四節を推歩し(明治三十九年十月史學會講演)その誤差のだん／＼甚しくなつたことを指摘されたことがある。

それで徳川時代に入つて改正の必要を生じ、靈元天皇の貞享元年澁川春海といふ天文學者が元の授時曆(至元十七年郭守敬の作)明の大統曆(洪武年間元統の作)を參酌して新に作つた曆が貞享曆である(歴史地理第十六卷深澤徳吉氏元祿年間の地球儀と天球儀參考)。この曆は凡そ七十年間採用された後、桃園天皇の寶曆四年澁川光洪またその差へるを訂正して寶曆甲戌曆を作り、その後四十三年を経て、光格天皇の寛政九年高橋至時等清の康熙年間に出來た

宣明曆

五紀曆

貞享曆

寶曆甲子曆

寛政曆
天保壬寅元曆

太陽曆の採用

造曆

御曆の奏

具注曆

歴象考成によつて、新に寛政曆を作り以て寶曆甲戌曆に代へ、次いで四十五年の後、仁孝天皇の天保十三年澁川景佑、足立信顯等再び考訂して天保壬寅元曆を作り明治五年に及んだ。かくて、我が國に支那の曆法を傳へ始めて元嘉曆を用ゐてから凡そ八變して居る。然るに明治五年十一月九日詔して十二月三日を明治六年一月一日とし、以後太陰曆を廢し、公私すべて太陽曆に従ふこととなつたが、民間では猶ほ太陰曆を使用してゐるものもある。

古來我國に於ける造曆は中務省にある陰陽寮の所管であつて、曆博士といふ官があり、毎年十一月一日明年の曆を上ることになつてゐる。之を御曆の奏といつた。その原本の最古のものは正倉院文書天平勝寶八歲具注曆の斷簡である。普通に之を具注曆と稱するのはそれに日ごとの吉凶をはじめ具さに注してあるからで、その法式はいふまでもなく支那から傳はつたものである。この具注曆には二種あつて、その一は普通のものであるが、他の一種は日記を書くやうに毎日空白二三行を置いてある、もし日記が書き足らねば裏面に書きつけられる。その曆の記載は必ずしも漢文ばかりでなく、上皇實

假名曆

三島曆

伊勢曆

盲目曆

太陽曆

ユリウス曆

權時代のころから平假名を用ゐたものもあり、群雄爭覇時代に入つては朝廷衰弊の爲め造曆のことも行はれず、三島曆といふやうなものが民間に起り、伊勢皇太神宮では京都土御門家の曆の寫本を申請けて版行配付せし伊勢曆も現れた明治以後東京天文臺で造曆し、神宮司廳でこれを全國に頒つてゐるのはこの因縁によるのである。其他徳川時代にはたゞ繪だけで説明を加へた一枚摺のもので、所謂盲目曆なども行はれてゐた。

二 太陽曆

今日歐米の基督教國に行はるゝ曆法で、我が國では明治六年一月から採用された。地球が太陽を一周する期間を第一の標準とするもので、もと羅馬の英傑ユリウス・ケーザルの制定した曆法であるからユリウス曆と稱する。然るに、基督紀元一千五百八十二年に、實際と凡そ十日の差を生じたから、羅馬法王グレゴリオ八世この曆法を改正し、從來は一年を三百六十五日とし、四年ごとに必ず閏年(三百六十六日)を置いたのに、この年からその閏年となるべき年でも、その紀元年數を四百を以て整除しがたき年をば平年とする、即ち四百年

グレゴリオ
改曆

の間に閏年を三年減することゝなつた、これが所謂グレゴリオ改曆である。たゞ露國だけは革命前までこのグレゴリオ改曆を採用せず、舊に仍つてユリウス曆を行つて居た。

三、ヘブライ曆及びマホメット曆

ヘブライ曆

西洋に行はるゝ曆法は必ずしもすべて太陽曆ではない、ヘブライ曆といふ太陽太陰兩曆を折衷した様なものもある、これは猶太人の間に行はるゝもので、一年を以て三百五十四日とし、十九年ごとに七回を閏年とし、三百八十四日を以て一年とする法である。また土耳其、波斯、亞刺比亞等のマホメット教國民の間に行はれて居るマホメット曆は、基督紀元六百二十二年七月十五日マホメット避難の日を紀元とした太陰曆で、また同じく三百五十四日が一年となつてゐる。

マホメット
曆

基督紀元

以上略述した曆法の外、日本や支那は西洋諸國とは年の數へ方を異にして居る、西洋では耶蘇基督の降誕の年(實は紀元前四年である)を基督紀元元年として年を數へ、紀元元年より前を溯つて紀元前何年と數へる、昭和六年は基督

皇紀と基督
紀元との差

紀元一千九百三十一年に當つて居る。尤も我が國でも早くから民間には神武天皇御即位の年を紀元元年とし、年表などに記入したものがあつたが、正式にこの御即位紀元の採用せらるゝに至つたのは、明治五年始めて紀元節を設けられた後の事で、昭和六年は實に皇紀二千五百九十一年に相當する。幸にも我が皇紀と基督紀元との差が六百六十年であるから、互に之を換算するに非常に都合がよい。前に述べたヘブライ曆の紀元はグレゴリオ改曆に三千七百六十一年を加へたもの(閏年は之を十九で割つて三、六、八、十一、十四、十七、十九の數が残つた場合)、マホメット曆の紀元元年は基督紀元六百二十二年である。また東洋でも佛教徒の間には昔から釋迦の涅槃後何年と數ふる法もあつたので、扶桑略記などには佛滅後何年と記載してある。

佛滅紀元

千支紀年法

我が國年號
の初

我が國固有の年の數へ方が如何なりしかは今之を知るよしもないが、初めは恐らく朝鮮から教へられたゞ千支のみを用ゐて居たに過ぎなかつたやうである。これは古事記、崇神天皇以後御歴代天皇の崩年や、日本書紀に引用せられてゐる古書及び古金石文等によつて證明される。それが推古天皇以來

法興といふ
年號

支那の制に準據し、公には年號を用ゐて年數を紀することになつた支那に初めて年號の出來たのは前漢の武帝建元元年である。尤も普通には日本書紀に據つて孝徳天皇の大化元年始めて年號が建てられたといはれて居るが、推古天皇の御代に法興といふ年號のあつたことは釋日本紀に引用せる伊豫道後の碑及び法隆寺釋迦像背銘文によつて證明されるのであつて、攝政たる聖徳太子關係のものに私年號が用ゐられる理由もなく、また當時私年號の存在すべき理由もないから、この法興を以て我が國に於ける年號の初としなければならぬ。たゞそのころまで當時の人々は習慣的に干支を以て年を紀してゐた、ゆゑ、偶日本書紀の資料に法興といふ年號を逸して居たのではあるまいか。聖徳太子の薨後に年號の制暫く行はれず、大化に至つて復活したが、齊明天皇以後また絶え、天武天皇の御代に白鳳(これも日本書紀に逸してゐるが、幸に續日本紀に見えてゐる)、持統天皇の御代に朱鳥といふ年號などがあつたぐらいで、必ずしも連續して居ない。

文武天皇の御代に大寶の年號が定められてから以來は引つゞいて今日に

辛酉革命

甲子革命

改元

一代一元の
採用

難陳

私年號

及んでゐるが、天皇の御代始はいふに及ばず、祥瑞災異事變ごとに多く改元され、また織緯の説によつて辛酉革命、甲子革命といひ、辛酉や甲子の年に當れば改元する(三善清行革命勘文参考)ので、御一代の間に數たびの改元も珍しくなかつた。たゞし稱光天皇及び明正天皇の御代のごとき即位の年改元されず、また御一代の間改元されずに過ぎた變例もある。(明の太祖以來一代一元と定まれる制を我が國で採用されたのは、明治以來のことである。この改元の折には年號の勘者を定めその勘進について改元定が行はれ、難陳といつて、その字義等につき議論が闘はされ、先例を調べて後はじめて年號が定まるのであつた(續群書類從所收改元部類改元定記参考)。

我が國で私年號の行はれたのは、大化以前にもあるやうに年代記の類に見ゆるが、それは僧侶の假作に過ぎない、高野山文書寶簡集十八の僧鑊阿天野宮八講理趣三昧并神事等用途米寄進狀や、宗像色定法師一筆書寫一切經の中に和勝元年(建久元年に當る)とあるのを初見とする。また得江文書には白鹿二年(太平記生源院本に據れば、南朝正平元年と推定される、從來延元二年とされ

たのは誤らしい)の奉書があり、その後、福徳元年、延徳元年に當る、彌勒元年(山梨縣南都留郡西湖村役場の所藏文書には命祿元年と書いてある、永正二年に當る)、永喜元年、大永六年に當る)などの私年號があつたが、これら私年號の出來た所以についてはまだ明でない。藤井貞幹は逸年表を、伴信友は古史傳異年號表を、穂積保は異年號考を、また栗田寛博士は逸年號考(栗里先生雜著所收)を編し、各その見聞の及んだところを載せてゐるが、前に擧げた和勝、白鹿の如きは上の諸書に見えないものである。

この年立や曆法は國史に志すものに取りて非常に大切なもので、それら専門學者の手に成つたものを是非とも常に座右に備へて置かねばならない。それらは大別三つの種類に分たれる、第一類は過去に於ける各年の大小閏月及び日ごとの干支を推歩したもので、澁川春海の日本長曆神武天皇即位元年から貞享元年までと中根元圭の皇和通曆神武天皇東征甲寅の年より享保十八年までとの二書が、普通に用ゐられてゐる。尤も皇和通曆は記録を參考して居れど場合によつて月の大小を人爲的に改むる處もあり、猶ほ誤謬がある

日本長曆と
皇和通曆東西諸曆對
照表

年表

から、千葉歲胤は皇和通曆蝕和考を著して之を訂した。第二類は相異れる東西の諸曆を對照し、過去に於ける各年の大小閏月や干支等を注記したものである。それには西洋曆、マホメット曆及び支那太陰曆とを對照した内務省舊地理局の三正綜覽を推薦する、しかし僅少の部數しか出版されず、今は之を需むることが困難であるから、高山昇氏の太陽太陰曆對照表で満足するか、又は英文のプラムゼン氏對曆表を備へたらよいであらう。第三類は年と干支の下に天皇の即位讓位等を始とし、その年に起つた主なる事柄を記した年表である。これにまた二種類あるといつてよい、一は或る國と外國との對照表で、司馬遷の史記にはじめて年表を設けたのに起り、朝鮮の三國史記や三國遺事などもそれに倣つてゐる。我が國で早く世に出でたものは、應仁文明時代に卜部兼俱の新撰三國運數符合圖が出たのを初とするであらう。徳川時代に入つて公にせられてゐるものは、松井義の和漢合統、淺野高藏の和漢年契、その縮刷本を掌中、和漢年契や、清宮秀堅の新撰年表、その縮刷本が掌中新撰年表などが世に行はれて居る。明治時代に編纂されたものでは大槻如電井上頼圀

二氏の東西年表もよいが、更に一機軸を出したのは、我が國だけの史實年表としての好著は、内務省舊地理局から出た卷懷年表に暗示を得て編纂されたと推測される大森金五郎氏の日本讀史年表を擧ぐべきであらう。それには天皇、上皇をはじめ攝政、關白、將軍、執權等、政治上重要な人々の在位在官の年月等をも一目瞭然たらしむる様に線を引いてこれを記入し、且つその年に起つた大事件を網羅してゐるのみならず、頭注に閏月を書き加へ、江戸幕府老中の任免及び内閣大臣の更迭の如き、年表中の記載却つて混雜を招く恐あるものは別に之を卷末に附表としたるなど注意周到なものである。また八代國治博士等の編纂にかゝれる國史大辭典に收められた年表は一層詳密を加へたもので、皇居、院政その他參考となるべき事件を收めてあるが、なほ最近發行せられた清原貞雄博士編日本文化史年表は政治、經濟、宗教、教育、學術、文藝、美術、工藝の各部門に分つて詳細に誌されて居る、たゞ年表としては少し煩雜すぎる感がある。明治維新以後の年表は妻木忠太氏の維新後大年表が委しい。これらの年表の記載事項には、月のみに掲げ、未だ多く日に及んで居ないのが場

特殊年表

合によつて不便であるから、余は本書第二版の附冊として國史研究年表を公にしたが、重田定一氏等の國史便覽はその間多少の誤謬があるとしても、また一々年月日の下に簡単に敘述しあり、研究者に便宜のものである。

補任類

年代記

この一般の年表の外に、特に或る事物に關せる年表がある。前に擧げた逸號年表をはじめ、西田直養の金石年表、裏松固禪の皇居年表、續篇、伴信友の史籍年表、小泉安次郎氏の日本史籍年表、橋川正氏の佛教史年表などが數へられる。また特に或る時代の出來事を主としたもの、所謂年代記の中にも年表の名稱を有して居るものが少くない、例へば徳川時代に於ける泰平年表や武江年表の如きは之に屬するものであり、年代記としては如是院年代記、興福寺年代記をはじめその類に乏しくない。その他御代々皇代記(大日本史に編年殘篇として引用し、また應徳年代記と稱せらるゝもの)、歴代皇記、皇代記、皇年代略記、武家年代記の如きをはじめ、下に擧ぐる補任類の如きまた年表の一としても常に座右に備へて居らねばならない。

一公卿補任 (國史大系本)

公卿補任の
尻付

神武天皇以來慶應四年に至るまで、その間少しく闕卷がないではないが、年ごとに大臣以下参議及び三位以上の散位の公卿を列舉し、補任、敘位、解任、辭職、薨去、及び出家等の月日を注して居る、尤も古い時代の部分は追記であるが、後の方は正確な公卿補任録である。そして三位又は参議に初めて敘任される條にはその經歷せる官位を尻付としてあるから、それまでの履歴をも知ることが出来る。

一 攝關補任次第 (群書類従本)

藤原良房より近衛前久に至る。攝政關白の補任等を注したるもの。

一 辨官補任 (群書類従本及び續々群書類従本)

群書類従本は初め少しく闕け、一條天皇寛弘七年から後鳥羽天皇建久八年に至る、續々群書類従本には宮内省圖書寮所藏の元祿本によつて土御門天皇から後光明天皇までを收む。

一 職事補任 (群書類従本)

嵯峨天皇はじめて藏人所を置かれてから後奈良天皇の御代に至るまで、藏人頭及び五位職事藏人の交名を載せ、その補任轉任等を注したるものである。

一 藏人補任 (群書類従本及び續群書類従本)

今現存して居るのは醍醐天皇の延喜十七年から延喜二十二年までと、後堀河天皇嘉祿元年

から伏見天皇の弘安十一年までとである、これには藏人頭以下五位六位の藏人、非藏人まで載せてある。

一 將軍執權次第 (群書類従本)

源頼朝以來鎌倉時代の將軍、執權、及び六波羅探題などの次第を記したもので、安徳天皇の治承四年から後醍醐天皇の元弘三年に至つて終る。

一 關東評定傳 (群書類従本)

後堀河天皇嘉祿元年から後宇多天皇弘安七年に至るまで鎌倉幕府の執權、評定衆及び引付衆等の補任である。

一 類聚大補任 (群書類従本)

伊勢内外宮の祭主、官司の補任である、今存して居るのは、清和天皇から村上天皇までと、安徳天皇から仲恭天皇までと、後堀河天皇から龜山天皇までとの三卷に過ぎない。

一 僧綱補任抄出 (群書類従本)

推古天皇三十二年觀勒僧綱に任ぜられてから六條天皇永萬元年に至るまでのものを、忠珍僧都の抄出したものである。

一 天台座主記 (群書類従本)

第二章 補助學(年代學)

義眞和尚以來入道尊朝法親王まで百六十七代の補任である。

一 東寺長者補任 (群書類従本)

嵯峨天皇弘仁十四年空海弘法大師から後村上天皇正平二十二年北朝貞治六年に至るまでのものである。尤も群書類従本は抄本で、別に原本と見るべき寫本が傳はつて居る。

一 歷名士代 (群書類従本)

應永以來四位五位の官位昇進の士代、即ち元帳ともいふべきもので、經濟雜誌社の群書類従本は山科言繼卿自筆本によつて増補し、慶長年間に及んで居る。

第五 系譜學

系譜學は歴史上有力なる人物の系統を研究するもので、果して一の獨立した學科として發達し得べきものか、また史學の附屬物として今日の有様で進むものか、いづれとも未だ分らないが、兎に角その必要なるは争はれぬであらう。我が國は元來氏姓制度の上にはもと世官世職であり、氏族的要素が深く根ざしてゐるのであるから、系譜學に關する文獻は古代から可なりの數に達してゐる。我が國に於いてはじめて推古天皇の二十八年に、聖德太子が蘇我

系譜學に關する文獻

馬子と議して編纂された天皇記、國記、臣連伴造國造百八十部公民等の本記は逸亡して内容の如何なりしかを知らぬことが出來ないけれど、天皇記や臣連伴造國造記など、或は恐らく系譜様のものであつたらうとも想像される。尤もこの以前外國から歸化して來た氏族もます／＼多くなつて來たので既に允恭天皇の御代に盟神探湯を以て氏の本末を定めその正偽を明にせられたことがあつたから、氏々の系統も調べてあつたと思はれる。この國史の編纂には少くともそれらが骨子となつたのであらう。

やがて持統天皇の五年に十八氏の人々に先祖以來の纂記を進上せしめられたことが日本書紀に見えて居る。養老令によれば歸化人も良民に編入せらるゝことになつて居るから、華夷いよ／＼混淆して氏族の別がわからないやうになり、姓氏の争が絶ゆることなかつたから、淳仁天皇の天平寶字五年に氏族志を撰ばしめんとし給うたが、惠美押勝の亂の爲めか遂に出來上らなかつた。日本後紀、桓武天皇の延暦十八年十二月戊戌の文によれば、また諸氏に勅して本系帳を上らしめられたが、ついで嵯峨天皇之を紹述して萬多親王、藤

諸氏の纂記

氏族志

本系帳

原冬嗣等をして編修せしめられたのが新撰姓氏錄である。編纂校讎十歳を費し弘仁六年七月功成つて奏進した、畿内の諸氏三十卷のみで、遂にその他の國々に於ける諸氏に及ばなかつたけれども、幸に今その書を傳へ、中には古事記、日本書紀などにも見えない古傳があり、また國史の研究に闕くべからざるものである。天神地祇の子孫を神別、歴代の天皇より出でたるものを皇別、三韓漢土より歸化した氏族を諸蕃とし、凡そ一千一百八十二氏(現在傳はるところ一千一百七十七氏)の事を記述し、各その氏について出自を明にし本枝を詳にして居る。刊本では文政四年に出版された源稻彦の校訂本が最もよいが、群書類從にも之を收めてゐるが、注釋本としては細井貞雄の氏族考、栗田寛博士の新撰姓氏錄考證が一番よい。大日本史氏族志はこの新撰姓氏錄の外諸書を參考して編録されたもので、主として栗田博士の努力に成り、我が國に於ける姓氏の研究に必要なものである。

その他氏文としては本朝月令政事要略及び年中行事秘抄などに散見せる高橋氏文、伴信友の考注一卷がある(が一の標本なるべく本系帳としては延

喜六年に大中臣氏人等の上つた大中臣氏本系帳(群書類從所收の中臣氏系圖に加へてある)がその一例であらう。また釋日本紀に引用せる私記に王子枝別記、氏族略記といふものがあり、日本書紀の弘仁私記の序文に諸氏雜姓記、諸蕃雜姓記等の名が見え、本朝書籍目録に神別雜氏記といふものもあるが、今は皆傳はらない。養老令の制には式部省の職掌に功臣の家傳を編修することがあり、その家から家傳を編して之を進むれば、式部省で更に撰修することになつてゐる。これは系譜といふものでないけれど、有功の人の傳記にはまたその家の出自が載せられてゐるのである。群書類從に收めてある大織冠傳や武智麻呂傳は家傳上下とあり、和氣清麿傳や坂上田村麿傳、また家傳の實例と見るべきものであらう。

されば朝廷に於いても系譜の事を大切になされ、御系統を一目瞭然たらしめる皇室の系圖が早く出來たことであらう。養老四年舍人親王が日本書紀と共に撰上せられた系圖一卷は、今の日本書紀には傳へてゐないが、釋日本紀卷四に收めてある帝皇系圖は、恐らくそれであらうといはれてゐる。平安奠

血脈

都時代に入つて後弘法大師により我が國に傳へられた眞言宗がまた師資相承の傳統を重んじ所謂血脈なるものが大層八釜しいものであつて傳法系圖といふべきも生じてゐるが俗家にも家々の系圖がだん／＼出来る様になつて來たと思はれる。今日に存して居る最古の系圖は近江園城寺に藏せられてゐる和氣氏系圖である。これは智證大師(圓珍)俗家の系圖で紙を横についで卷子とし系統を豎に書いた所謂豎系圖である。然るにまた右から左へ横に系統を引いて書く方が便利でありこゝに所謂横系圖なるものが行はるゝことゝなつたその間に莊園傳承の系圖や寶物傳來の系圖(近江敏滿寺所藏の佛舍利繼承系圖の如きその一例)などもあつたが皇室の御系圖をはじめ武家に至るまで諸家の系圖が纏められて遂に大成されたのが洞院公定の尊卑分脈であらう。もし新撰姓氏錄を古代氏姓譜といふことが出来るならば尊卑分脈は主として源平藤橘等諸氏系圖と稱してよい。

皇室の御系圖で余の管見の及んだ最古の原本は今宮内省圖書寮所藏の壬生家文書にある弘安頃の豎系圖と横系圖とである。また續群書類從系譜部

和氣氏系圖

豎系圖

横系圖

皇室の御系圖

本朝皇胤紹運錄

詰所系圖

の中にも皇胤系圖、皇帝系圖といふものがあり尊卑分脈にも前田侯爵家本には皇胤系圖次にいふ本朝皇胤紹運錄と同本歟を收め醍醐寺三寶院にも皇家中興時代を多く下らざる帝王系圖がありその原本は今所在を失つてゐるが幸に史料編纂所にその影寫本がある山城三千院にも名は王代一覽となつて居るが實は室町時代に出來た皇室御系圖一卷があり互に出入はあるが、これも善本である。普通に我々の座右に備へ得るものは群書類從卷六十にも收めてある本朝皇胤紹運錄であらうこれははじめ應永年間藤原滿季の撰進したもので後に將軍義尚の求めにより後土門天皇長享三年に中御門宣胤が増補して進めたものを更に後人が後陽成天皇までに及ぼしたもので古くは諸家大系圖と共に刊行されてゐた。群書類從には塙保己一が後桃園天皇までを増補し經濟雜誌社本には明治天皇までを追加し新校群書類從には更に今上までに及んでゐる。また徳川時代に出來た皇室の御系譜は系圖綜覽所收の詰所系圖が最も詳細であるが明治十年に元老院で印行された横山由清黒川真頼兩氏の纂輯御系圖もよいものである。

前にいつた尊卑分脈は一に諸家大系圖といひ、常磐井宮、伏見宮の兩宮家の略系と共に卜部氏、中臣氏、藤原氏、源氏、嵯峨天皇の御流より崇光院の御流に至るまでの諸源氏、平氏、橘氏、菅原氏、中臣氏、大江氏、高階氏、及び清原氏その他八氏を網羅し、本系略系等載せてゐるが、主として源平藤橘四氏の系圖といつてよい。皇家中興時代に至る系圖を収めて、もと十三卷となつて居たものに前の皇胤紹運録を合刻し、所謂十四卷本の大系圖として刊行されてゐたが、宮内省圖書寮の藏本で室町時代の末まで書き継ぎある二十卷本が、故實叢書初版に收められてゐる。これは更に諸家の善本と對校して近く新訂増補國史大系に收められる豫定である。また續群書類從には尊卑分脈、脱漏一卷を收め、天保の頃水野忠央は大系圖畫引便覽四卷を公にしてゐる。かの三十卷本の大系圖は、明暦の頃西道智が尊卑分脈に本づいて増補した諸家の系圖で、杜撰にして取るに足らぬものである。

その他群書類從には菅原、大江以下十五氏の系圖を收め、續群書類從には武藏、七黨系圖以下凡そ七十餘卷を収めてゐるが、この續群書類從所收のもの、

多くは、既に早く徳川光圀が丸山可澄に命じて纂めしめた諸家系圖纂七十二卷に收めてある、それに國書刊行會編纂の系圖綜覽を加ふれば、群雄爭覇時代までの分はまづ纏まるであらう。(尤も系圖綜覽と諸家系圖纂とは重複するものも多い)。たゞこれらの系圖には、攙入加筆もあり、殊に卑賤より身を起したものが、その祖先を源平藤橘または菅原などの舊名家に結びつけたり、南朝忠臣の後と稱したりして、偽系圖を作つた人も少くないから、よくそれらの系圖の成立を前以て調べて置かねばならない。

徳川時代に入つて、幕府の撰修事業は系譜に於いて開始されたといつてよい。幕府は先づ示諭を發して諸家の系圖を徴した後、その呈譜によりて太田備中守資宗監修の下に林道春等寛永諸家系圖傳を撰修し、寛永二十年に眞字本、百八十六卷、假字本、百八十六卷が出来上つた。世に傳はつてゐるのは假字本であつて、眞字本は日光の神庫に藏めてあるといはれてゐる。呈譜に詳略があつた、ゆゑ撰修にも繁簡當を得ない所があるけれど、兎に角、徳川氏開府第一の大編纂であつた史學會雜誌第十四號日下寛氏、寛永諸家系圖傳解題參考。

ついで貞享年間また諸侯以下の人々をしてその家譜を幕府に呈せしめ、譜牒餘録(また貞享書上)が編せられたが、幕府の系譜撰修事業は寛政に至つて極まれりといつてよい。寛政十一年から文化九年まで十四年の間老中堀田正敦、大學頭林衡等旨を奉して寛政重修諸家譜凡そ千五百三十五卷を編し、前後その編纂に従事したものの屋代弘賢以下五十餘人に及び、採擇を嚴重にし、文辭を平易にし、殆んど間然するところないときまでいはれてゐる(史學會雜誌第十六號日下寛氏「寛政重修諸家譜解題」參考)たゞあまりに浩瀚であり、従つて傳寫の甚だ稀なのが久しく學界に遺憾とせられてゐたが、大正六年内閣文庫本によつて活字本として公刊されて大に便宜を得ることゝなつた。また朝廷の側でも公卿を初め家々の系譜が出来て居る、その纏まつたものでは諸家傳が最もよいが、版本としては僅に簡單なる諸家知譜拙記ぐらゐに過ぎぬ。

かく従來いろ／＼系譜や系圖が出来ては居るが、明治時代以後これに關する大編纂が猶ほ未だ世に出でず、僅に太田亮氏の姓氏家系辭書があるくらゐに過ぎないのは遺憾である。蓋し系圖を重んずる風習は、兎角その家を實

際以上にしたい考を生じ易く、その祖先をエラ、イ、人にしたがひ爲めに由緒なき家でも、よい加減の系圖を作るやうになり、系圖作者なども世に出で、名族舊家と縁をつくつて偽作した例が多い、されば系譜を學術的に研究せんとする人の出づるは、我が國史學界の要求といふべく、系圖の作り方などにも母系を加ふるなど、従來の形式を改むべきものがあらうと思ふ。

第六 考古學

考古學は一言にしていへば遺蹟遺物そのものに就いて研究する學問であり、遺蹟の規模、構造及び工作をはじめとし、遺物の材料、製作、手法、意匠様式等を調査するもので、言語、傳説、歌謠等の無形史料の研究に對し、有形史料を檢討して史學の補助學たるに重要な位置を占めてゐる。尤も古記録や古文書の如きも遺物といふ點から觀れば考古學の一部であるやうに思はれるが、それには主として、材料の研究に止まり、その内容について考古學的研究を加ふるものではない。嚴格にいへば、考古學の目的はその材料、製作、品質等を吟味し

定するのであり、その範圍は廣く都市、城塞、道路、橋梁、社寺、墳墓などの遺蹟をはじめ、建物、器具、衣服、裝飾品、武器、泉貨、玩具及び儀式に關せる物等みなこの中に含まれて居る。

坪井九馬三博士はその史學研究法に考古學を古土木學、古器學、有職學の三に分けて居られるが、更に古泉學、金石學等の特別なる専門もある。ウエストロップ氏の考古學提要には建物、彫刻、繪畫、金石、古筆の五に區別してあるが、建物、彫刻、繪畫の如きは寧ろ之を美術史として研究すべきものであり、古筆學は古文書學に、金石學は古記録の研究に一任する方がよいであらう。よしこれらのものをも考古學の一部とするにしても、考古學の方面からは、前にもいつたやうに、たゞその材料、品質、形狀、製作、手法、意匠等の調査に限定せられなければならぬ。従つて考古學は寧ろ文獻等の乏しい古代に尤も多く力を致すを可とすべく、或はそれが考古學の主たる使命とも觀られるのである。國史に於いても古文書記録の殆んど存在しない氏姓時代の風俗習慣等をはじめ、

圓鏡

徑八寸八分餘

平螺鈿背

緋繩帶

黃熟香

(一名蘭奢待)

長 五尺一寸

本口圍 三尺九寸

末口圍 一尺四寸

(切り口)

寬正六年足利義政拜領

天正二年織田信長拜領

明治十年明治天皇御料

紺琉璃盃

口徑 二寸八分五厘

高 三寸七分

白琉璃瓶

胴徑 四寸六分

底徑 二寸六分五厘

高 九寸

正倉院全景

大寶二年戶籍(最初の部分)

(表題)

〔御野國山方郡三井田里戶籍 太寶二年十一月第九卷〕

紙表裝 韋帶 天地八寸九分

陶藥壺

高 五寸八分

口徑 三寸九分

蘭合子

長徑 一尺五分

短徑 六寸

高 三寸

刀子五種

木製藥合子

徑 四寸三分

高 三寸三分

尺 五種

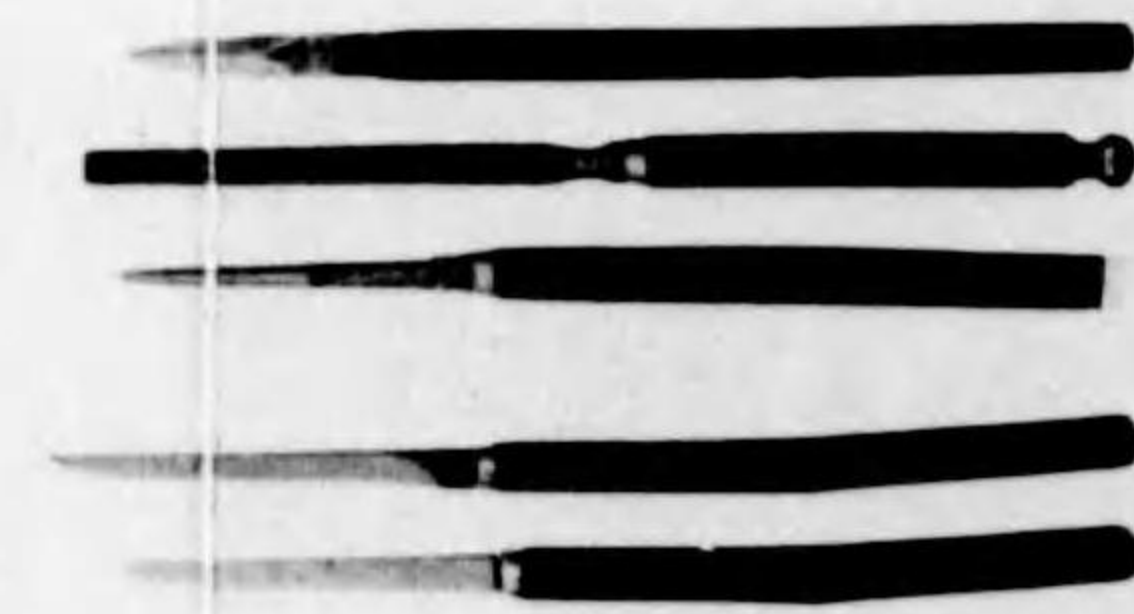
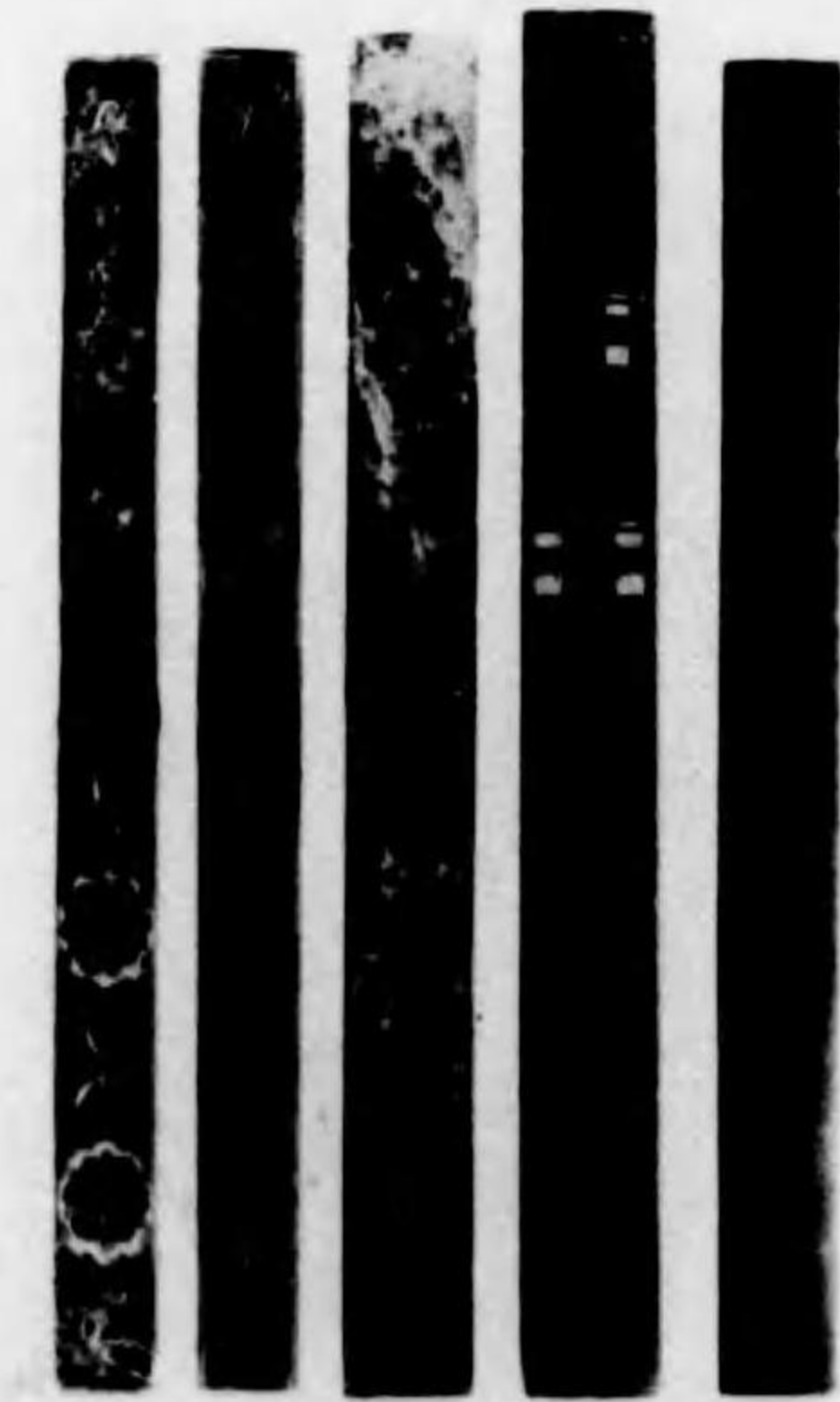
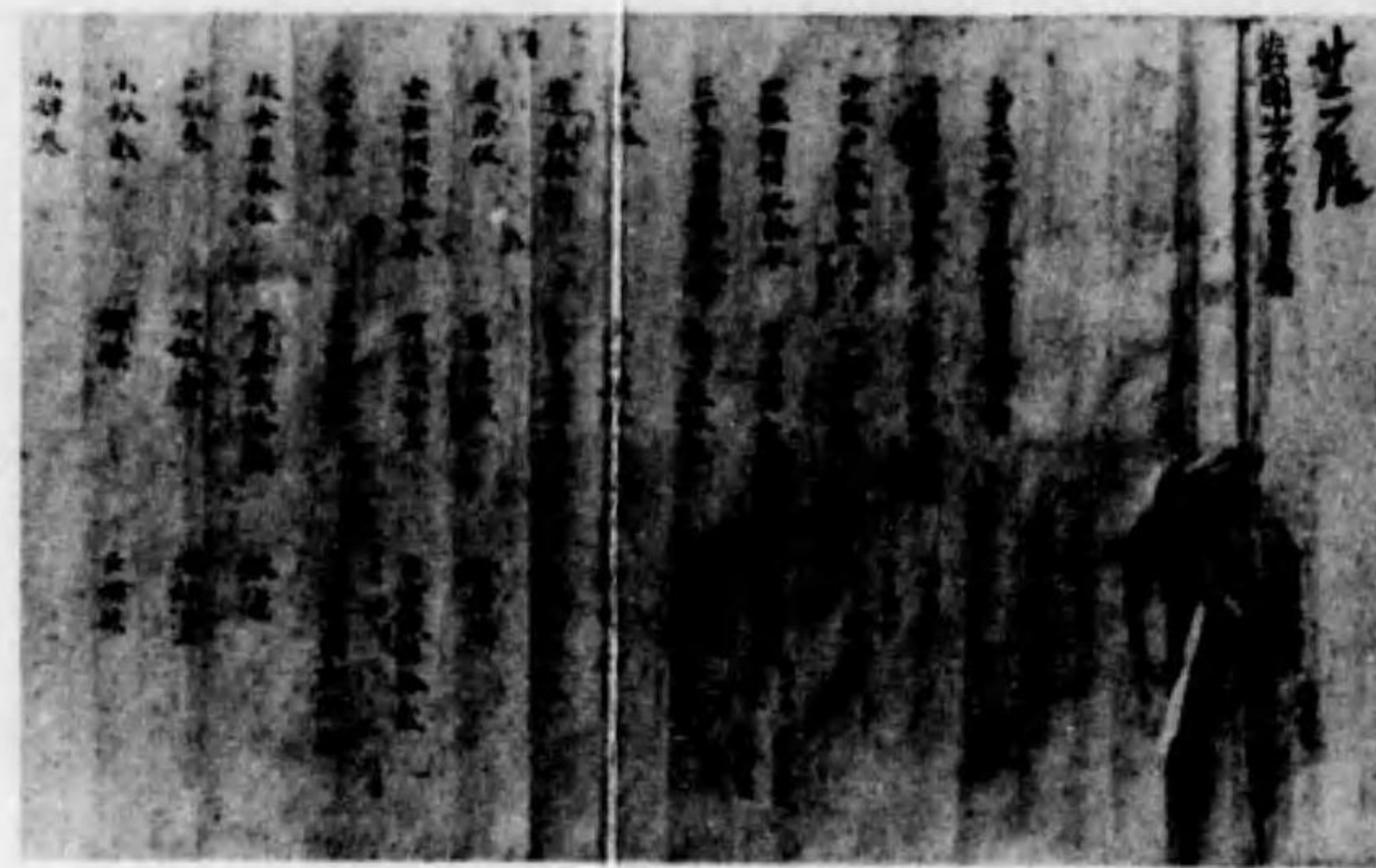
奈良朝時代に用ゐられた唐尺で、所謂天平尺なるもの、こゝに掲げたる五種多少の相異あり、裝飾を加へざる向右端のもの普通に使はれた尺であらう、今の九寸七分餘に當つてゐる。

筆 軸墨書に「文治元年八月廿八日開眼 法皇用之天平筆」とあり、

法皇は後白河法皇であらせれる、長二尺一寸五分。

墨 張紙に「開眼法皇用之天平寶物」とあり、右の筆と同じく後白河法皇の大佛開眼に用ひたまひしもの、長一尺七寸。

墨 中央に「新羅楊家上墨」と陽刻せり、長八寸五分。



Vertical Japanese text on the right page, including a title at the top and several columns of smaller text below.

當時の文化を闡明するに當つて、遺物包含地や古墳及びその出土品等の考古學的研究に頼るものが甚だ多いことはいふを待たぬ。

しかし余は全然考古學を文獻の乏しい時代にのみ限定し、または建物、彫刻、繪畫等の史的研究を美術史として、全く考古學の外に立たしめやうとするのではない、たゞ美術史には美術史として自からその目的がある、考古學として此等のものを取扱ふには考古學そのもの、目的以外に出で、はならないと主張するのである。我が國史に於いても多少古文書古記録の存してゐる時代にあつて、考古學的研究によりその時代の文化を一層的確ならしむることを得るのであつて、その一例は平城京址の調査であり、その最もよい適例は實に正倉院御物の研究である。御物を納められてゐる正倉院そのものが既に考古學的資料たるもので、東大寺大佛殿の寶庫でありながら、帝室の管理に屬して居り、開封ごとに勅使を立てられるのを見ても、奈良朝佛教の國家的であつたことを證明して居る。この勅封の力により今日に傳へられた御物の主なものは、聖武天皇の御遺物を初め、貴重なる工藝品なるのみならず中には支

那もしくは西域地方の製作と思はるゝものも少くないのに、獻物帳、雙倉北雜物、出用藏帳、曝涼帳などが存して居るから、續日本紀、正倉院文書、東大寺要錄、續東大寺要錄などの文獻とつきあはせて、繪畫、染織、彫刻をはじめ、奈良朝時代に於ける美術工藝が如何なる傳統を有し如何なる程度に進んでゐたかを知るばかりでなく、釘、針、竹籠、貝杓子、庖丁の類まで保存せられ、弓矢、刀劍、鞍具より文房具、佛具、舞樂具などまで備はつてゐるから、この御倉は實に當代の文化をつめ込んで居る一大寶庫で、普通に見られる發掘品のやうに既に腐蝕殘闕した類でなく、千二百年に近い間辛櫃に襲藏された貴重品であり、布帛類の文様などよく今日に鮮明なるを得たるは、世界に向つて誇とするところである。また御物の一なる碁盤の木畫にある獅子狩圖は法隆寺所藏の所謂四天王紋旗と共にベルシャのササン様式が窺はれるものであり、雜誌文、三宅米吉博士の「四天王紋旗考」參考文化の東遷を説明するに屈強の資料である。従つて我が考古學者の實地踏査は國內のみならず、古代から關係の深い朝鮮にも支那にも、更に進んで印度その他所謂西域地方にも及ぼし、彼我文化の交渉せるとこ

ろを調査しなければならぬ。

古土木學

大内裏

庭園

都址

さて暫く坪井博士の分類法に従へば、先づ古土木學の著述として、徳川時代では建築に裏松固禪の大内裡圖考證四十八卷が博綜尤も力めたものであり、澤田名垂の家屋雜考、源宗隆の鳳闕見聞圖說三卷及び著者未詳の寛政内裡御造營記などを讀んで後に、京都御所安政元年御造營を拜觀すれば、大に得るところがある。其他大工の雛形などにも雜著多く世に出で、居り、庭園術には後京極良經の作庭記を初め、北山援琴の築山庭造傳の外に、雜誌國華に連載された小澤圭次郎氏の庭園源流考など精細なものであり、京都附近の寺院で西芳寺、南禪院、天龍寺、龍安寺、大徳寺、新寺、醍醐三寶院の庭園などその規模がよく今日に見られる、もし出来ることならば、大宮御所、桂離宮、修學院、離宮の御庭を拜觀すべきである。都市の制では喜田貞吉博士の「飛鳥京」歴史地理第二十卷、「平城京の四至」歴史地理第七卷及び帝都歴史講座、關野貞博士の平城京及大内裏考(東京工科大学紀要)及び之に對する喜田博士の駁論(歴史地理第十三卷)があり、近く上田三平氏の平城宮址調査報告(内務省地理課出版)がある。また天

佛殿

城郭

古墳

古器學

智天皇の大津京址に關しても歴史地理などの雜誌に意見の發表があり、最近滋賀縣からもその調査報告が公にされたけれど、未だその的確なる結論に達しない。佛殿の研究には伊東忠太博士の法隆寺建築論(東京工科大学紀要)關野博士の大佛殿建築論などがあり、法隆寺の再建非再建についての論争は今に解決され得ない、猶ほ各説法典肇憲時代のところで詳しく述べよう。また城寨の研究には田中義成博士の「天守閣考」史學雜誌第一編、大澤三之助氏の「城寨沿革論」(明治三十九年建築雜誌)大類伸博士の「本邦城樓並天守閣の發達」史學雜誌第二十一編、城郭の研究歴史講座があり、古墳に關しては考古學雜誌考古界の改題人類學雜誌等に餘りに多く發表されてあるから一々こゝに擧げないが、梅原末治氏の佐味田及新山古墳研究の如き、その精細なるもの、一であらう、そして古墳そのもの、概説として纏まつた著書としてはまだ見るべきものがないが、まづ高橋健自博士の古墳と上代文化であらう。

次に古器學に於いては佛像などの研究は彫刻繪畫等の木版寫真版等國華その他の美術雜誌に收められて居るし、審美大觀や大日本國寶全集など古美

集古十種

金石

術品の圖録は枚舉に違ないが、是等は主に美術史專攻家の領域に屬する、その考古學的のものでは徳川時代に白川樂翁の集古十種がよく諸方面のものを集めてあるけれど、木版はあまり上出來でない。また藤井貞幹の好古小録及び好古日録や、穂井田忠友の觀古雜帖などをはじめ、徳川時代の隨筆の中にもこの方面の研究に資すべきものが少くないが、明治時代に入つては横山由清の尙古畫鑑、小杉横井兩博士の考古圖譜も参考とするに足るものであり、考古學會から出版された東洋考古資料、建築學會から出版された文樣集成その他法隆寺大鏡や七大寺大鏡等も善いものである。金石の研究には狩谷棧齋の古京遺文(山田孝雄博士香取秀真氏の増補されたものがよい)、龜田一恕氏の皇朝金石年表、考古學會から出版された造像銘記の外には木崎愛吉氏の大日本金石史及び攝河泉金石志もよく集録してある。また鏡劍については高橋健自博士の鏡と劍と玉及び銅銚銅劍の研究、富岡謙藏氏の古鏡の研究、梅原末治氏の鏡鑑の研究及び銅鐸の研究、それに圖録類としては山川七左衛門氏梅仙居藏古鏡圖録、富岡謙藏氏桃華盞古鏡圖録、關信太郎氏桃陰廬和漢古鑑圖録、嘉